

31年 4月 26日

名寄市議会議長 黒井 徹 様

会 派 名 市民連合・凜風会
 経理責任者名 高野美枝子

平成30年度政務活動費収支及び活動報告書

名寄市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり平成30年度政務活動費収支及び活動報告書を提出します。

記

1 収 入 政務活動費 840,000 円

2 支 出 (単位 円)

科 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	612,209	航空券代金・宿泊代金
研 修 費	32,530	講演会・講師謝礼
広 報 費		
広 聴 費	18,502	意見交換会場借り上げ代金
要望・陳情活動費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
人 件 費		
事 務 所 費		
合 計	663,241	

3 残 額 176,759 円

4 活動報告書別紙

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

2018(30)年度市民連合・凜風会政務活動費内訳一覧

月	日	収入	支出	差引残高	項目	備考	領収書NO
4	10	840,000		840,000		平成30年度政務活動費	
		調査研究費					
8	22		43,140	796,860	調査研究費	航空券代金	1
	31		66,950	729,910	"	航空券代金	2
	31		5,670	724,240	"	航空券代金	3
	31		75,450	648,790	"	航空券代金	4
	31		80,940	567,850	"	航空券代金	5
	31		2,580	565,270	"	航空券代金	6
	31		50,400	514,870	"	宿泊代金	7
10	22		4,870	510,000	"	航空券代金	8
	22		5,788	504,212	"	昼食代金(6名)	9
	22		29,700	474,512	"	宿泊代金	10
	22		9,000	465,512	"	夕食代金(6名)	11
	22		500	465,012	"	駐車代金	12
	23		6,600	458,412	"	昼食代金(6名)	13
	23		40,080	418,332	"	宿泊代金(6名)	14
	23		500	417,832	"	駐車代金	15
	23		9,000	408,832	"	夕食代金(6名)	16
	24		6,600	402,232	"	昼食代金(6名)	17
	24		1,240	400,992	"	電車代金	18
	24		9,000	391,992	"	夕食代金(6名)	19
	24		72,022	319,970	"	レンタカー代金	20
	25		4,440	315,530	"	電車代金	21
	25		7,440	308,090	"	昼食代金(6名)	22
	25		8,810	299,280	"	タクシー代金	23
	25		9,050	290,230	"	タクシー代金	24
	25		2,280	287,950	"	電車代金	25
	25		2,520	285,430	"	電車代金	26
	25		6,325	279,105	"	夕食代金(6名)	27
11	1		51,150	227,955	"	レンタカー代金	28
	1		164	227,791	"	郵便切手代金	29
		小計	612,209				
		研修費					
3	2		2,310	225,481	研修費	神原勝講演会・よろーな	30
	2		220	225,261	"	コピー代金	31
	2		30,000	195,261	"	神原勝講演会・謝礼	32
		小計	32,530				
		広聴費					
2	5		4,920	190,341	広聴費	郵便切手代金	33
	12		2,910	187,431	"	意見交換会・風連地域交流センター	34
	26		3,640	183,791	"	資料印刷代金	35
	28		3,240	180,551	"	意見交換会・文化センター	36
	4		3,792	176,759	"	意見交換会・お茶	37
		小計	18,502				
		差引合計					
		840,000	663,241	176,759			

WEB e4b05ff7d0-NQFB1-114804-0-11
表示日 2018/08/22
DATE OF DISPLAY領収書
RECEIPT下記、正に領収致しました。
This is to certify that Solaseed Air has received the following.

宛名 RECEIVED FROM	名寄市議会 市民連合・凜風会	様
金額 THE SUM OF	¥43,140	(税込/tax-included)
	クレジットカード支払い 楽天カード	
但し IN PAYMENT OF	運賃および税金・料金等 AIR FARE and TAX/FEE/CHARGE FOR THE FOLLOWING.	
航空券番号 TICKET No.	1010212760214011 1010212760215013 1010212760216015 1010212760217010 1010212760218012 1010212760219014	
照会番号 REFERENCE No.	K8P8BV C8M5R6 K8P8BW K8P8BX J8MHKL V8PJSD	
航空券発行日 TICKET ISSUE DATE	2018/08/22	

Solaseed Air 株式会社ソラシドエア
Solaseed Air Inc.本紙は電子的に保持している領収データを画面表示したものです
This is an electronic display of receipt data.

WEB e4b05ff7d0-NQFB1-114804-0-11
表示日 2018/08/22
DATE OF DISPLAY

航空券明細 TICKET DETAILS

■ご搭乗者名/照会番号
PASSENGER NAMES/REFERENCE No.

オクムラ ヒデトシ様 (K8P8BV)

■ご旅程
ITINERARY

搭乗(予定)日	便名	区間	利用運賃	運賃額(税込)	運賃適用基準日
2018/10/24(水)	SNA 022	熊本≫東京(羽田)	バーゲン60	¥7,190	2018/8/22(水)
			合計	¥7,190	

■ご搭乗者名/照会番号
PASSENGER NAMES/REFERENCE No.

クマガイ ヨシマサ様 (O8M5R6)

■ご旅程
ITINERARY

搭乗(予定)日	便名	区間	利用運賃	運賃額(税込)	運賃適用基準日
2018/10/24(水)	SNA 022	熊本≫東京(羽田)	バーゲン60	¥7,190	2018/8/22(水)
			合計	¥7,190	

■ご搭乗者名/照会番号
PASSENGER NAMES/REFERENCE No.

サクマ マコト様 (K8P8BW)

■ご旅程
ITINERARY

搭乗(予定)日	便名	区間	利用運賃	運賃額(税込)	運賃適用基準日
2018/10/24(水)	SNA 022	熊本≫東京(羽田)	バーゲン60	¥7,190	2018/8/22(水)
			合計	¥7,190	

■ご搭乗者名/照会番号
PASSENGER NAMES/REFERENCE No.

サトウ ヤスシ様 (K8P8BX)

■ご旅程
ITINERARY

搭乗(予定)日	便名	区間	利用運賃	運賃額(税込)	運賃適用基準日
2018/10/24(水)	SNA 022	熊本≫東京(羽田)	バーゲン60	¥7,190	2018/8/22(水)
			合計	¥7,190	

■ご搭乗者名/照会番号
PASSENGER NAMES/REFERENCE No.

タカノ ミエコ様 (J8MHKL)

■ご旅程
ITINERARY

搭乗(予定)日	便名	区間	利用運賃	運賃額(税込)	運賃適用基準日
2018/10/24(水)	SNA 022	熊本≫東京(羽田)	バーゲン60	¥7,190	2018/8/22(水)
			合計	¥7,190	

■ご搭乗者名/照会番号
PASSENGER NAMES/REFERENCE No.


ヤマザキ マユミ様 (V8PJSD)

■ご旅程
ITINERARY

搭乗(予定)日	便名	区間	利用運賃	運賃額(税込)	運賃適用基準日
2018/10/24(水)	SNA 022	熊本≫東京(羽田)	バーゲン60	¥7,190	2018/8/22(水)
			合計	¥7,190	

WEB 6e0c84be08-Q6CL4-202120-0-11
表示日
DATE OF DISPLAY 2018/08/31領収書
RECEIPT下記、正に領収致しました。
This is to certify that Solaseed Air has received the following.

宛名 RECEIVED FROM	名寄市議会 市民連合・凜風会	様
金額 THE SUM OF	¥66,950	(税込/tax-included)
	クレジットカード支払い 楽天カード	
但し IN PAYMENT OF	運賃および税金・料金等 AIR FARE and TAX/FEE/CHARGE FOR THE FOLLOWING.	
航空券番号 TICKET No.	1010212342256014 1010212342257016 1010212342259013 1010212342260015 1010212342261010	
照会番号 REFERENCE No.	L8MK80 2BLT41 S8NMBL F8NHGJ W8N2YP	
航空券発行日 TICKET ISSUE DATE	2018/08/17	

Solaseed Air 株式会社ソラシドエア
Solaseed Air Inc.本紙は電子的に保持している領収データを画面表示したものです
This is an electronic display of receipt data.

WEB 6e0c84be08-Q6CL4-202120-0-11
表示日 2018/08/31
DATE OF DISPLAY航空券明細
TICKET DETAILS

■ご搭乗者名/照会番号

PASSENGER NAMES/REFERENCE No.

オクムラ ヒデシ様 (L8MK80)

■ご旅程
ITINERARY

搭乗(予定)日	便名	区間	利用運賃	運賃額(税込)	運賃適用基準日
2018/10/22(月)	SNA 057	東京(羽田)≫宮崎	バーゲン60	¥13,390	2018/8/17(金)
			合計	¥13,390	

■ご搭乗者名/照会番号

PASSENGER NAMES/REFERENCE No.

クマガイ ヨシマサ様 (28LT41)

■ご旅程
ITINERARY

搭乗(予定)日	便名	区間	利用運賃	運賃額(税込)	運賃適用基準日
2018/10/22(月)	SNA 057	東京(羽田)≫宮崎	バーゲン60	¥13,390	2018/8/17(金)
			合計	¥13,390	

■ご搭乗者名/照会番号

PASSENGER NAMES/REFERENCE No.

サトウ ヤスシ様 (S8NM8L)

■ご旅程
ITINERARY

搭乗(予定)日	便名	区間	利用運賃	運賃額(税込)	運賃適用基準日
2018/10/22(月)	SNA 057	東京(羽田)≫宮崎	バーゲン60	¥13,390	2018/8/17(金)
			合計	¥13,390	

■ご搭乗者名/照会番号

PASSENGER NAMES/REFERENCE No.

タカノ ミエコ様 (F8NHGJ)

■ご旅程
ITINERARY

搭乗(予定)日	便名	区間	利用運賃	運賃額(税込)	運賃適用基準日
2018/10/22(月)	SNA 057	東京(羽田)≫宮崎	バーゲン60	¥13,390	2018/8/17(金)
			合計	¥13,390	

■ご搭乗者名/照会番号

PASSENGER NAMES/REFERENCE No.

ヤマザキ マユミ様 (W8N2YP)

■ご旅程
ITINERARY

搭乗(予定)日	便名	区間	利用運賃	運賃額(税込)	運賃適用基準日
2018/10/22(月)	SNA 057	東京(羽田)≫宮崎	バーゲン60	¥13,390	2018/8/17(金)
			合計	¥13,390	

WEB 6e0c84be08-55YRM-201630-0
表示日
DATE OF DISPLAY 2018/08/31領収書
RECEIPT下記、正に領収致しました。
This is to certify that Solaseed Air has received the following.

宛名 RECEIVED FROM **名寄市議会 市民連合・凜風会 サクマ マコト** 様


金額 THE SUM OF **¥5,670** (税込/tax-included)
クレジットカード支払い 楽天カード ※取消手数料は消費税の課税対象外です
Cancellation charge is non-taxable of consumption tax.

但し IN PAYMENT OF 払戻手数料および取消手数料
Refund handling Charge and Cancellation Charge.

航空券番号 TICKET No. 1010212342258011

照会番号 REFERENCE No. M8MY0Y

航空券発行日 TICKET ISSUE DATE 2018/08/17

Solaseed Air 株式会社ソラシドエア
Solaseed Air Inc.本紙は電子的に保持している領収データを画面表示したものです
This is an electronic display of receipt data.WEB 6e0c84be08-55YRM-201630-0
表示日
DATE OF DISPLAY 2018/08/31航空券明細
TICKET DETAILS■手数料
CHARGES

払戻手数料	取消手数料
430円	5,240円

■ご旅程
ITINERARY

搭乗(予定)日	便名	区間	利用運賃
2018/10/22(月)	SNA 057	東京(羽田)≫宮崎	バーゲン60

■ご搭乗者名
PASSENGER NAMES

サクマ マコト様

41

領収書

WEB d0c732d140-ZBFGW-201834-0-1000

表示日 2018年08月31日(金)

名寄市議会 市民連合・凜風会 様

金額 ￥75,450- (税込)
クレジット支払い 楽天カード



但し 運賃および税金・料金等

航空券発行日 2018年08月31日(金)

上記、正に領収いたしました。

本紙は電子的に保持している領収データを画面表示したものです。

航空券番号	1010214346149013	1010214346150015
	1010214346152012	1010214346153014
	1010214346154016	
照会番号	V8RK8Z V8RK90 68QPP0 98PDNG	
	F8R1Z4	

ANA  A STAR ALLIANCE MEMBER 

全日本空輸株式会社 All Nippon Airways Co.,Ltd.

4

航空券明細

WEB d0c732d140-ZBFGW-201834-0-1000

表示日 2018年08月31日(金)

ご搭乗者名/照会番号

オクムラ ヒデトシ様 (V8RK8Z)

搭乗日	便名	区間	クラス	運賃	運賃額(税込)	運賃適用基準日
2018年10月22日(月)	ANA4782	旭川 - 東京(羽田)	普通席	旅割45L	¥15,090-	2018年08月17日(金)
					合計金額	
						¥15,090-

ご搭乗者名/照会番号

クマガイ ヨシマサ様 (V8RK90)

搭乗日	便名	区間	クラス	運賃	運賃額(税込)	運賃適用基準日
2018年10月22日(月)	ANA4782	旭川 - 東京(羽田)	普通席	旅割45L	¥15,090-	2018年08月17日(金)
					合計金額	
						¥15,090-

ご搭乗者名/照会番号

サトウ ヤスシ様 (68QPP0)

搭乗日	便名	区間	クラス	運賃	運賃額(税込)	運賃適用基準日
2018年10月22日(月)	ANA4782	旭川 - 東京(羽田)	普通席	旅割45L	¥15,090-	2018年08月17日(金)
					合計金額	
						¥15,090-

ご搭乗者名/照会番号

タカノ ミエコ様 (98PDNG)

搭乗日	便名	区間	クラス	運賃	運賃額(税込)	運賃適用基準日
2018年10月22日(月)	ANA4782	旭川 - 東京(羽田)	普通席	旅割45L	¥15,090-	2018年08月17日(金)
					合計金額	
						¥15,090-

ご搭乗者名/照会番号

ヤマザキ マユミ様 (F8R1Z4)

搭乗日	便名	区間	クラス	運賃	運賃額(税込)	運賃適用基準日
2018年10月22日(月)	ANA4782	旭川 - 東京(羽田)	普通席	旅割45L	¥15,090-	2018年08月17日(金)
					合計金額	
						¥15,090-

領収書

WEB a3dffc4bda-G7TQ0-194139-0-1000

表示日 2018年08月31日(金)

名寄市議会 市民連合・凜風会 様

金額 ￥80,940- (税込)
クレジット支払い 楽天カード

但し 運賃および税金・料金等


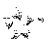
航空券発行日 2018年08月31日(金)

上記、正に領収いたしました。

本紙は電子的に保持している領収データを画面表示したものです。

航空券番号	1010214347095015	1010214347096010
	1010214347097012	1010214347098014
	1010214347099016	1010214347100011

照会番号	Q8QYFR	58RWWC	L8Q3GZ	K8R8C9
	J8PJPR	E8R54C		

 A STAR ALLIANCE MEMBER 

全日本空輸株式会社 All Nippon Airways Co.,Ltd.

5

航空券明細

WEB a3dff4bda-G7TQ0-194139-0-1000

表示日 2018年08月31日(金)

ご搭乗者名/照会番号

ページ 1/2

オクムラ ヒデトシ様 (Q8QYFR)

搭乗日	便名	区間	クラス	運賃	運賃額(税込)	運賃適用基準日
2018年10月25日(木)	ANA4787	東京(羽田) - 旭川	普通席	旅割55M	¥13,490-	2018年08月31日(金)
					合計金額	
						¥13,490-

ご搭乗者名/照会番号

クマガイ ヨシマサ様 (58RWWC)

搭乗日	便名	区間	クラス	運賃	運賃額(税込)	運賃適用基準日
2018年10月25日(木)	ANA4787	東京(羽田) - 旭川	普通席	旅割55M	¥13,490-	2018年08月31日(金)
					合計金額	
						¥13,490-

ご搭乗者名/照会番号

サクマ マコト様 (L8Q3GZ)

搭乗日	便名	区間	クラス	運賃	運賃額(税込)	運賃適用基準日
2018年10月25日(木)	ANA4787	東京(羽田) - 旭川	普通席	旅割55M	¥13,490-	2018年08月31日(金)
					合計金額	
						¥13,490-

ご搭乗者名/照会番号

サトウ ヤスシ様 (K8R8G9)

搭乗日	便名	区間	クラス	運賃	運賃額(税込)	運賃適用基準日
2018年10月25日(木)	ANA4787	東京(羽田) - 旭川	普通席	旅割55M	¥13,490-	2018年08月31日(金)
					合計金額	
						¥13,490-

ご搭乗者名/照会番号

タカノ ミエコ様 (J8PJPR)

搭乗日	便名	区間	クラス	運賃	運賃額(税込)	運賃適用基準日
2018年10月25日(木)	ANA4787	東京(羽田) - 旭川	普通席	旅割55M	¥13,490-	2018年08月31日(金)
					合計金額	
						¥13,490-

航空券明細

WEB a3dffc4bda-G7TQ0-194139-0-1000

表示日 2018年08月31日(金)

ご搭乗者名/照会番号

ページ 2/2

ヤマザキ マユミ様 (E8R54C)

搭乗日	便名	区間	クラス	運賃	運賃額(税込)	運賃適用基準日
2018年10月25日(木)	ANA4787	東京(羽田) - 旭川	普通席	旅割SSM	¥13,490-	2018年08月31日(金)

合計金額

¥13,490-

領収書

WEB 26cd1f15dc-ZBFGW-193244-0

表示日 2018年08月31日(金)

名寄市議会 市民連合・凜風会 様

金額 **¥2,580-** (税込)
クレジット支払い 楽天カード
※取消手数料は消費税の課税対象外です。

但し 払戻手数料および取消手数料



航空券発行日 2018年08月17日(金)

上記、正に領収いたしました。

航空券番号	1010212331198011	1010212331199013
	1010212331200015	1010212331201010
	1010212331202012	1010212331203014
	1010212331198022	1010212331199024
	1010212331200026	1010212331201021
	1010212331202023	1010212331203025

照会番号	R8N6ZQ	L8MJ8P	M8MY7N	E8NJLD
	S8NMJ6	Y8L5WX		

本紙は電子的に保持している領収データを画面表示したものです。

 A STAR ALLIANCE MEMBER 

全日本空輸株式会社 All Nippon Airways Co.,Ltd.

6

航空券明細

WEB 26cd1f15dc-ZBFGW-193244-0

表示日 2018年08月31日(金)

手数料

搭乗者名	払戻手数料	取消手数料
オクムラ ヒデトシ様	¥430-	¥0-
クマガイ ヨシマサ様	¥430-	¥0-
サクマ マコト様	¥430-	¥0-
サトウ ヤスシ様	¥430-	¥0-
タカノ ミエコ様	¥430-	¥0-
ヤマザキ マユミ様	¥430-	¥0-

ご旅程

搭乗日	便名	区間	クラス	利用運賃
2018年10月22日(月)	ANA4782	旭川 - 東京(羽田)	普通席	旅割45L
2018年10月26日(金)	ANA4787	東京(羽田) - 旭川	普通席	旅割55L

搭乗者名

搭乗者名
オクムラ ヒデトシ様
クマガイ ヨシマサ様
サクマ マコト様
サトウ ヤスシ様
タカノ ミエコ様
ヤマザキ マユミ様

[トップページ](#)[お問い合わせ](#)[ログアウト](#)

奥村 英俊 様

マイル
ANA SKY コイン 2,772
0プレミアムポイント 4,190
ANAグループ運航便分 4,190

情報入力

確認

完了

払い戻し金額

払い戻し額
88,560 円

内訳	運賃差額 (払い戻し)	払戻手数料	取消手数料	差額調整金額
クレジットカード	91,140	2,580	0	88,560

単位:円

クレジットカード情報

クレジットカード番号 *****9295

[変更する](#)

旅程

旅程	便名/機種	クラス	運賃	予約番号
2018年 10月22日 (月) 08:55 旭川 10:40 東京(羽田)	ANA4782 ADO運航 73D	普通席	旅割45L	0133

[中止する](#)[変更する](#)

ご利用のヒント

[プライバシーポリシー](#)
[サイト利用規約](#)
[推奨環境](#)
[サイトマップ](#)
[国内旅客運送約款](#)
[国際運送約款](#)

Copyright©ANA

Rakuten Travel

領収書

名寄市議会 市民連合・凜風会 熊谷吉
正様

伝票番号: 76955464

お名前 : くまがい よしまさ
 宿泊金額 : 8400 円
 宿泊施設 : 東横イン羽田空港2
 宿泊施設住所 : 東京都大田区羽田1-1-7
 チェックイン日 : 18-10-24
 チェックアウト日 : 18-10-25
 人数 : 大人1名様
 予約番号 : RYa08z4az5_2
 但し : クレジットカードにて決済
 発行日 : 2018/08/31

ご利用ありがとうございました。
 楽天株式会社
 〒158-0034 東京都世田谷区東横
 楽天クリムゾンハウス
<http://travel.rakuten.co.jp/>



7

Rakuten Travel

領収書

名寄市議会 市民連合・凜風会 高野美
枝子様

伝票番号:
76955464

お名前 : たかの みえこ
 宿泊金額 : 8400 円
 宿泊施設 : 東横イン羽田空港2
 宿泊施設住所 : 東京都大田区羽田1-1-7
 チェックイン日 : 18-10-24
 チェックアウト日 : 18-10-25
 人数 : 大人1名様
 予約番号 : RYa08z4az5_4
 但し : クレジットカードにて決済
 発行日 : 2018/08/31

ご利用ありがとうございました。
 楽天株式会社
 〒158-0034 東京都世田谷区東横
 楽天クリムゾンハウス
<http://travel.rakuten.co.jp/>



7

Rakuten Travel

領収書

名寄市議会 市民連合・凜風会 奥村英
俊様

伝票番号: 76955464

お名前 : おくむら ひでとし
 宿泊金額 : 8400 円
 宿泊施設 : 東横イン羽田空港2
 宿泊施設住所 : 東京都大田区羽田1-1-7
 チェックイン日 : 18-10-24
 チェックアウト日 : 18-10-25
 人数 : 大人1名様
 予約番号 : RYa08z4az5_1
 但し : クレジットカードにて決済
 発行日 : 2018/08/31

ご利用ありがとうございました。

楽天株式会社

〒158-0094 東京都世田谷区

楽天クリムゾンハウス

<http://travel.rakuten.co.jp/>



Rakuten Travel

領収書

名寄市議会 市民連合・凜風会 佐藤靖
様

伝票番号: 76955464

お名前 : さとう やすし
 宿泊金額 : 8400 円
 宿泊施設 : 東横イン羽田空港2
 宿泊施設住所 : 東京都大田区羽田1-1-7
 チェックイン日 : 18-10-24
 チェックアウト日 : 18-10-25
 人数 : 大人1名様
 予約番号 : RYa08z4az5_3
 但し : クレジットカードにて決済
 発行日 : 2018/08/31

ご利用ありがとうございました。

楽天株式会社

〒158-0094 東京都世田谷区

楽天クリムゾンハウス

<http://travel.rakuten.co.jp/>



Rakuten Travel

領収書

名寄市議会 市民連合・凜風会 佐久間
誠 様

伝票番号: 76955554

お名前 : さくま まこと
 宿泊金額 : 8400 円
 宿泊施設 : 東横イン羽田空港2
 宿泊施設住所 : 東京都大田区羽田1-1-7
 チェックイン日 : 18-10-24
 チェックアウト日 : 18-10-25
 人数 : 大人1名様
 予約番号 : RYa08z4b94
 但し : クレジットカードにて決済
 発行日 : 2018/08/31

ご利用ありがとうございました。

楽天株式会社

〒158-0094 東京都世田谷区玉川1-1-1

楽天クリムゾンハウス

<http://travel.rakuten.co.jp/>



Rakuten Travel

領収書

名寄市議会 市民連合・凜風会 山崎真
由美 様

伝票番号:
76955464

お名前 : やまざき まゆみ
 宿泊金額 : 8400 円
 宿泊施設 : 東横イン羽田空港2
 宿泊施設住所 : 東京都大田区羽田1-1-7
 チェックイン日 : 18-10-24
 チェックアウト日 : 18-10-25
 人数 : 大人1名様
 予約番号 : RYa08z4az5_5
 但し : クレジットカードにて決済
 発行日 : 2018/08/31

ご利用ありがとうございました。

楽天株式会社

〒158-0094 東京都世田谷区玉川1-1-1

楽天クリムゾンハウス

<http://travel.rakuten.co.jp/>



領収証

7014563

(航空運賃・料金専用)

市民連合・凜風会

サトウ マコト 様

印 紙

¥ 4,870 - (税込)

但し、旅客運賃料金・貨物運賃料金・超過手荷物料金・ペット料金として
(発券航空会社：ANA・
(支払方法：現金・クレジットカード))

上記の金額正に領収いたしました。

10/22 NH4782 札幌 羽田
取消手数料、払戻手数料にて
但し取消手数料は
課税対象外



発行所年月日印



扱者印

2018年10月22日(月)

領収証

市民連合凜風会 様

¥5,788 -

上記正に領収しました(消費税等 但し 昼食代 ¥428-を含みます)

決済方法 [現金 () ・ CR () ・ 他 ()]
ANA FESTA株式会社 羽田53ゲートギフト店
〒144-0041 東京都大田区羽田空港3-4-2
TEL: 03-5539-9000

※財布等で保管戴く場合、印刷面を内側に折って保管願います。

0001-3188-0877

領収書

No. 00044074-00

2018/10/22

市民連合凜風会 様

金額 ¥ 29,700 -

但し、御宿泊代
10/22~1泊 6部屋 として、
上記金額正に領収いたしました。

収入印紙

スーパーホテル宮崎天然温泉

〒880-0805 宮崎県宮崎市橋通東2丁目2-6
男女別天然温泉と健康朝食無料の宿
TEL: 0985-61-9000 FAX: 0985-61-9001
<http://www.superhotel.co.jp>



領 収 証

市民連合凜風会

様

No. _____

★ ￥9,000-

但 御飲食代

H 30 年 10 月 22 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等 (%)

収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097

〒880-0805

宮崎県橋通東2丁目4番6号

株式会社 S a r a i

TEL・FAX(0985)25-0178



領収証

市民連合、凜風会 様

30年10月22日

¥500-

但

駐車料金

上記正に領収いたしました

内訳

税抜金額

消費税額等 (%)

K5パーキング

宮崎県橋通東2丁目5-4

TEL 23-7211

領 収 証

市民連合 凜風会 様

2018年10月23日

収入印紙

¥6,600-

但し、御飲食代 として

上記の金額正に領収いたしました

No. 004-0149599

〒889-4234

えびの市大字永山1006番地1

道の駅 えびの

TEL 0984-35-3338



領収書

No. 00188591-00

2018/10/23

名寄市議会市民連合・凜風会様

金額	¥ 40,080 -
----	------------

但し、宿泊代

10/23~1泊分 6,080円 として、

上記金額正に領収いたしました。

収入印紙

スーパーホテルLohas熊本天然温泉

〒860-0031 熊本市中央区魚屋町1丁目30-1

Wi-Fiパスワード: lohashotel

TEL:096-351-9000

FAX:096-351-9800

http://www.superhotel.co.jp

担当者
張

14

領収書

No. 00188590-00

2018/10/23

名寄市議会市民連合・凜風会様

金額	¥ 500 -
----	---------

但し、駐車場代

10/23~1泊分 として、

上記金額正に領収いたしました。

収入印紙

スーパーホテルLohas熊本天然温泉

〒860-0031 熊本市中央区魚屋町1丁目30-1

Wi-Fiパスワード: lohashotel

TEL:096-351-9000

FAX:096-351-9800

http://www.superhotel.co.jp

担当者
張

15

00

有限会社 旅彩

熊本県熊本市 魚屋町1丁目30-1 1F

電話: 096-351-8393

領収書

2018年10月23日

市民連合 凜風会 様
 ***9,000円

但し御飲食代

上記正に領収いたしました



<本証取扱い上のお願ひ>

財布等に入れ保管される場合、印字面を内側に折って保管してください。

16

領 収 証

No. _____

2018年10月24日

市民連合凜風会 様

¥ 6,600-

但 謝辞

上記正に領収いたしました

内 訳	
現金	
小切手	/
手形	/
消費税額 (%)	

〒861-0501 熊本県山鹿市山鹿1524-7

認 証 明

0968-43-2925



NO.79812

領 収 書

市民連合凜風会 様

金額 ¥310-

2018年10月24日

上記金額正に領収いたしました

但し、乗車券 代金として

羽田空港国内線駅発行 2105

京浜急行電鉄株式会社

領収書

市民連合
凜風会 様

ご利用年月日 2018年10月24日
時刻 20時46分

取扱内容 : 乗車券発売

領収金額 310円

上記金額正に領収いたしました。

この領収書は大切に保存してください。
ご利用ありがとうございます。

羽田空港国内線ターミナル駅 係員多機能機
2503
NO. 0033 京浜急行電鉄株式会社

NO.65249

領 収 書

市民連合凜風会 様

金額 ¥620-

2018年10月24日

上記金額正に領収いたしました

但し、乗車券 代金として

羽田空港国内線駅発行 2106

京浜急行電鉄株式会社

No006606-00-01

領 収 証

2018年10月24日 レシートNo70961-00

市民連合 凛風会

様

¥9,000

(内消費税額 ¥666)

御飲食代として

と記正に領収いたしました。
(注)金額を訂正したものは無効です。



株式会社モンテローザフーズ
魚民大島居東口駅前店 TEL03(5705)4788
(本社)東京都武蔵野市中町1-17-3 6.FIJI-ザ 三鷹本社ビル TEL0422(36)8888

19

No. 279438 領 収 証



市民連合 凛風会 様

平成 30 年 10 月 24 日

合計金額	千	百	拾	万	千	百	拾	円
			4	7	2	0	2	2

現金	0	振込	
小切手		相殺	
手形		クレジット	

内 金 額				6	6	6	8	7
内 訳 消費税額				5	3	3	5	

契約書No.	0430920
契約車両No.	官給2000b1965

但し

レジャー代として

毎度有難うございます上記の金額領収致しました

株式会社 トヨタレンタリース熊本

本社 〒861-8035 熊本市東区御領2丁目27-1 TEL096(388)7171

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> リース課 TEL 096(243)0101 | <input type="checkbox"/> 八代店 TEL 0965(32)0100 |
| <input type="checkbox"/> 大甲橋店 TEL 096(371)0100 | <input type="checkbox"/> 人吉店 TEL 0966(22)0100 |
| <input type="checkbox"/> 熊本県庁前店 TEL 096(385)0100 | <input type="checkbox"/> 阿蘇駅前店 TEL 0967(35)5511 |
| <input type="checkbox"/> 近見店 TEL 096(355)0100 | <input type="checkbox"/> 玉名店 TEL 0968(74)0100 |
| <input type="checkbox"/> 健軍店 TEL 096(367)0100 | <input type="checkbox"/> 天草店 TEL 0969(23)0100 |
| <input type="checkbox"/> 北熊本店 TEL 096(343)0100 | <input type="checkbox"/> 代車センター TEL 096(286)0100 |
| <input type="checkbox"/> 熊本空港店 TEL 096(232)0100 | <input type="checkbox"/> 熊本駅前店 TEL 096(311)0100 |
| <input type="checkbox"/> 熊本インター店 TEL 096(243)0100 | <input type="checkbox"/> 熊本新幹線口店 TEL 096(211)0100 |

印 紙

取扱者印



領収金額を訂正したもの、社印、取扱者印のないものは無効です。

20



貸渡料金精算明細書 (兼 ご請求書) Rental Agreement

お客様控

貸渡人 株式会社 トヨタレンタリース宮崎
 宮崎空港店
 宮崎市大字赤江字飛江田192番地1

RA610R
 発行年月日:平成 30年10月24日
 貸渡N○: 0430920

電話番号0985-56-0100

借名称 奥村 英俊 様
 受住所 北海道名寄市東三条北2丁目16番地
 人

<お貸しする車両>

貸渡車両 アルファード (1712-) 燃料 ガソリン
 登録N○宮崎 300わ1965

料金クラス W3-K 車両クラス W3-K

<ご利用内容>

	予定貸渡	貸渡	メーター(Km)
着	時分	10月24日17時00分	14,899
発	時分	10月22日14時15分	14,558
利用分	日 時間 分	2日 2時間45分	341

料金種別 一般料金 料金割引率 10%

添付品

項目	予定料金	精算料金
基本料金		49,680
カード割引額(0%)		0
その他割引額(10%)		4,968
*		0
小計		44,712
免責補償料		3,240
特別装備料		0
添付品料金		4,860
ワンウェイ料金		8,640
燃料代		6,080
引取配車料		0
ETC24		4,490
ご利用額		72,022
リース無償代車		0
NOC		0
免責実費料		0
お支払額		72,022
内消費税		5,334
予約金	0	0
船乗車券	0	0
当日預り金	0	0
預り金合計	0	0
マル・ポイント利用	0	0
ご請求金額		72,022

乗車人数 0名
 返却営業店舗 熊本空港店 096-232-0100 返却府県
 運転者氏名 奥村 英俊 様

現金	72,022
この請求金額内額	



トヨタレンタカー予約センター

0800-7000-111 無料

<http://rent.toyota.co.jp>

<トヨタレンタカーマイル>

会員番号 70504905001
 利用マイル 0
 付与マイル 72
 10月24日現在のマイル 385



Toyota Rent-a-Car is an official rental car partner of Hertz. Should you have any questions regarding this Rental Agreement/Receipt, please do not hesitate to ask the Toyota rental counter staff, or contact your home country's Hertz Customer Service Center. Thank you for renting from Toyota and Hertz.

19/10/24

E T C利用履歴明細表

出力日： 2018年10月24日
1頁

ご利用日	通過時間	通行料金	車種	事業所	入口料金所	出口料金所
0009200012010266728	2018/10/23 17:05:36	1390円	1 普通車	110 西日本高速道路株	02379 八代日奈久道路 日奈久本線	02815 九州自動車道 御船
0009200012010266728	2018/10/23 13:02:52	750円	1 普通車	110 西日本高速道路株	02819 宮崎自動車道 えびの	02818 九州自動車道 人吉
0009200012010266728	2018/10/23 09:34:02	2350円	1 普通車	110 西日本高速道路株	02835 宮崎自動車道 宮崎本線	02819 宮崎自動車道 えびの
宮崎空港店	3件	4490円				

NO.88480

領 収 書

（株）建合 豊岡会様

金額 ￥1,290-

2018年10月25日

上記金額正に領収いたしました

但し、乗車券 代金として

大鳥居駅発行 2102
京浜急行電鉄株式会社

21

NO.88481

領 収 書

（株）建合 豊岡会様

金額 ￥1,290-

2018年10月25日

上記金額正に領収いたしました

但し、乗車券 代金として

大鳥居駅発行 2102
京浜急行電鉄株式会社

21

NO.88506

領 収 書

（株）建合 豊岡会様

金額 ￥930-

2018年10月25日

上記金額正に領収いたしました

但し、乗車券 代金として

大鳥居駅発行 2102
京浜急行電鉄株式会社

21

NO.88507

領 収 書

（株）建合 豊岡会様

金額 ￥930-

2018年10月25日

上記金額正に領収いたしました

但し、乗車券 代金として

大鳥居駅発行 2102
京浜急行電鉄株式会社

21

領収書

18年10月25日 11時52分 01号機

アスリート昼食	1枚	1,240円
アスリート昼食	1枚	1,240円
アスリート昼食	1枚	1,240円

合計 3,720円

お預り 4,000円

お釣り 280円

ナショナルトレーニングセンター
アスリートヴィレッジ
SAKURA Dining
北区西が丘3-9-14
03-5963-0390

22

領収書

18年10月25日 11時53分 01号機

アスリート昼食	1枚	1,240円
アスリート昼食	1枚	1,240円
アスリート昼食	1枚	1,240円

合計 3,720円

お預り 4,000円

お釣り 280円

ナショナルトレーニングセンター
アスリートヴィレッジ
SAKURA Dining
北区西が丘3-9-14
03-5963-0390

22

領 収 書

現・チ・ク・割引 No.6529
 日付 '18年10月25日
 車番 106800 000
 基本運賃 ¥8250円
 ETC料金 ¥800円
 運賃料金計 ¥8250円
 通行料他計 ¥800円
合計 ¥9050円

上記の通り領収致しました
 備グリーンキャブ赤羽
 115-0051
 北区浮間5-4-43
 お忘れ物は
 TEL 03-5948-7288
 ご意見、ご要望は
 TEL 03-3205-8622
 タクシーのご利用は
 TEL 03-3203-8181
 GPSコード
 1-37460-43021

領 収 書

2018年10月25日 -013
 メーター運賃 ¥8,010円
 運賃料金計 ¥8,010円
 ETC料金 + ¥800円
合計 ¥8,810円
 現金支払 ¥8,810円
 車輜番号 006038

毎度ご乗車ありがとうございます。
 お忘れ物やご要望は当社へ

日興タクシー(株)
 TEL 03-5944-3411

領収書

(有限) 東原会様

ご利用日付 2018年10月25日
 時刻 15時05分

取引内容-乗車券購入 金1140円

伝票番号 50587

・この領収書は大切に保存してください
 ・毎度ありがとうございます

船の科学館駅 券102発行
 株式会社ゆりかもめ

領収書

(有限) 東原会様

ご利用日付 2018年10月25日
 時刻 15時04分

取引内容-乗車券購入 金1140円

伝票番号 50586

・この領収書は大切に保存してください
 ・毎度ありがとうございます

船の科学館駅 券102発行
 株式会社ゆりかもめ

7-Eleven

東神楽南1条店
 北海道 上川郡 東神楽町南1条東1丁目1番3号
 電話: 0166-83-2342 ｼﾞｬ#1

2018年10月25日(木) 19:27 責206

領 収 書

様

18.10.25

¥5,204- (内消費税等 ¥385)

但し 印者、領収印
 上記正に領収いたしました

2018年10月25日

7-Eleven

東神楽南1条店
 北海道 上川郡 東神楽町南1条東1丁目1番3号
 電話: 0166-83-2342 ｼﾞｬ#2

2018年10月25日(木) 19:28 責206

領 収 書

様

¥1,121- (内消費税等 ¥83)

但し 印者、領収印
 上記正に領収いたしました

2018年10月25日

領収書

(有限) 東原会様

ご利用日付 2018年10月25日
 時刻 15時30分
 カード番号: ----
 取引内容: 乗車券購入 金2520円

伝票番号: 37458

・毎度ありがとうございます。

本票を保管頂く場合は、印刷面を内側に折り、保管をお願い致します

本票を保管頂く場合は、印刷面を内側に折り、保管をお願い致します

都 新橋駅 券 01発行
 東京都交通局

領 収 書

No. _____

市民連合・凜風会 殿

平成 30 年 11 月 / 日

金 額										
			4	5	1	1	5	0		

取扱者




但し 一般乗用旅客運賃 (¥5,000) 高速料金 (¥150)

上記金額正に領収いたしました

現 金	✓
小 切 手	
手 形	
相 殺	
計	

KAWAHARA
 有限会社 川 原 観 光
 代表取締役 和 田 則 子

本 社 〒098-0503 北海道名寄市風連町大町51番地1
 営業所 〒098-0502 北海道名寄市風連町北栄町175番地15
 TEL(01655)3-4000 FAX(01655)3-4001

会社印及係印無きものは無効とす。

20

領収書

市民連合・凜風会 様

[証紙切手引受]

第一種定形 082 2通 ¥164

小 計 ¥164

郵便物引受合計通数 2通

課税計 ¥164

(内消費税等 ¥12)

非課税計 ¥0

合計 ¥164

お預り金額 ¥204

おつり ¥40



〒100-8792 日本郵便株式会社

東京都千代田区大手町2-3-1

取扱日時：2018年11月 1日 10:24

担当：信夫 祐貴子

発行No. 181101A3929 端N50箱01

連絡先：風連郵便局

TEL:01655-3-2660

29

請求書

1/1

請求書No. 00000319-00003
一般貸切旅客自動車運送事業 北自旅一第105号

有限会社川原観光

〒098-0503

北海道名寄市風連町大町51番地1

市民連合・凜風会

様

平成30年10月26日 発行

下記の通りご請求申し上げます。

ご請求額

51,150円

TEL: 01655-3-4000 FAX: 01655-3-4001
代表取締役 和田 則子

振込口座 北星信用金庫 風連支店 普通 0005534

有限会社川原観光 代表取締役 和田 則子

北洋銀行 名寄支店 普通 0192480

有限会社川原観光 代表取締役 和田 則子

今回ご利用額 (A)	差引請求額	(内立替金)
51,150	51,150	1,150

日付	旅客名/ツアー名	売上項目/単価・数量	売上額/税額	請求額	備考
10/22	市民連合・凜風会 空港送迎	ジャンボハイヤー運賃 23,149 × 1 台	23,149 1,851	25,000	
10/25	市民連合・凜風会 空港送迎	ジャンボハイヤー運賃 23,149 × 1 台 高速料金立替 1,150 × 1 台	23,149 1,851 1,150 85	25,000 1,150	立替金

領収証

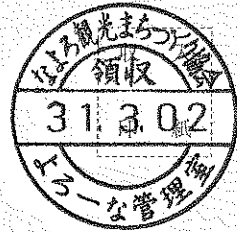
市民連合凜風会

様

No. 1055

金額										
			¥	2	3	1	0	-		

よろーな利用料金として(※総額AB)



内訳

現金

小切手

手形

消費税額等(%)

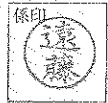
コクヨ ウケ-390

年 月 日 上記正に領収いたしました

名寄市東1条南7丁目1番地10
駅前交流プラザ「よろーな」1階

NPO法人

なよろ観光まちづくり協会
よろーな管理室



30

領収証

市民連合凜風会

様

No.

★ ¥ 220 -

但 此代として

11月31年 3月 2日 上記正に領収いたしました

内訳

税抜金額

消費税額等(%)

収入
印紙

コクヨ ウケ-1097

NPO法人

なよろ観光まちづくり協会
会長 吉田



u/



駅前交流プラザ「よろ一な」利用許可書

31年 2月 13日

駅前交流プラザ「よろ一な」の利用について下記のとおり許可します
記

NPO法人
なよる観光まちづくり協会 会長



(住所) 石巻市西61-8

(氏名) 能登 晋正

(電話) 3局 2533 番

利用目的・内容					講演会						
利用日時		自 3月 2日		13時00分から		催物等間		開始 13時30分			
		至 3月 2日		15時00分まで		催物等間		終了 15時00分			
入場料等徴収の有無		有・無			円		参集予定人員			人	
利用施設及び利用料金	利用施設		利用料金		割増利用料金		冷暖房料				
	3/2 AB		1544 円		円		771 円				
	/										
	/										
	/										
		小計		① 1544 円		② 円		③ 771 円			
備付物件利用料金及び実費徴収金		品名		数量		利用料金		利用料金合計 $1544 + 771 = 2315$ $① + ② + ③ + ④ = 2,310$ 概 1540 概 770 ￥2310 円			
		小計				④ 円					
減免区分		全額		(1) 市又は教育委員会が主催又は共催する場合 (2) その他指定管理者が公益上必要と認めた場合							
		5割		(3) 社会福祉関係団体、社会教育関係団体、学校用機関団体、商工業関係団体等、農林業関係団体等及び労働関係団体等が利用する場合 (4) 商工会議所法、商店街振興組合法に規定する市内の各団体が主催又は共催する場合 (5) 公共交通輸送機関で利用者の利便性に寄与する場合							
減免の理由 主催者及び 行事内容											
許可条件		備考									

領 収 書

市民連合・凜風会 様

一金 30,000円 也

「地方議会の役割を考える」講演会、講師謝礼として

平成31年3月2日

神 原 勝



領収書

市連合凜風会 様
~~市連合凜風会 様~~
~~市連合凜風会 様~~

〔販売〕
 おもてなしの花第1集・82
 820円 1枚 ¥820

小計 ¥820

課税計 ¥0
 (内消費税等 ¥0)
 非課税計 ¥820

△計 ¥820

口計 お預り金額 ¥900

おつり ¥80



〒100-8792 日本郵便株式会社
 東京都千代田区大手町2-3-1
 取扱日時：2019年2月5日 14:11
 担当：市本 めぐみ
 発行No. 190205J3477 端N62箱01
 連絡先：名寄郵便局
 TEL:01654-3-3618

領収書

市連合凜風会 様
~~市連合凜風会 様~~
~~市連合凜風会 様~~

〔販売〕
 30年ハッピーグリ・82
 820円 1枚 ¥820

おもてなしの花第1集・82
 820円 1枚 ¥820

絵本の世界第2集
 820円 1枚 ¥820

31年・スイーツ・82
 820円 1枚 ¥820

身近な動物第5集・82
 820円 1枚 ¥820

小計 ¥4,100

課税計 ¥0
 (内消費税等 ¥0)
 非課税計 ¥4,100

△計 ¥4,100

口計 お預り金額 ¥10,000

おつり ¥5,900



〒100-8792 日本郵便株式会社
 東京都千代田区大手町2-3-1
 取扱日時：2019年2月5日 14:11
 担当：市本 めぐみ
 発行No. 190205J3476 端N62箱01
 連絡先：名寄郵便局
 TEL:01654-3-3618

領収証

No. _____

名寄市議会市連合凜風会 様

31年2月12日

金額

¥2910

内

消費税等

但 ふうれん地域交流センター使用料
 (31年3月4日使用分)

上記正に領収いたしました

ふうれん地域交流センター指定管理者

名寄市風連町本町63番地 風連商工会
 TEL01655-3-2077



24

ふうれん地域交流センター利用請求書

3/年 2 月 12 日

住 所 岩手県風連町西町1-46
 団 体 名 岩手県風連町市民連合会
 責任者氏名 山崎 真由美 様
 電話番号 01655-7-2023

実施時間 18:00 ~ 21:00

下記の通り請求いたします。

利用目的	議会報告会						
利用日時	自 3/年 3 月 4 日 18 時 00 分から 至 3/年 3 月 4 日 21 時 00 分まで						
利用場所	予定人数	利用時間		利用料	暖房料	計	
2階	大ホール	人	自 時 分 至 時 分	時間 分	円	円	円
	中会議室	人	自 時 分 至 時 分	時間 分	円	円	円
3階	大会議室	30人	自 18時00分 至 21時00分	3時間00分	1,944円	972円	2,916円
	会議室	人	自 時 分 至 時 分	時間 分	円	円	円
	調理実習室	人	自 時 分 至 時 分	時間 分	円	円	円
4階	和室	人	自 時 分 至 時 分	時間 分	円	円	円
	研修室	人	自 時 分 至 時 分	時間 分	円	円	円
合 計					1,944円	972円	2,916円
再 計 (10円未満切り捨て)							2,910円
利用備品器具		机、椅子、放送設備一式、調理用器具(食器)、座布団、ビニール、白布 その他()					
振込先/北星信用金庫風連支店			ふうれん地域交流センター指定管理者				
口座名/風連商工会(指定管理者) 普通 1033724			風連商工会				

領 収 証

2019年2月26日

市民連合寮風会様

★	73640	-	-	-	-	-	-	-	-
---	-------	---	---	---	---	---	---	---	---

但 印刷機使用料にて
上記正に領収いたしました

平和運動フォーラム

名寄支部



領収証 No.6

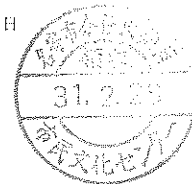
25

内 訳	
税抜金額	
消費税額等(%)	

No.002362

現 金 領 収 証

平成 30 年度	納人		
第 540 号	市民連合寮風会 様		
一 般 会 計	款 使用料及手数料		
項 使 用 料	目 教育使用料		
節 市民文化センター 使 用 料	千	百	円
	¥ 3	2	40
摘要 3/5 大会録至			
上記の金額正に領収しました			
平成 年 月 日			
名寄市 (分任)			
出納員氏名印			



26

文化センター利用許可書

名寄市民文化センターの利用について次のとおり許可します。

名寄市教育委員会



申請日		91年 0月 08日	
申請者	団体名	福合 漁民会	住所 〒096-0015 石狩市(25番)4
	代表者氏名	能谷 五正	
	担当者氏名	島野 美穂子	

No.	利用年月日	利用時間	利用人数	会場名	利用内容	備考
①	91 年 0 月 5 日	18:00~21:00	40人	大会議室	意見交換会	
②		: ~ :	人			
③		: ~ :	人			
④		: ~ :	人			

【入場料等徴収の有無】 有・無 円 年 月 日 会場名

【使用料】

No.	基本使用料	割増使用料	冷暖房料	合計
①	2,376 円	円	864 円	2,376 + 864 = 3,240
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
小計	2,376 円	円	864 円	3,240 円

【附属設備・備付物件使用料】

物件名	金額	物件名	金額	合計
	円		円	円

【実費徴収金】

物件名	金額	物件名	金額	合計
	円		円	円

【追加精算書(使用料)】

利用年月日	利用時間	利用人数	会場名	利用内容	備考
	: ~ :	人			
基本使用料	割増使用料	冷暖房料	合計		
円	円	円	円		

【追加精算書(附属設備・備付物件使用料)】

物件名	金額	合計
	円	円

【追加精算書(実費徴収金)】

物件名	金額	合計
	円	円



許可条件		備考	
------	--	----	--

2019年03月04日(月)

領 収 証

市民連合会様

¥1,896-

上記正に領収しました(消費税等 140円を含みます)

但し 株式会社 西條 代として

〒096-8558 名寄市西3条南6丁目25-1

TEL 01654-2-3001

* 財布等で保管戴く場合、印刷面を内側に折って保管願います。

担当者 

0101-1718-2723

47

2019年03月04日(月)

領 収 証

市民連合会様

¥1,896-

上記正に領収しました(消費税等 140円を含みます)

但し 株式会社 西條 代として

〒096-8558 名寄市西3条南6丁目25-1

TEL 01654-2-3001

* 財布等で保管戴く場合、印刷面を内側に折って保管願います。

担当者 

0101-1720-2771

47

平成30年度 市民連合・凜風会 行政視察行程表 平成30年10月22日(月)～25日(木) 3泊4日

	行程表				宿泊
月日	旭川空港	羽田空港	宮崎空港	宮崎県宮崎市	宮崎県宮崎市
第1日目 10月22日(月)	名寄 発 6:00 旭川空港 発 8:55 ANA 4782 着 10:00 羽田空港 発 12:00 SNA 057 着 13:45 宮崎空港 着 14:45 15:00～16:30 市民ボランティアの推進				
第2日目 10月23日(火)	ホテル 発 8:30 宮崎県えびの市 着 9:40 10:00～11:30 30人学級の導入と中小 一貫教育 着 14:30 熊本県水俣市 水俣市立水俣病資料館 語り部講話 着 16:00 熊本県熊本市 着 17:45				熊本県熊本市
第3日目 10月24日(水)	ホテル 発 8:45 熊本県山鹿市 着 9:45 10:00～11:30 地域包括ケアシステム 構築の取組み 着 14:45 熊本県合志市 合志市の図書館運営に ついて 着 15:00～16:30 阿蘇熊本空港 発 18:45 SNA 022 着 20:25 羽田空港				東京都内
第4日目 10月25日(木)	ホテル 発 10:00～12:00 味の素ナショナル レーニングセンター 着 14:00～15:00 日本財団パラアリーナ	東京都品川区 羽田空港 着 16:00 発 17:20 ANA 4787 着 18:55			名寄

【視察報告】

宮崎県宮崎市 平成30年10月22日(月) 15:00~16:30
市民ボランティアの推進

【視察対応者】

宮崎市民活動センター 所長 内田利秀、副センター長 青木真弓
地域振興部文化・市民活動課市民活動・男女共同参画係 係長 吉野小百合、主任主事
松尾早記
議会事務局総務課長 増田泰久、主査 岩切智広

1. 市民ボランティアの推進の取組みについて

(1) 宮崎市の市民活動(ボランティア活動)の取組みの経過について

平成10年12月 ボランティア活動支援基本方針策定

- ・ボランティア活動等の社会貢献活動を支援し、活動が行われやすい環境づくりを進めていくための指針として制定。

平成12年4月 市民活動保険制度の設置

- ・保険料を市が負担し、活動中の事故やけがに対し、保険給付が行われる制度。

平成12年8月 市民活動支援センター(現:市民活動センター)の設置

- ・市民活動の「活動拠点」「情報の拠点」として、市民プラザ3階に設置し、ボランティアコーディネーターや人材育成や交流、活動支援等を行なう。

平成13年4月 企画部内に「市民活動推進課」を設置、市民活動推進条例施行、市民活動支援基金設置

- ・市民活動の推進について、基本理念および市民、市民活動団体、事業者および市の役割を明らかにし、相互に支え合う地域社会の実現を目指す。
- ・条例に基づき、市民活動支援のための基金を設置。市民活動推進のために寄せられたた寄附金と同額を市が拠出し、基金に積み立てるマッチングギフト方式を採用。(年間150万円を企業寄付、チャリティなどの目標額とする)

平成13年6月 市民活動支援補助事業開始

- ・市民活動支援基金を財源とし、公益を目的とする非営利活動で、団体の自立支接や資質向上に効果的と思われる事業に対して補助金を交付する事業。

平成16年3月 市民活動推進基本方針の策定

- ・平成10年12月に策定した「宮崎市ボランティア活動支援基本方針」の改訂版として、「ボランティア活動の支援」から「市民活動の推進」への転換を踏まえ、支え合う地域づくりを実現する事を柱とする基本方針を策定。

平成18年1月 新宮崎市誕生(宮崎市、佐土原町、田野町、高岡町が合併)

平成18年4月 自治会・自治公民館・地域自治区等の地域活動推進業務が加わるとともに、課名を「地域コミュニティ課」へ、係名を「コミュニティ係」へ変更、災害復旧活動支援基金設置、市民活動センターに指定管理者制度を導入、各課に協働推進員を配置

- ・指定管理者制度へ移行。「支援から協働へ」という活動環境の変化に即した対応機能を目的としてセンターの名称を変更。

平成 20 年 4 月 コミュニティ系の業務を自治会・自治公民館・地域自治区等業務とわけ、男女参画係と市民活動関連業務を併せた「市民活動・男女共同参画係」へ変更

平成 22 年 3 月 新宮崎市誕生（宮崎市、清武町が合併）

平成 25 年 3 月 市民活動推進基本方針の改訂

・平成 16 年 3 月に策定した「宮崎市市民活動推進基本方針」の改訂版として、第四次宮崎市総合計画を反映し、「きずな社会づくり」に向けた取り組みを盛り込んで改定。

（2）「宮崎市ボランティア活動支援基本方針」から「宮崎市市民活動推進基本方針（改訂版）」までの特徴的な施策と成果について

①宮崎市民活動センターの利用

年度	利用者数	個人	登録団体数	新規登録団体数
平成 26 年度	35,904 人	499 人	588	43
平成 27 年度	34,915 人	330 人	583	64
平成 28 年度	32,988 人	289 人	599	59
平成 29 年度	32,118 人	401 人	571	35

②宮崎市市民活動支援補助金

【実績】

年度	申請団体数	交付団体数	交付額
平成 26 年度	25 件	19 件	2,935,713 円
平成 27 年度	28 件	14 件	2,777,786 円
平成 28 年度	25 件	15 件	3,280,075 円
平成 29 年度	18 件	15 件	2,416,692 円

③市民活動支援基金の設置

【実績】

年度	寄付額
平成 26 年度	1,809,280 円
平成 27 年度	1,760,605 円
平成 28 年度	1,607,355 円
平成 29 年度	1,154,360 円

（3）宮崎市民活動保険制度について

・宮崎市在住、在学、在勤者もしくは市民活動の本拠が宮崎市内にある方を対象に、保険料を宮崎市が負担し、市民の皆さんが、ボランティア活動などの市民活動をしている時に、万一不慮の事故にあった場合、補償金が給付される制度で、傷害補償及び賠償責任補償で構成されている。

【実績】

年度	支払件数	支払額
平成 26 年度	5 件	507,000 円
平成 27 年度	2 件	393,000 円
平成 28 年度	12 件	833,980 円
平成 29 年度	10 件	6,234,080 円

(4) 市民活動の現状と課題について

- ①本格的な人口減少社会の到来を見据えたまちづくりを進めていくうえで、地域における担い手不足が課題。
- ②地域内外の多様な人材の発掘や団体との連携が求められている。
- ③持続可能な協働のまちづくりを推進するために、市民活動の推進に関する基本方針を見直していく必要がある。

※2019 年度、第五次宮崎市総合計画を反映した見直しを図る。

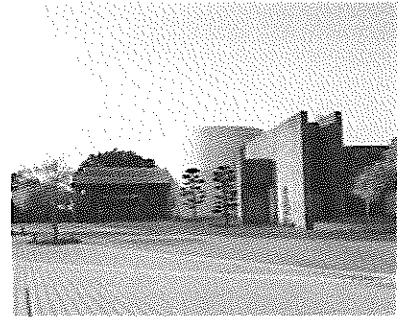
(5) 視察を終えて

宮崎市はボランティア活動・市民活動の支援を通じて、市民一人ひとりがともに考え、行動し、感動することのできる、「心やさしい市民による支え合う地域づくり」を推進し、「九州一のボランティア都市」の実現を目指し、「自助」「互助」「公助」の有機的連携による支え合う地域づくりを進めるとともに、市民、市民活動団体、事業者、行政がそれぞれの役割に応じて市民活動を推進し、相互に連携・協力しながら「市民と行政との協働によるまちづくり」を進めることを総合計画にも明記し取り組みを進めています。

人口約 40 万人の大都市宮崎市が、平成 10 年ころには地域のコミュニティが地域連帯感の喪失、郷土愛の衰えに瀕したことに危機感を持ちながらも宮崎県民が素朴で純朴な県民性を大事にし、人情味ある地域へ再生しうる可能性を持っているということを基本に、ボランティアを切り口に、「心やさしい市民による支え合う地域づくり」が大きな市民活動となり、市民主体のまちづくり運動にステップアップし、「ボランティアが地域を変える」という新しい公共の実現を目指していることに多少の驚きを感じました。都市機能が大きいほど行政サイドの押しつけ的な状況になりがちではと思っていましたがしっかり総合計画にも位置付けて行政に求められる職員や組織のあり方を明確にし、市民、市民活動団体、事業者と行政が相互の役割・責任を認識しながら協働してまちづくりに取り組むことを重点施策にしている点は当市における、今後協働のあり方にも参考となり第 2 次総合計画中期計画の議論にも参考とすべきだと感じています。

【施設見学先】水俣市立水俣病資料館

2018年10月23日



1. 施設概要

水俣病資料館は、水俣病の歴史と現状を正しく認識し、悲惨な公害を再び繰り返してはならないという切なる願いと、貴重な資料が散逸しないよう収集保存し、これを後世へ継承していくことを目的として、平成5年（1993年）1月4日に開館しました。

現在までの入館者は100万人を超え2019年3月末現在の入館者総数は1,063,554人です。

施設の1階は図書・資料閲覧室、事務室となっていて、2階が常設展示室、企画展示室、語り部講話室、シアタールームになっています。

常設展示室は4つの展示ゾーンに分かれ、15の項目について写真・資料とその解説・説明がされています。

2. 常設展示の内容

水俣病資料館は、「起きたことに学び、ここに生きる希望をつくる」場所で、一人ひとりがどのような未来をつくっていくか、考動する場として設置されています。

I. 魚湧く海と大企業

①豊穰の海 ②大企業チッソと水俣市

II. 水俣病の発生・拡大

③水俣病の公式確認 ④止められなかった排水 ⑤被害の拡大 ⑥困窮する被害者

III. 水俣病の被害と補償

⑦水俣病の健康被害 ⑧被害者の闘いと認定・保証制度 ⑨水俣病の社会的被害

⑩患者さんの立場に立って（体験コーナー） ⑪環境復元ともやい直し

⑫永遠の記憶

IV. 水俣からあなたへ

⑬環境モデル都市水俣 ⑭水俣からの発信と連携 ⑮水銀に関する水俣条約

3. 熊本水俣病の概要

水俣病とは1908年に水俣に進出したチッソ（当時は日本窒素肥料株式会社）が、1932年からビニールの原料になるアセトアルデヒドの生産を始め、その生産工程の中で強い毒性を持つメチル水銀が発生し工場排水に混じり海に流れた結果、メチル水銀によって汚染された魚や貝を多食することによって起こる水銀中毒症のことです。

チッソによるアセトアルデヒド生産量が増えるにつれて、海の汚染が進み、1950年代には猫が狂い死にしたり、鳥が海に落ちてくるなどの異変が見られるようになり、1956年に人間にもその原因不明の病気が発生していることが初めて確認され、その頃は「奇病」「伝染病」と疑われ差別受けるなど患者は大変辛い思いをしました。

その後、加害者と被害者が共存するまち「水俣」において、水俣病をめぐる様々な対立

が生まれ、患者の健康被害のみならず、地域の疲弊を生み、解決を見出せない時代が続き、様々な裁判に加え、二度にわたる政府の救済策が実施させたが、現在も全面的な解決に至っていません。

4. 「もやい直し」について

もやいとは、もともと船をつなぐことや共同でことを行う意味です。人と人との関係、自然と人との関係がいったん壊れてしまった水俣で水俣病と正面から向き合い、対話し協働する取り組みを「もやい直し」と名づけています。

水俣病が発生した当時、水俣病患者は伝染病や奇病と疑われ、近所づきあいを断られるなど大変つらい思いをしました。その後、原因がチッソの排水中の水銀であることがはっきりしても、チッソに頼る市民から、患者は裁判や補償でチッソをおびやかす存在としてうとまれてきました。また、認定申請した患者の中に「ニセ患者」がいるとの、あらぬうわさも流されるなど補償金にまつわる差別やいやがらせも生まれました。水俣病が経済的に依存してきたチッソが原因で水俣病が発生したり、チッソの大きな労働争議も重なったため住民間の対立が激しく起こり、立場が違う人とは対話が途絶えた状態が長く続きました。しかし、近年そうした過ちを乗り越え「対立からは何も生まれない」ということに気付いた行政・市民・被害者は、対話や催しを積み重ねながら水俣の再生に向かって行動しています。

5. 施設見学を終えて

念願の初めての施設訪問であり、当日は日程の都合で語り部さんの話を聞くことはできませんでしたが、施設の方にわざわざ説明をいただくことができ、思った以上に水俣病に関する知識を学ぶことができました。

水俣病問題は、現在でも様々な争いが続いており未だに解決していないことを実感しましたし、施設全体が、これからの時代を担う子どもたちに水俣病に関する環境や命、人権を大切に思うことの大切さを考えてもらい、水俣市民のよりどころとして、さらには地球規模の環境問題の解決への道しるべとして運営されていると感じ、施設のあり方についておおいに共感しました。

水俣病資料館には県の施設と国の施設が隣接し、施設のある丘からはエコパーク全体と水俣湾が一望でき、その素晴らしい眺めが、いっそう水俣病の歴史とその問題の深刻さを実感させられました。

以上、水俣市立水俣病資料館のホームページを参考にまとめました。

熊本県山鹿市地域包括ケアシステム構築の取組みについて

日 時 2018年10月24日 10:00～11:30

視察内容

- ① 地域包括ケアシステム構築に向けてのこれまでの取組み概要について
- ② 特徴的な取組みと課題について
- ③ 地域密着型サービスを活かしての地域包括システムについて

対応者 議会事務局長 野田 修誠
議会事務局長補佐兼議事係長 中村 武志
福祉部 長寿支援課 地域包括支援係長 豊田 隆一郎

山鹿市の概要

熊本県の北部に位置し、北は福岡県、大分県に接し平成17年に1市4町が合併し新たな山鹿市として誕生しました。

人口 52,670人

高齢者 18,774人（高齢化率35.6%）

高齢化世帯の状況（平成27年国勢調査）

全世帯の26.4%が高齢者のみの世帯 5,053世帯/19,145世帯

要介護（支援）認定者数 3,719人（認定立19.8%）

日常生活圏8圏域

視察の概要

① 地域包括ケアシステム構築に向けてのこれまでの取組み概要について

高齢者が安心して暮らしつづけるためのさまざまなサービスや地域活動を日常生活圏ごとにネットワークを形成し連動するための「地域ケアシステム」構築に向けた活動として、多様な人材育成と啓発、地域の拠点づくり、地域資源のネットワーク構築、早期発見・早期支援体制整備を行っています

② 特徴的な取組みと課題について

特徴的な取組みとしては地域住民と専門職の協働による活動が進められています。課題としては、早い時期に高齢者数のピークを迎える、支援を必要とする世代が穏やかに増加を続ける、若い世代の減少（支える人材の減少）、高齢

者のみの世帯増（身近な介護者不足）、認知症などで判断力の低下する人が増えている（支援の複雑化）、支援ニーズによる保険料等の負担です。

③ 地域密着型サービスを活かしての地域包括ケアシステムについて

直営による地域参加型の地域包括支援センターを中心にして様々な人材育成を行うとともに、それら人材や資源のつながる仕組みや活動の場づくりを行ってきました。地域包括ケアシステムの構築に向けて、介護事業の推進、生活支援サービスの充実、認知症施策の推進、在宅医療・介護連携推進、介護保険の適正化や介護人材の確保に取り組んでいます。

視察総括

名寄市でも第7期高齢者福祉計画が今年度よりスタートし高齢化する地域の対応に最善の取り組みを目指しているところです。又高齢者対策は地域性や個人差がありそれぞれの対応が非常に複雑・多様であり人材の確保も課題になっています。

今回の視察では先進的な取り組みを行っている山鹿市を訪問するにあたり、まず長寿支援課という課が存在することに山鹿市の意気込みを感じたところです。少しでも元気に住み慣れたところで住み続ける事が出来るための支援を1高齢者の生きがいと健康づくり2安心して暮らせる地域づくりを基本方針とし、自助・互助・共助・公助のバランスの取れた地域づくりに取り組んでいました。担当者のより身近で信頼が深まる「縁側の取り組み」も印象的でした。

今回の視察を活かし、これからも増え続ける高齢者に寄りそった名寄市の政策に提言し、併せて地域活動に反映していきます。

熊本県合志市

平成 30 年 10 月 24 日 (水) 15:00 ~16:30

合志市の図書館運営について

【現地の対応者】

合志市議会議長 吉永健司、市議会文教経済常任委員居合委員長 後藤修一
教育委員会教育部生涯学習課長 栗木清智、課長補佐 太田徹、主任 境真奈美
議会事務局長 財津公正、次長補佐 西蔦文江

【合志市の概要】

県都熊本市の北東に隣接し、総面積は 53.19 平方 km、平成 18 年 2 月 27 日菊池郡合志町・西合志町が合併し人口 62,121 人、高齢化率 23.5%、熊本市のベッドタウンとして人口は増加傾向。

1. 合志市の図書館運営について

◆合志市の図書館の現状＝図書館機能が 3 館

- ・西合志図書館：蔵書 206,764 冊、平成 7 年建築、独立施設（天文台施設を併設）
- ・ヴィーブル図書館：蔵書 95,928 冊、平成 7 年建築、複合施設（図書館・文化ホール・体育館・中央公民館・歴史資料館・福祉棟・レストラン）
- ・泉ヶ丘図書館：蔵書 21,189 冊、平成 9 年建築、複合施設

(1) 合志市立図書館を指定管理者制度による施設管理にした経過と現状について

◆有財財産に対する市の考え方

- ・平成 29 年 3 月「合志市公共施設等総合管理計画」策定

- ①施設保有量の抑制及び適正化
- ②施設の計画保全と長寿命化の推進
- ③施設運営コストの縮減

◆図書館については公共施設等総合管理計画の先行し議論

- 平成 28 年 2 月：合志市図書館協議会より管理運営体制について答申がある。
平成 28 年 7 月：庁内における合意形成、方針報告（直営⇒指定管理者制度：非公募）
平成 28 年 7 月：議会全員協議会へ方針を報告
平成 28 年 8 月：第 1 回選定委員会開催（委員⇄所管課概要説明）
平成 28 年 8 月：第 2 回選定委員会開催（指定管理候補者説明会）
平成 28 年 9 月：補正予算にて債務負担行為の設定
平成 28 年 10 月：第 3 回選定委員会開催（候補者選定）
平成 28 年 12 月：議会上程（候補者選定）
平成 29 年 1 月～3 月：引継ぎ期間
平成 29 年 3 月：指定管理に関する協定の締結（業務内容、期間、契約金額）
平成 29 年 4 月：指定管理業務開始（㈱こうし未来研究所）

(2) 指定管理者制度による施設管理における成果と課題について

◆現状

受託会社: (株)こうし未来研究所

指定期間:平成29年4月1日～平成32年3月31日(3年間)

◆業務形態

- ・総務、経理、施設管理、外部交渉、NPO法人BIBこうし(図書司書の団体)との連携

◆成果

- ・図書司書配置率の向上(85%⇒100%)
- ・待遇の向上(スキルアップ、マナーアップ等の研修実施、服装の統一)
- ・住民サービスの向上(開館時間の延長、駐車場拡大、Wi-Fiの設置、学習スペースの確保、天文台のメディア設備設置、テーブルトークの実施)
- ・従業員処遇の改善(夏休み付与、制服貸与、働き方の改善等)
- ・施設改善の実施(危機管理設備、防犯カメラの設置)
- ・PR映像の製作(当課で行うクリエイター塾生が製作)

◆課題

- ・熊本地震の影響もあり平成28年度は利用者が激減し、平成29年度は平成28年度との比較では増加したが、震災前までの利用者水準には戻っていない。

(3) 各図書館の特色と基本コンセプトについて

◆西合志図書館

合志市立図書館の中央図書館の機能を有しており、独立施設として運営している。蔵書数は、206,764冊と市内図書館の中で最大となっている。

天文台を併設したユニークな図書館で、関連資料収集及び夜の図書館探検隊などタイアップした企画も行っている。移動図書館車を地域、市内小学校、保育所等各施設に巡回、各学校には調べ学習や学級文庫等の充実のための配本車を週2回巡回している。館内には市民の課題解決のための資料「子育て支援」「ビジネス支援」コーナー「郷土資料コーナー」を常設し、貸出し、レファレンスと幅広く利用される図書館である。

◆ヴィーブル図書館

合志市総合センター「ヴィーブル」内、2階に機能を有しており、複合施設の中の一部である。蔵書数は、95,928冊。

総合センターや市役所の利用者が、ゆったりと読書を楽しめる滞在型の図書館である。

◆泉ヶ丘図書館

泉ヶ丘市民センター内、1階に機能を有しており、複合施設の中の一部である。面積規模は最少。蔵書数は21,189冊。

住宅街の中にある小さな図書館だが利用は多い。高齢者の好む時代小説と子育て世代

が好む家政学・児童書を中心に収集している。

(4) 複合施設における図書館運営の課題について

◆メリット

・複合施設であるため、講座やセミナー、スポーツなど多面性があり、施設利用者からの認識度が高い

◆デメリット

・改修工事(熊本地震)が必要となった場合、館全体を長期間閉鎖しなければならない。

◆今後の課題と考え方

- ①施設の設置場所については、図書館のもつ役割・当初の目的達成のために人口集中エリアに設置すべきだと考える。
- ②図書館は幅広い年齢層に利用してもらう可能性が高いことから、1階に設置すべきだと考える。
- ③管理運営は、住民サービスと費用対効果が直営と比較にならないことから民間事業者に委ねるべきだと考える。(住民サービスの向上が目的であり、民間事業者にできることは民間事業者に委ねるべき)

(5) 視察を終えて

合志市では非公募の指定管理者制度の導入により「(株)こうし未来研究所」による図書館の管理運営がされている。こうし未来研究所は「合志市のまちづくり」のために継続的に「まち」へ還元再投資していく民間会社という位置付けで、合志市 23%、合志市商工会 15%、西部瓦斯(株)熊本支店 15%、合志工業団地協同組合 10%、栄工業団地協同組合 7%、(株)肥後銀行 5%、(株)熊本銀行 5%、(株)熊本電気鉄道 5%、(株)テレビ熊本 5%、学校法大熊本学園 5%、学校法人君が淵学園 5%出資して設立され、事業で得た収益を「まちづくり」へ還元し、再投資を継続的に行なうことで、商業・住宅環境の充実と起業・雇用が創出され、「住みたいまち」・「選ばれるまち」になり、生産年齢人口の増加につながり税収が向上する。という循環サイクルを確立しようとして実践しています。

しかし当市においては行政サービスを行う公社が存在しないことから受け皿がないことと、民間事業者に委ねた場合の利益は本来市民サービスに還元されるべきものと考えことから、個人的には当市出は直営で利益の搾取なく運営できると考えますので、民間委託・指定管理者制度による運営については否定的に考えるところです。

なお、こうし未来研究所として実施している、図書司書配置率の向上(85%⇒100%)や接遇の向上、住民サービスの向上(開館時間の延長、駐車場拡大、Wi-Fiの設置、学習スペースの確保、天文台のメディア設備設置、テーブルトークの実施、処遇の改善(夏休み付与、制服貸与、働き方の改善)、危機管理設備や防犯カメラの設置などの施設改善の実施、クリエイター塾生によるPR映像の制作などの取り組みは先進的で当市にとっても大いに参考し実践すべきものと考えます。

行政視察報告書

年月日	平成30年10月25日(木) 10:00~13:00	視察先	東京都北区西が丘3-15-1 「味の素ナショナルトレーニングセンター」
参加者	熊谷吉正、佐藤靖、奥村英俊、高野美枝子、佐久間誠、山崎真由美		
対応者	味の素ナショナルトレーニングセンター 公益財団法人日本オリンピック委員会強化部 中森康弘強化第二部長 独立行政法人日本スポーツ振興センター ハイパフォーマンスセンターハイパフォーマンス戦略部事業推進課 稲田清貴事業管理第四係長		
視察の目的	<p>日本の競技力強化のための拠点施設である「味の素ナショナルトレーニングセンター」や「国立スポーツ科学センター」の視察を通し、①ジュニアアスリート育成に関する取組みについて②医学サポート及び栄養面からの選手サポートについて③国際競技力向上のための連携について研修を深めるとともに、名寄市における冬季スポーツの拠点化事業及びスポーツを活かしたまちづくりに向けた識見を高める機会とする。</p>		
視察概要	<p>ナショナルトレーニングセンターはスポーツ振興基本計画（平成18年9月21日文科科学省示第135号）等に基づき、我が国におけるトップレベル競技者の国際競技力の総合的な向上を図るトレーニング施設として2008年（平成20年）1月21日に開所した施設である。</p> <p>その背景には、2001年建設の国立スポーツ科学センター建設による競技力強化の取り組みとその結果としての2004年アテネオリンピックでの金メダル獲得数16個（銀9個、銅12個）があったとのこと。「スポーツの力で日本全体を元気に」また、「オリンピック招致に繋ぐ」という強い意志の表われからの建設であった。</p> <p>今回は競技別の専用練習場である屋内トレーニングセンターと宿泊施設のアスリートヴィレッジを視察するとともに、さくらダイニング（食堂）でアスリートと同じ食事をとり、栄養面でのサポート体制についても視察することができた。</p> <p>地上3階地下1階建ての屋内トレーニングセンターは、総床面積29,000㎡で、競技スポーツの特質から天井が高く（最高約42m）、夫々国際基準を満たす競技器具が備えられ、競技力向上を目的に効果的な練習ができる施設として管理されていた。</p> <p>3階には器械体操、バレーボール、バドミントンの専用練習場があり、器械体操場では、視察当日はまさに日本のジュニア体操選手と韓国のジュニア体操選手が強化合宿を行っていた。</p> <p>また、2階はハンドボール、バスケットボール、1階は柔道、卓球、地下1階はボクシング、レスリング、ウエイトリフティングの練習場となっており、そのほかにも共用施設として共用コート、ウエイトトレーニング室、25mプール、研修室、コーチ室、ラウンジ、更衣室、シャワー室等が整備され、各競技団体の競技力向上に向けた練習拠点となっている。</p> <p>主な事業として次の説明がなされた。</p> <p>(1) エリートアカデミー</p> <p>味の素ナショナルトレーニングセンターの機能を活用し、長期に渡り集中的な指導を行いオリンピックで活躍できるアスリートを育成する事業。</p> <p>中1から高3まで計34名が競技力、知的能力（基本的学力の定着・語学力獲得）、生活力（自主性を基に、社会規範意識、競技に対する心構えや態度の定着）の向上を目的に事業に参加。24時間体制で5人のスタッフが交代制により、生活面・学習面等も含めサポートしている事の説明を受けた。</p>		

(2) ナショナルコーチアカデミー

個人やチームのレベルアップには、指導者のレベルアップが必要不可欠であることから、従来求められてきた戦術・戦略の構築やスポーツ医・科学等に関する知識等を活用した強化方法の立案・指導を行う能力に加え、国際コミュニケーション等の新たな能力を備え持つ指導者の育成を目指し、4週間にわたり集中した取組みにより資質向上を図っている。

(3) アスリート就職支援ナビゲーション

トップアスリート自らがプレゼンを行い就職に繋がるよう支援。経団連や経済同友会と連携。

(4) 味の素ナショナルトレーニングセンターと国立スポーツ科学センターとの連携による、「ハイパフォーマンスセンター」の主な事業

- ① スポーツ医・科学支援事業・・・アスリートの体力測定とメディカルチェックを行い、トレーニングの目標設定に適したトレーニングができているか知見を提供。
- ② スポーツ医・科学研究事業・・・スキージャンプ競技における風洞実験や低酸素環境下におけるトレーニングなど、国際競技力強化のために有用となる知見や方策を生み出すための調査・研究・開発を行う。
- ③ スポーツ診療事業・・・・・・・・・・スポーツ外傷・障害・疾病に対しスポーツドクターやアスレティック・トレーナー等の専門スタッフが、メディカルチェック、診療及びリハビリテーションを通じて支援。
内科、耳鼻咽喉科、婦人科などの支援も行っている。

名寄市への参考事項

総合戦略及び総合計画（第2次）の重点プロジェクトとして冬季スポーツの拠点化プロジェクトに取り組んでいる名寄市ではあるが、施設についてはスポーツセンターの老朽化が進み、狭隘なトレーニング場を含め決して整った環境であるとは言えない。また、現有する市内の宿泊施設は合宿に特化された施設とはなっていない。しかし、自然環境に着目しフィールドをスポーツ環境と捉えるならば、この地域の特徴を活かし可能性を広げることができると思う。

現在、ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点の取組みが全国各地で進められている。

名寄市においても冬期間の自然環境を最大限活かした冬季スポーツの拠点として、環境整備を行い中央のハイパフォーマンスセンター（JISS・NTC）との連携によるスポーツ医・科学に基づいた支援を行うことができるならば、アスリートにとって価値のある練習拠点となり得る。さらに、その取組みがジュニアアスリートの育成にも繋がっていくものと思う。

また、各競技団体の行う合宿において、身体づくりに直結する食事の質は重要な要素である。特に、世界で活躍できるアスリートの育成には、ジュニア期における食生活の習慣づけが欠かせない。さくらダイニングでの各競技別・各個人に合わせた栄養サポートは、栄養科をもつ名寄市立大学において連携の参考となりうるものであった。また、名寄市立病院による身体機能分析とサポート体制の構築等を行い、アスリート支援が為されるなら、地方と中央を繋ぎ名寄市出身の国際選手が活躍する日も現実となるであろう。

行政視察報告書

年月日	平成30年10月25日(木) 14:00~15:00	視察先	東京都港区赤坂1-2-2 「日本財団パラアリーナ」
参加者	熊谷吉正、佐藤靖、奥村英俊、高野美枝子、佐久間誠、山崎真由美		
対応者	日本財団パラリンピックサポートセンター 推進戦略部 金子知史プロジェクトリーダー		

視察の目的

日本におけるパラスポーツの振興と、その先にあるインクルーシブな社会の実現を目指すパラサポ施設としての「日本財団パラリンピックサポートセンター」の視察を通し、その理念を学ぶとともに名寄市におけるパラスポーツの振興とインクルーシブな社会の実現に向けた取り組みの参考とする。

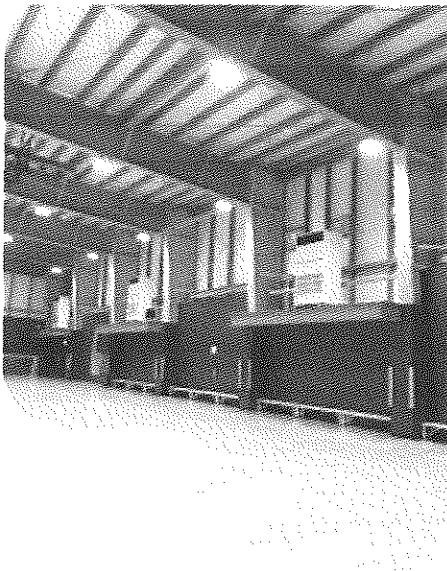
視察概要

2015年5月、日本パラリンピックサポートセンターが日本財団の支援により設立され、2020年東京パラリンピック大会及びパラリンピックスポーツ環境の発展のため、パラリンピック競技団体の体制整備、パラリンピックスポーツの普及啓発事業、インクルーシブ社会の実現に向けた事業を展開してきている。

その中で、日本財団パラリンピックサポートセンターが、パラアスリートの練習環境整備を目的に、パラスポーツ専用体育館である「日本財団パラアリーナ」を建設、今年6月より運営を開始した。

(1) パラアリーナの実施事業

- ・パラスポーツの日常的な練習のため、体育館施設・設備の貸出
- ・パラリンピックスポーツ及びパラスポーツの普及啓発のため、体育館施設・設備の貸出



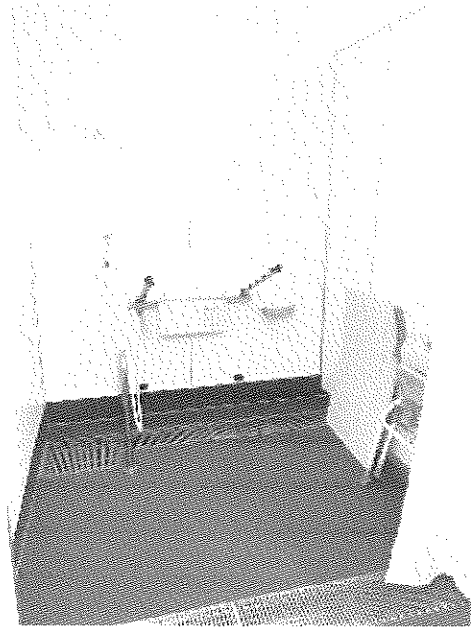
色あい、照明、床・壁の材質等パラアスリートの練習を支える配慮が、随所に施されている アリーナ（左写真）とトレーニングルーム（右写真）

(2) 対象者

- ・パラリンピック競技団体
- ・パラリンピック競技団体所属のクラブチーム
- ・パラリンピック競技団体所属の個人
- ・センターが認めるパラスポーツの普及啓発に関する団体



車椅子の動線に配慮し、下の空間を大きく確保した洗面台



車椅子に着座のままでも利用できるシャワールーム
壁に立てかけられているマットを使えば座り込んでシャワーを使うこともできる

名寄市への参考事項

日本財団パラアリーナに入った途端に色鮮やかな壁画が目にとびこんできた。そして、その足元には「i enjoy!」の文字が大きくおどっている。

また先の廊下に目を移すと「楽しむ人は強い」の文字が黒い廊下に真っ白に浮き上がって見えた。

この言葉に象徴されるように、障害はかわいそうなことではなく、障害があってもやりたいことをやっている。やりたいからやっている。障害の有無は違いでしかなく、その多様性を認め合うことで初めてインクルーシブな社会の実現を目指すことができるとの説明に深く共感した。

名寄市において、パラスポーツを楽しむことができる環境は未だ整っていないとは言えない。

また、パラスポーツ、パラアスリートに対する認識も十分ではない。

しかし、近年では小学校や中学校で車椅子バスケットボールのパラリンピック出場選手が講演を行ったり、パラスポーツの一種であるボッチャの体験教室が行われたりしている。

今後は、既存の施設に工夫を加え可能な限りのバリアフリー化を目指す取組みを進める中で、パラスポーツを楽しむことのできる環境を整えていくことが重要である。また、関係機関との連携の中で人間の多様性を認め合い、人間の強さやすごさを身をもって体験できるような啓発事業にも取り組むことが望まれる。今回はその様々なメニューを知る機会となった。



名寄市議会 「市民連合・凜風会」

意見交換会開催のご案内

日頃より市民の皆様には、私ども市議会会派「市民連合・凜風会」所属議員に対し特段のご指導、ご鞭撻を賜り心より感謝申し上げます。

改選前の最後の議会が2月22日に開会し、3月6日・7日・8日に代表質問、一般質問という日程になっています。

名寄市政の現況報告と、市民の皆様から議会や行政に対し、きたんのないご意見を賜りたいと考えております。何かとご多用とは存じますがご出席くださいますようお願い申し上げます。

開催日時および場所

◎平成31年3月4日（月） 午後6時30分から

◇ふうれん地域交流センター 会議室

（名寄市風連町本町）

◎平成31年3月5日（火） 午後6時30分から

◇名寄市民文化センター 大会議室

（名寄市西13南4）

「市民連合・凜風会」会派所属議員

・会長 熊谷吉正 ・副会長 佐藤 靖 ・幹事長 奥村英俊
・副幹事長 高野美枝子 ・佐久間誠 ・山崎真由美 ・浜田康子

「地方議会の役割を考える」講演会の開催ご案内について

日時 2019年3月2日(土) 午後1時30分～午後3時

場所 駅前交流プラザ【よろーな】 ☎01654-9-4607
(名寄市東1条南7丁目 JR名寄駅前 先着50名程度)

テーマ 「議会改革の現状と課題」

講師 ^{かんばら}神原 ^{まさる}勝 氏(北海道大学名誉教授)

参加費 資料代 500円(当日会場にて)

神原 勝氏の略歴等

- ・1943年 北海道生まれ
- ・1965年 中央大学法学部卒業
- ・財団法人 東京都政調査会研究員・財団法人地方自治総合研究所研究員を経て
- ・1988年～2005年 北海道大学法学部教授
- ・2005年～2013年 北海学園大学法学部教授
- ・北海道大学名誉教授

(著書等)

- ・『転換期の政治過程—臨調の軌跡とその機能』(総合労働研究所 1986年)
- ・『資料・革新自治体』(共編著、日本評論社、正編 1990年、続編 1998年)
- ・『現代自治の条件と課題』(北海道町村会、1995年)
- ・『北海道自治の風景』(共著、北海道新聞社、1996年)
- ・『神原 勝の首長鼎談』(北海道町村会、2003年)
- ・『自治・議会基本条例論』(公人の友社、2009年)
- ・『小規模自治体の生きる道』(公人の友社、2012年)
- ・『総合計画の理論と実務』(共著、公人の友社、2015年)
- ・『戦後自治の政策・制度事典』(共著、公人の友社、2016年)

連絡先 ①名寄市議会 市民連合・凜風会 地方議会の役割を考える講演会実行委員会
(名寄市議会内 代01654-3-2111)

②名寄市議会議員 熊谷 吉正 (090-9088-1183)

同 奥村 英俊 (090-2697-0792)

議会改革の現状と課題

神原 勝(北海道大学名誉教授、議会技術研究会顧問)

はじめに

一旧風連町で考えたこと(2002年地方自治土曜講座の地域フォーラム)

1 なぜ議会改革がはじまったか

—5つの要素が相乗して改革がひろがった

(1) 分権時代における議会の役割の増大

- ・機関委任事務の廃止により自治体が行う仕事はすべて「自治体の事務」に
- ・自治体は文字通り国と対等な政府となる(上下主従→対等協力の関係へ)
- ・議会の影響力の拡大(すべての自治体事務に関与できる。その気になれば)

(2) もっとも遅れていた議会の自己改革

- ・自治体運営の主体は政治上の主体である市民と制度上の主体である首長・議員・職員
の4者、それぞれが時代状況のなかで自己革新に直面してきた
- ・まず1960~70年代市民(市民運動)が首長の政策責任を問う→市民と首長の相互交
流から自治体改革はじまる→1980年代、職員の政策能力が問われる
- ・議会はこうした変化の外にあったから、改革に火がつくのは時間の問題だった

(3) 議会と議員にたいする不信感の高まり

- ・「悪かろう→安かろう」の循環、マスコミ報道の影響もあって、定数と報酬の削減が
「議会改革」と市民が認識するようになった
- ・「報酬(歳費)をふくむ議会経費は民主政治のコスト」という意識が育たず(市民も
議員も)
- ・これにたいして議会の危機意識が増大

(4) 改革の教科書・議会基本条例の登場

- ・2001年、北海道ニセコ町の自治基本条例(議会に関する規定のない「行政基本条例」)
→議会基本条例の必要を提唱(2001~2年)→北海道自治体学会2004年、条例要
綱試案→2006年、栗山町議会基本条例

(5) 二元代表制論による議会の意義の再発見

- ・1980年代後半、自治体議会が政党に直結した会派によって運営(国の国会内閣制の
運営を模倣)、加えて与党多数化し議会の批判・監視機能が極力低下→これにたい
して議会の野党機能(議会の特定勢力ではなく機関として批判・提案機能を発揮す
ることの重要性を指摘、1986年神原)

- ・議会のない代表民主制はない（国会内閣制はもちろん大統領制にも議会はある）

（補論）2006年、北海道栗山町議会による初の議会基本条例の制定当時の事情

- ・町民による議会批判（選挙が終わると議員の姿が見えない）への対応
- ・議会は4年間、改革を推進（情報公開・議会報告会ほか）
- ・改革事項の条例化（議会基本条例の制定）、条例内容の8割は着手済み→「生ける議会基本条例」
- ・条例前文における二元代表制の意義の解説
 - 直接公選の首長と議会の政治的正統性は対等
 - 首長と議会は「異なる特性」をいかして競争と緊張の關係に立ちながら、最良の合意を導きだす使命がある→そのために議会のあるべき姿をルール化する（議会基本条例の制定）
- ・議会に会派が存在しなかった（そのために改革に向けての合意形成が容易だった）

2 議会改革はどこまで到達したか

—議会改革10年における3つの成果

（1）議会改革の課題が明確になった（議会基本条例に書いてあること）

① 議会と市民の相互交流→市民が参加する議会

議会は市民の代表機関→市民意思を自治体政策に反映→議会への市民参加が不可欠→議会報告会、議会の情報公開、政策討論会、議会モニター・サポーター、議会改革諮問機関、その他さまざまな市民参加の工夫、陳情・請願から「市民の政策提案」（第三の提案権）へ

* 課題→市民の意見・提案をふまえた議会の政策提案をいかに自治体の政策に反映させるか

② 議会と長の緊張・対抗→政策を提案する議会

長と議会のメリット・デメリットの相互補完→独任制の首長は統合機能を発揮、合議制の議会は代表機能→論点・争点の提起→一問一答方式、反問・反論権の付与、政策循環の確立、独自の政策評価、条例・政策の提案、首長提案の修正・否決、質問事項の処理状況を追跡

* 課題→総合計画（自治体計画）手法の革新と議会参画のルール化（自治基本条例・議会基本条例・総合計画条例）→3を参照 市民参加・職員参加をふまえた長と議会による決定

③ 議員と議員の自由討議→政策を討議する議会

集合機関から合議制機関へ、首長対議員から首長対議会へ、議会としての意思形成、議員間討議の必要→執行部抜き議員間政策討議

* 課題→①②をめざして議会の考えや論点・争点、批判・提案する政策をまとめる

（2）先進的な改革の事例が蓄積された

- ・日本列島全体を見渡すと、上記の課題についてすぐれた改革事例が存在する
- ・その一方で「議会間格差」がひろがった

議会の3分化→先駆議会=1割、居眠り議会=2割、寝たきり議会7割くらいか？
(現在は2割、3割、5割くらいか？)

しかし、議会間格差は時間格差 (ウサギとカメの競争)

- ・戦後自治の経験則→最初は少数でも普遍的な意義があればひろがっていく、例:市民参加・情報公開、そのほか多数。自治体はそうして発展してきた

(3) 二元代表制についての理解が深まった

- ・首長は市民の直接公選だから議会は関係しない→議会内の勢力が「与野党」に分かれても国(国会内閣制)の場合とはまったく異なる→首長に対する批判・提案機能は議会における「野党」ではなく、議会が「機関」として担う

- ・首長・議会はともじ直接公選ゆえ議会の与野党の型は多様となる→全与党、全野党、少数与党、少数野党(多数与党)など=全与党・多数与党になれば議会としての批判・提案機能は減退する

- ・小さな議会ほど議会改革がすすむ理由→小さな議会には会派がないことが多いが、大きな議会では政党内閣が存在する→会派間の利害衝突から広域自治体、大都市自治体ではなかなか議会改革はすすまない

- ・首長と議会の機関対抗型政治(あるいは機関緊張型政治)の構築→首長は独任制機関で政治・政策理念を堅持して全体を統合する機能に優れているが、論点・争点を広く公開する機能は劣る。議会は合議制機関で多人数の議員から構成され、市民・地域の多様な意思を代表する。この両者のメリット・デメリットをふまえてすぐれた自治体政策を遂行する

- ・過程分立ふまえた機構分立・機能分立を

機構分立=議会と長 機能分立=決定と執行 議会=決定、長=執行

政策の過程=課題発見→企画立案→政策決定→政策執行→政策評価→課題発見→

*PDCAは行政だけの問題ではない。市民も議会も関係する

(4) いつでも・どこからでも改革はやれる

- ・議会改革がはじまって10年。いまや改革をはじめるとあたって、ナイナイづくしの状態ではない。とくに上記の(1)(2)(3)を参考にしていずれも、どこからでも改革ははじめられる(改革しない議会は怠慢のそしりを免れない)
- ・トータルな二元代表制と議会改革のイメージさえできていれば、その実現に向かってどこからでも改革はすすめられる。議会基本条例は改革の象徴だが、その制定だけが議会改革ではない→議員の担い手不足を嘆く前に改革を推薦せよ!

3 議会が変われば自治体が変わる

一 さらなる改革と「政策議会」への展望

(1) 議会内改革から自治体改革へ

- ・「自治体再構築」(松下圭一)、「自律自治体の形成」(神原)
- ・改革の影響が議会内にとどまる議会改革から市民と行政(首長と職員)に影響を及ぼす改議会改革の進化を
- ・明らかになった改革課題を着実に実行することが重要だが、政策活動を軸にすることで効果をあげることができる
- ・政策議会とは→自治体の政策活動に正面から向き合う議会＝政策に強い議会(そのためには市民との交流を基本に行政の政策活動も革新する必要がある)
- ・市民参加による市民の政策意思を議会の政策意思に変換し、さらにそれを自治体政策に反映する仕組みをもたなければ、議会と市民の交流、議員間の政策討議、首長への政策提案はすすまないし実効性をもたない

(2) 政策システムの点検—議会は政策のステージにどうかかわっているか

- ・自治体の主要な政策活動の場面→計画・予算・評価とそれらの相乗的な関係の構築
 - ① 総合計画(多年度予算)
 - ② 年度予算(事業別予算)
 - ③ 年度決算(政策評価)
 - ④ 争点事業(賛否2分の大型事業、起債・後年度負担の大きい事業など)
- ・これらにかんする議会の活動はきわめて貧弱(首長・議会の両方に問題がある)

(3) 自治体の政策原則の確立—総合計画条例の制定

- ・総合計画外で政策はおこなわない原則の確立
武蔵野市・長期計画条例(2011年)、北海道栗山町・総合計画の策定と運営に関する条例とその「解説」(2013年)、北海道福島町(同年同名の条例)、北海道芽室町(2015年同名の条例) *栗山町・福島町・芽室町は議会が主導して制定
- ・計画策定・改定における4主体の参加

(4) 自治・議会・計画の3条例の制定

- ・総合型自治基本条例＝自治基本条例＋関連条例
- ・基幹的関連条例＝議会基本条例(代表制運営)＋総合計画条例(政策原則)
 - ① 自治基本条例→自治体運営の最高規範
 - ② 議会基本条例→議会の政策提案を明記
さらに首長に政策説明責任を課す(政策発生源、市民参加の有無、代替案の検討、総合計画上の根拠、財源構成、将来コスト、国・県との関係などの明示)
 - ③ 総合計画条例(あるいは自治基本条例)→総合計画に記載のない政策は予算化しない政策原則を明記
- *総合計画の構成→(基本構想)・基本計画(実施計画・展望計画)・進行管理計画(個別事業ごとの政策情報シートの作成・公開・公開)→図2の「事業別政策調書」を参照
- *参考文献 神原勝・大矢野修編著『総合計画の理論と実務』公人の友社、2015年
総合計画の手法(総合計画条例をふくめて)と議会改革との関連についても具体的な事例に

もとづいて述べている

4 議会の市民的基盤を強化する

一議会の改革・運営・政策に市民の参加を

(1) 議会における市民参加の諸相

・議会は市民の代表機関としての性格にかんがみ、議会基本条例などにおいて市民参加の重要性を謳い、さまざまな方式を試行している。次のようなものがある。

- ① 市民による陳情・請願を「市民の政策提案」と位置づけ、提案者には意見表明の機会を保障する
- ② 議会活動の報告を基本に、地域別に市民と意見交換する「議会報告会」の開催
- ③ 日常の議会運営を市民がチェックし、改善意見を提案する「議会モニター」の設置
- ④ 議会基本条例の実施状況の点検や議会改革の重要課題に市民の声を反映させる「議会改革諮問会議」の設置
- ⑤ 総合計画や年度予算に市民の政策意見を反映させる「政策交流会議」の開催
- ⑥ 政策にかんして議会と市民団体が意見を交換する「一般会議」の開催
- ⑦ 議会の重要課題について専門家市民が意見を具申する「議会サポーター」の設置
- ⑧ 議会傍聴者を参加者にとらえ「傍聴席からの発言」の機会を与える（従来の傍聴規則の改正ないしは条例化）
- ⑨ 議会のあり方について市民だれもが気軽に意見を述べることができる「まちかどカフェ」などの設置

*以上は議会が独自に工夫しておこなう「自治型の市民参加」。公聴会・参考人制度などの「法律型市民参加」についてはもっと容易に使える制度にする（法律上の制約は何もない）

・議会への市民参加の2つのパターン(①から⑨を整理すると)

- ① 議会改革型参加
- ② 政策交流型参加

(2) なぜ議会への市民参加は必要か

- ・ 多人数の議員から構成される合議制機関という性格に由来する特性→市民の階層、世代、性別、地域などの意思をひろく反映する→市民の代表機関であることに由来する市民参加の蓋然性
- ・ 首長（行政）にたいする批判と提案の機能および自治体政治・行政の論点・争点をひろく形成・開示する役割を効果的に達成。市民は批判と提案の発生源
- ・ 市民と議会が相互交流することによって、議会の存在意義の再確認をとおして議会の政治的地位を高めるとともに、双方が自治体の政治行政に習熟するチャンスを拡大する学習効果
- ・ その帰結として議員候補者が輩出する可能性の拡大など→議員のなり手不足の緩和

(3) 参加が効果的であるために

- ・市民の問題的はそのままでは政策にならない。市民意思を議会意思に変換する必要がある。そのために議員間討議は不可欠
- ・議会への市民参加が効果的に実施され、そこにおける市民意思を自治体の政策に反映させるため（政策参加）には、自治体の政策・計画に市民意思・議会意思を反映させるシステムが整っていないなければならない

*行政への市民参加と議会への市民参加

- ① 「自治体」の市民参加は、政治的正統性の根拠が対等な首長と議会はそれぞれ独自に対市民責任を負う二元代表制の原理から、「行政」への市民参加+「議会」への市民参加ととらえ、議会への市民参加の独自の意義を考える。
- ② 首長と議会が別々に市民参加をおこなうだけでなく、共同で実施する（たとえば定例会などの冒頭に一定時間を確保しておこなう）

(4) 自治体規模と議会改革の留意点

とくに大規模議会（広域自治体の議会、政令市指定都市・中核市などの大都市自治体の議会）の市民参加にかんしては特別な工夫が必要である。例として

① 大都市自治体の議会

- ・政令指定都市の行政区の総合区化＝域内分権
- ・議会における区別（地域別）常任委員会の設置
- ・そこにおける市民参加の実施

*議会における区別常任委員会の設置は行政における総合区化を促進させる効果をもつ。行政のタテワリに対応した議会からヨコワリ（地域という面）を重視した議会の政策活動の重視。一般の市議会についても考えてみる

② 広域自治体の議会

- ・広域自治体における地域行政単位の政策機能を強化（＝域内分権）
- ・地域別常任委員会の設置とそこにおける市民参加の促進

*大都市の場合と同様に地域別常任委員会の設置は行政における域内分権を促進させる効果をもつ

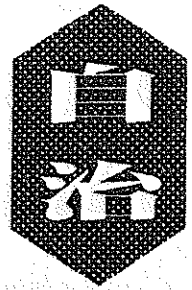
③ 会派のデメリットの克服

- ・会派は議員個人の表決意思を拘束しない
- ・会派の活動を公表する
- ・会派を横断した政策活動の活性化させる

*一般の市議会も同じ問題をかかえている。これらのことについて議会基本条例に明記することが好ましい

おわりに

一議会度は市民度を映し出す。その逆もまた真なり。議会のない代表民主制はない。
「議会が変われば自治体は変わる」（自律自治体の形成）



北海道大学法学部教授 神原 勝

今日の議会改革を象徴する議会基本条例の制定は、四県・三市町村となり、来年度には倍増すると予想されている。この議会も、「二元代表制」とか「二元代表民主制」という言葉を用いて、代表制のあり方を活発に論じ、なかには条例中にこの言葉を明記した議会もある。このように「二元代表制」は慣用化しているが、そもそもいつから登場したか定かでないといわれる。そのため私も講演の折などに議会関係者からしばしばそのことを尋ねられる。

首長と議員の直接公選制は戦後の一貫した憲法原則だから、これは単なる政府制度の呼び方の問題にすぎないようにも見えるが、実はこの言葉には代表制のあるべき姿をめぐる様々な期待が込められてきた。「二元代表制」が文語として登場するのは、最初は西尾勝氏のレポート『都民参加の都政システム』(七七年)、次いで菅原良長氏(元東京都知事特別秘書)のジュリスト総合特集論文「首長と議会の二元代表の原理」(八〇年)である。

全国に「革新市長」が輩出した時代である。この時代のパイオニア自治体であった革新自治体は、「地域民主主義の確立」を掲げて、斬新な政策・制度の開発に挑んだ。ところが、市民参加

推進のわずかな予算案が否決されるなど、とくに初期の革新市長は、保守の政党対立とも関係して、ことあるごとに自治体改革に否定的な保守派多数の議会の抵抗に直面した。

抵抗の論拠は、長と市民の直接交流は、市民の代表機関である議会を迂回・軽視するもので「議会制民主主義」に反するといふものであった。いわば長と議会という代表制民主主義の二つの回路と対等な両代表それぞれの対市民責任に基づく独自活動を正当に認識せずに、さながら国会を国権の最高機関とする議院内閣制に横して、議会を

最高機関と見立てていた。このような代表観は強弱の差はあれ保守を問わず議員一般に共通する心象であった。これに対して市長たちは、臆せず市民との対話を進め、市民に依拠することとで自らの政策の正当性を主張した。今日から振り返れば、これを基礎として自治体改革が進展し、総体として自治体は力量を高めることになるのだが、当時、前出の菅原氏や私たちが若手研究者は、こうした長の営為を正当化する理論づくりの必要を強く感じ、自治体の代表制原理が国の議院内閣制と

は異なることを強調するために「二元代表制」を使いはじめた。

この「二元」の文字は、松下圭二氏が、政治の統合形態を「二元的統合(議院内閣制)」と「三元的統合(大統領制)」にモデル化した『現代政治学』(六八年)から借用したものである。高木鉦作氏や大森彌氏らの「首長主義(大統領制)」(「首長主義と地方議会」七一年)の表現もあったが、自治体の政府制度は大統領制と議院内閣制の折衷を含むので、あえて「二元代表制」を用いた。ただ厳密な用法ではなく「大統領制」も併用していた。

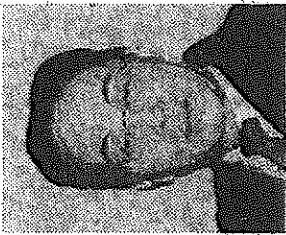
革新市長の時代は、長対議会保守派というかたちで、疑似的にせよ長と議会の機関対立が作動して地方自治は活性化した。ところが、七〇年代の末から革新市長の数が減少することと並行して再び議会の与党化現象が進行した。これにより議会の争点形成機能は減退し、またそのことで長が政治的緊張を欠いて、地方自治の活力を著しくそいだ。議会の多数勢力が与党となって長を政治的に擁護する議院内閣的運用の弊害が再発したのである。

二元代表制の真髓である機関対立が危機に直面して、私は、従来の与野党対抗型の議会運営を批判し、議会の批判・提案の機能は野党会派だけでなく、議会が「機関全体」として担うべきだと、新たな論点を提起し、「誤解に基づく与野党論」都市科学、八五年)、以降はそれに依拠して二元代表を論じている(『自治・議会基本条例論』〇八年)。

今日の二元代表制には、革新首長時代と総与党化時代の経験をふまへ、地方分権時代の自治機構としての再構築が求められている。長と議会の緊張の持続を軸に、議会を市民・議員・長・職員による「討論と情報の広場」に育てたい。二元代表制という言葉は普及したが、その原理を体現する運営ルールづくりは緒に就いたばかりである。

二元代表の言葉の由来

議 会



北海道大学教授 勝原 伸

最近、議会基本条例を制定する自治体議会が増加するともない、自治基本条例と併存する状況が各地で見られるようになった。こうした事態の出現は議会基本条例が制定されはじめた当初から想定されていたことで、

それ自体としては自然の成り行きだが、二つの基本条例の関

係をどのように理解すればよいかについては、基本条例の制定に携わる人々の間に多少の混乱が見られるようである。

これについては拙著『自治・議会基本条例論』でも述べたが、最近の状況も勘案して、再度整理してみたい。基本となる考え方は「総合型自治基本条例」「自治基本条例＋関連条例」である。自治基本条例が生ける基本条例であるためには内容が具体的でなければならぬ。けれども、具体的な内容は基本条例には書ききれないから、関連条例を整備する必要が生じる。これが上記の図式である。

関連条例が十分に整備されない単独型の自治基本条例は役に立たない。この関連条例には情報公開、市民参加、総合計画、財務規律、政策評価、住民投票などに関する多数の条例が含まれる。関連条例のなかでも、とくに議会基本条例は二

元代表制を健全に運営する条例であるから、当該自治体における政策の基本枠組となる総合計画条例（未制定）とともに基幹的関連条例ということになる。

自治基本条例と議会基本条例にはともに「基本」の文字がついている。並立するときの議会基本条例は「議会運営条例」とか「議会条例の方がすっきりするが、「議会に関する基本条例」と理解すれば、そのままの名称でもよい。ただ最高規範の規定は自治基本条例だけにし、そこにいくつかの議会原則を書いて「これらの原則に基づき、別に議会に関する基本条例を制定する。」とすればよいだろう。

そして総合計画条例だが、自治基本条例に根拠を置いて制定し、かつ総合計画に記載なき政策は行わない原則をもつ

議会と首長に注文する

て、公開・参加、財務・法務・評価などの諸制度と深く関連づけて運用するならば、自治基本条例は生ける自治基本条例となり、自律自治体の形成にとって最短距離となる。基本条例を制定する関係者どくに議会と首長には、まことにあらざるべき構図をぜひ理解してほしい。

けれどもこのような全体像の理解が乏しいため、せつかく自治基本条例と議会基本条例の両方ができても効果があがらない。議会は自治基本条例をもつば行政活動にかかわる行政基本条例だと錯覚し、はじめから積極的にかかわることしない。首長はまた議会基本条例は議会のロパリの条例だと対岸相する。二元代表制の両翼を担う首長と議会がこれでは、両基本条例の成果は望むべくもない。

私は自治基本条例の制定で最も得をするのは議会だと主張してきた。自治基本

条例には行政（首長や職員）活動を律するルールを多々含んでいる。議会はこのルールの履行状況をチェックできることから、政策提案とともに議会の重要な役割である行政監視の有効な武器を手にするようになる。自治基本条例に根拠を持つ関連条例が整備されれば効果はいそいそ増すことも論をまたない。

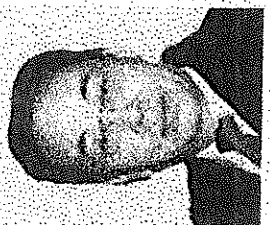
自治基本条例は選挙公約などで首長が制定を提案することが多い。また条例案の作成過程は行政主導の市民参加に委ねられる。そのため議会や議員は、せいぜい条例中の「議会」の章を埋める条文を提示する程度、腰の引けだ対応にとまっている。このような議会の姿勢はなんとも情けない。むしろ議会にとって最大限役立つ自治基本条例案を自ら提案するくらいの積極性が必要である。

首長はどうか。選挙で市民に約束した政策を総合計画の手段をふまえて実行

し、任期がくれば自治体を健全な状態で後任者に引き継ぐのが首長の役目である。いずれも政策能力の高い職員機構の構築なくして達成できない。けれども首長は議会基本条例でルール化された議会の厳しい監視の目があつてこそ職員を奮励し、職員の政策能力を高めることができるのだから、自らの問題として真剣に議会基本条例と向き合ふべきである。

自治基本条例の登場から二年、議会基本条例は六年が過ぎ、総合計画条例も制定が見過せるところまで来た。自律自治体の形成に向けて、国の法制度改革にはかり頼らなくても、自治体はいつでも使える自前の道真立をすでに用意している。議会も首長もこれをしっかりと見据えて、市民、職員とともに手づくりの自治を構築してほしい。

議会



北海道大学名誉教授 勝原 健二

統一自治体選挙が近づくと議会に関する報道が量を増している。議会に対する信頼度の低下、議員と市民のやり手不足、無投票・定数割れ選挙の増大、定数・報酬の削減などの問題をとりあげて議会の「危機」を懸念するものが圧倒的である。だが、これを統括される市民は「役に立たない議会」という負のイメージを刷り込むたびに、一回に「役に立つ議会」への懸望が聞けない。そこで昨今の議会を見る二つの視点を探りたいと思う。

ひとつは「空間」と「時間」の認識である。現在という同時の空間においては上記のような事象がさまざまに問題が共存・錯綜している。だが、この平面的な空間のなかで個々の現象を報道するだけでは、解決の方向が見つからない。そこで歴史という時間の流れを援用して考えてみる。たとえば議会改革を象徴する議会基本条例は、四年前には約160だったが現在は400近くに増えている。この急激な普及を一体どう考えればよいか。

議会基本条例は、市民を代表する議会としての必要最小限の機能を定めたものでこれに即して議会改革を表現しようとするもの。ここには二本の大きな柱がある。①構造的に市民と交流し市民意見を

を自治体の政策に反映させる。②長久に行政をしっかりと監視し自らも政策を積極的に提案する。③これらの効果をあげるために議員同士が関連に政策を議論する。この三つを相互に関連させ、市民に「役に立つ議会」の構築をめざす。

このような議会改革がはじまって八年を経、大きな変化が見られるようになった。第一の変化は議会問題の可視化が進んだこと。また数は少ないが改革を実行する先進議会が次々と現れ、すぐれた成果を輩出している。また各地の議会基本条例が次々と、改革すべき課題あるべき議会像が文字上はつきり見えてきた。こうした事例の増大や規範の明確化によって、議会改革は口からの議論を脱し、實質に実行できる状態になっている。

議会を考える二つの視点

第二の変化は議会間格差の拡大である。改革のひらきからいって、全国の議会は、改革の先頭を走る「先進議会」、議会基本条例は制定してもその後の実行の歩みが遅い「牛歩議会」、また自覚のない旧態依然の「旧態議会」に三分化している。おおよその区分は、先進議会は一割、牛歩議会は二割、足踏議会は七割といったところか。だが、これはあくまで方向の格差ではない。この議会も勢いづいていくかはあきらめられない。まあこの時間格差はむしろおもしろい。もちろん先進議会であっても油断をすれば後退する。

次の視点は「制度化」と「運動化」である。議会改革は上記の①②③に即してさまざまな議会運用の制度を創り出す。使い勝手のよい制度を構築せよと改めて新しい制度を創り出すのが「運動の制度化」、その制度を活用しながら新たな

不備が見つかれば次なる改革を構築するのが「制度の運動化」である。この運動の制度化制度の運動化を絶えず繰り返り返しながら議会はレベルを上げていく。これは民主政治一般に該当する成熟の論であり、当然、議会についても不可欠の視点となる。

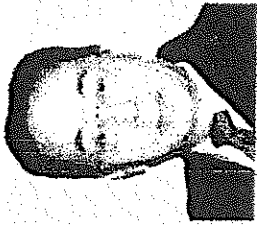
したがって制度化という「制度を創る精神」が健全でなければ、運動化という「制度を活用する精神」も健全でありえない。逆もまた真なり。どちらか一方だけでは改革は進まない。事実、先進議会は、議会基本条例を施行しながらその状況を検し、それを踏まえて条例改正をめぐむ新たな制度工夫を積極的に試みている。多数のひらきが存在するから議会基本条例は簡単に制定できる。だが、問われるのは制度化運動化の精神の健全性である。

このように空間と時間、制度と運動の視点をまき、現在に到達している改革

の先進状況が報道をとおして情報公開されれば、これから改革を進める市民と議会とで強いつながりになる。市民は「役に立つ議会」が現実につくれるという確信をもてるものになり、このことは、候補者をもめ議会関係者に対して、改革先進地との格差の認識をもとめて、当該議会を象徴する改革案の提案を迫ることに繋がっていくであろう。

議員のやり手不足や定数・報酬の削減問題など、今日の議会をめぐる諸問題の多くは、議会に役に立たないという市民の議会観に根ざしている。市民はどのような議会の議員にならなくてはならないし、議員数や報酬も少なくてもよいと考える。だが、「役に立つ議会」がつかれると思えようになれば、市民の議会観は変わる。それを促す材料は蓄積されたい。そのため、メディアは真摯に向きあうべきではない。

議会



北海道大学名誉教授 勝原 伸

二〇一三年二月八日の本欄において、議会の政策活動の基本に総合計画をおくべきことを論じたことがある。当時、二〇一二年の地方自治法改正で市町村が「基本構想」の策定義務を解除されたのをうけて、武蔵野市が総合計画の策定と運用の基本

を定めた「長期計画条例」を制定する

など、総合計画をめぐる自治体の変化が目まぐるしく進んでいる。そうした事情をまなして、議会としての今後の政策活動のあり方を提起したのである。

それから三年近くたって北海道は二〇一三年に栗山町と福島町が一総合計画の策定と運用に関する条例（以下「総計条例」という）を制定し、現在では茅渚町が同種の制定作業をすすめている。これは偶然の産物ではない。この二つの自治体は議会改革の先進自治体として全国的に高く、議会が主導して総計条例の制定をすすめている点も共通している。そして私たちがここから読み取るべきは「議会改革がすすめる総合計画に行きつく」という、必然の流れである。

議会改革がはじまって九年が経過し、議会の使命あるいは改革の課題はいつとされた感があるが、市民の代表機構として自治体政府を構成する議会は、行政

の政策活動をしっかりと監視し、そのうえで積極的に自らの政策を提案しなければならない。また、こうした政策活動の実効性を高めるために、市民と議会の双方向性の確立、議員間自由討議の活性化、議会と長の緊密関係の持続が議会の共通認識となり、この議会基本条例にも書いている。

けれどもなかなか政策提案の実効はあがらない。議会が市民の意見を自治体の政策に反映させる有効な方法をもたないなら、議会への市民参加は形骸化してしまう。議会が政策提案をしないなら、そもそも議員間や政策討議を行う必要も生じない。長と議会の緊密関係の維持も推しはかましくならぬ。こう思うると、議会の政策活動は、議会の内部努力にとどまらず、行政をめぐり自治体としての政策運営の健全性の問題として問わ

総計条例と政策議会への展望

なければならないことになる。

ここで注目したいのが上記の総計条例の制定である。自治基本条例に当該自治体の政策は、政策の最高規範である総合計画にもついでに行きつき定め、これを具体化する総計条例では、たとえば栗山町のように「総合計画に記載のない事業は予算化しない」という原則をはじめ、市民参加や政策情報の作成・公開、長の選挙政策の反映など、計画の策定・運用・改定の諸原則を規定する。議会もまた議会基本条例の諸規定を援用してこの役割を担うことになる。

期間が八年の「基本構想」には政策方針と政策の前提となる財政改革を、四年の「実施計画」には財源確保がたしかで実施が確実な事業を、「展望計画」には将来必要になる事業を予刺して記載する。必要が生じた新規事業や既定の事業の修正は、年度ごとに計画に組み込んで

議決し、いかなる事業も計画の外では行わない。実施する事業に関する政策情報は、「進行管理計画」（あるいは実行計画）として事業ごとに作成する。このうち進行管理計画以外が議決事項となる。

なかでも進行管理計画の作成・公開は重要である。たとえば福島町が議会と行政の協働で作成した「政策調査・総合計画事業進行管理表」には、事業目的・事業期間・事業履歴をはじめ、議会基本条例で議会が長に説明を求めている政策情報（政策の発生源、代替案等の検討、総合計画上の根拠、他自治体の類似政策との比較、財源構成、将来リスクなど）も記載する。この一枚のシートで政策の重要事項がすべてわかる仕組みになっている。

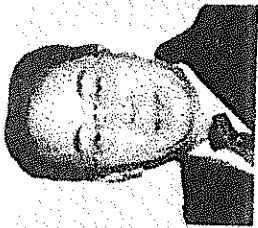
情報の公開・共有はこうしたことをいっている。このような総合計画のシ

ズムが構築されれば、議会の政策活動は質的に変化する。総合計画事業の評価

とそれをまなした継続・修正・廃止・新設をめぐる議論が不可欠となる。上述した市民意見の反映、議員間討議、長との政策協議も実効性を帯びよう。こうして、従来、議会を政帳の外においていた総合計画は、「行政計画」から「自治体計画」に変化、議会もまた「政策議会」へと変身できる。

総合計画の今日的、先端的な手法をこぼれなく取り入れるべきで、やや重厚な議論が、神原勝・大矢野修彌著「総合計画の理論と実務」（公人の友社、二〇一五年）を一読いただきたい。栗山町・福島町・茅渚町の総計条例のモデルとなった、武蔵野市と多治見市の最新の総合計画手法、くわえて議会が主導した栗山町総計条例の制定にたいする一連の口舌を詳細に論じている。総合計画と裏向きにある「政策議会」の実現を切望したい。

議会



北海道大学名誉教授 勝原 神

議会基本条例が発効して10年。この節目を記念して、親睦地の栗山町をはじめ、各地でシンポジウムが開かれたほか、関係誌が特集を組み、さらには次なる10年の改革に向けた研究会も発足している。2000年の分権改革をうけて、自律自治体の構築が必須となったが、これに引き合った議会改革は、戦後自治史を画する意義であつた。まず高く評価したい。今日の議会

改革のひざりは10年前にはたれも想像していなかった。

栗山町議会の橋本利勝議長と中尾修事務局長に出会ったときの印象はいまもって鮮烈である。彼らの熱意からこれからはしる改革がホントであることがわかり、それまで議会基本条例の必要を説いてきた自分も、逆にためされる側になることになって戦慄が走った。そして私の想いはだちに「確信」に変わり、直後の議会講演で「2006年が議会改革元年になって、これから議会基本条例の時代が到来する」と予言した。

現在、四割以上の議会が議会基本条例を制定して予測的中した。予測できたのは、自治体運営の四つの主体（市民・長・議員・職員）のなかで、自治体上議会だけが改革を免れていたからだ。分権改革で議会の役割が増大することによって、議会の機能不全にたいする危機感がある議員の間に覚まっていたから、きっかけさえつければ改革に火がつく。そして栗山町の議会基本条例がまさにそのきっかけになる。確信したので

ある。それから10年たつて議会基本条例は普及し自治体の標準装備となった。この条例は議会が独自につくる議会運営のルールで、法律改正が必要な事項を法律との整合をともなう対応はむづかしい。否、最初からそうした問題を意図的に避けて構築したもので、制定するだけなら簡単だ。それが普及の大きな要因だが、ここまでするまで、基本条例を制定したからといって、議会改革がすすんでいる証とはいえない状況になつてきた。

実際、今日の議会は改革の進捗をめぐって三分化している。果敢に改革をすすめて全国の議会改革を先導する先駆議会、議会基本条例は制定しても実行がとまらないうるる議会、旧慣習に浸つたままの遅れり議会。およその見解で「割、二割、七割」である。だが三分化はしても、努力次第でうしろは下がらから、これは遅れを取り戻せばいい。絶対的差

次なる10年へのチャレンジ

ではなく、現時点での改革意欲の強弱による当面の時間格差と受けとめたい。

そして覚醒をすれば本格的な改革に移行できる状態をつくれたのがこの10年の成果である。私はこれを「議会の見える化」と表現している。これは二つの側面がある。一つは議会の見えるべき姿とそれを表現するうえでの方策や論議が明確になつたこと。二つは先駆議会がそれらについてくれた改革の事例を積み上げていること。これらの情報は容易に入手できるから、これと自らの議会を比較すれば到達の水準と改革の課題が明確になる。

この10年の成果をふまえて、次なる改革の課題を考えてみたい。第一は議会改革における市民基盤の強化。改革をすすめる議会の姿をひろく市民に伝え、市民の議会観を変えていくことが、議会・議員の努力だけでは限界がある。そこで議会モニターや諮問委員会などの活用で改革現場への市民参加をすすめて、そ

での知見により議会を理解した市民の数を増やし、そうした市民に議会と市民一般との間の心理的な壁を埋めてもらうことが肝要だ。こうした改革現場への市民参加は議員候補者輩出の可能性もひろげる。

第二は「政策議会」への基盤づくり。これまでの先駆議会による「議会の政策循環」はすぐれた試みだが、実効をあげるためには、「自治体の政策循環」を確立して、これらをつなげる必要がある。そのため本題も少しは総合計画の技術革新といわけ実施事業などの政策情報（個票）を作成することの重要性を説いてきたが、くわえて、性別別予算の〈節〉を組み替えて、事業ごとに経費（人件費などの直接経費、借費などの間接経費、一般管理費などの共通経費を含む）を算出した事業別予算の作成が欠かせない。決算も同様である。

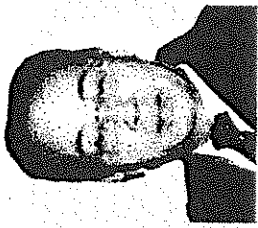
NPO法人公共政策研究所（水澤雅貴代表）の調査によれば、議会基本条例の政策関連事項は実行率が低い。これは基本的に上述した計画と予算における政

策情報の作成・公開の未整備に起因する。先駆議会にも総合計画条例の制定は、計画サイドからの問題解決に迫るものだが、さらに予算改革をおこなって、計画と予算がリンクした政策議論が可能になるまで整備する必要がある。

第三は都道府県や大都市の議会改革。こちらは規模の大きさに由来する構造的な問題もあって、なかなか改革がすすまない。これを克服するには、タテマ行政にそつた常任委員会にとどまらず、地区別常任委員会という議会独自の政策空間を設ける必要がある。また、大規模議会の会派は大まな影響力をもちながら活動内容はきわめて不透明で市民からは見えない。この会派のあり方を根本から問い直すことも改革の要諦である。

11月1日号の本欄と西村純・芽室町議会前事務局長が述べたように、「政策議会の確立」と「議会改革の本丸」は見えている。到達のための政策技術の革新に期待したい。

議 会



勝原 神
北海道大学名誉教授

たまたま議会研究会と若い研究者から問われたことがある。多くの議会基本条例に規定されている議事項のルーツを調べているが、そのなかで、長に課している、議会に提案する政策の形成過程を説明する努力義務が、議会基本条例に盛り込まれることになった経緯がわからないところであった。この規定の導入については、私にも深い関係があるので、この場を借りて事業経過を説明したい。

栗山町議会が全国初の議会基本条例を

制定したときから、①政策等の発生源、②検討した他の政策案等の内容、③他の自治体の類似する政策との比較検討、④総合計画における根拠または位置づけ、⑤関係ある法令または条例等、⑥政策等の実施にかかわる財源措置、⑦将来にわたる政策等のコスト計算の7項目を長による説明事項としており、以降は多少の増減はあるが、ほぼ同一内容の規定を各地の議会基本条例が踏襲し現在にいたっている。

話は20年前にさかのぼる。北海道は自治分権時代への期待感から自治体関係者の学習熱が高揚していた。その熱い雰囲気の中で、長や職員から、議会・議員の能力を疑問視する声があがっていた。これにたいして私は、現状はそうであるとしても、議会・議員の能力が向上すれば行政は現状のままではままだれない。したがって行政は、議会批判にとどまらず、心のなかに理想の議会をもつて仕事をすべきではないかと、対論してい

た。

そのことを当時担当していた北海道町村会報の小さなコラム欄に「心のなかに議会を持て」と題して書いた（1995年6月26日号）。理想の議会であれば、当然、長が提案する政策案の内容について、議員は次のような質問をして論議化・争点化するはずだから、そのとき長と行政は自らおこなった政策活動の内容を的確に説明できるであろうが、

- ①この政策の実施を希望あるいは提案した者は誰か（政策発生源）。
- ②結論に至る過程どのような複数の案を検討したか（代替案）。
- ③他の自治体の類似政策を調査検討したか（比較検討）。
- ④この政策の作成過程どのような市民の意見を聞いたか（市民参加）。
- ⑤この政策の検討においてどのようなデータを用いたか（政策情報）。
- ⑥この政策の根拠は何か。総合計画あるいは法律・条例か（政策根拠）。

心のなかに理想の議会をもつ

そして、この6項目は「政策の最も基礎的な要素であり、これが満たされなければ政策の質は上がらない。とすれば、議会や議員の能力はとてたおれ、長は常に心の中で「理想の議会」を想定してそれに耐えられる政策立案を職員に奨励すべきである。議会や議員の能力が低いうからといって、行政は自らの能力まで低位に下げはならない」とも。

その1年後の1996年、私は、前記の6項目に、政策目的・周知方法・効果予測・財源構成・積算根拠・将来コストなどの項目を加えて、政策基礎情報の試案として「事業別政策調書のシート」を作成した（拙著「自治・議会基本条例論」公人の友社、2009年増補版、所収）。この試案は翌年、現任出北海道知事が政策評価の一環として採用し、約六千種の道の全事業に関する政策情報シート（事業別政策調書）を作成・公開した（神原・伊東和紀「公共事業をめぐる自治体の政策責任」年報自治体学第12号参

照）。

2001年になると、北海道二セコ町が全国初の自治基本条例において、行政は計画や政策への町民参加のために、①仕事の提案や要望等、仕事の発生源の情報、②代替案の内容、③他の自治体等との比較情報、④町民参加の状況、⑤仕事の根拠となる計画、法令、⑥その他必要な情報の提供に努めると規定した。奮闘にして全国の事情に遅れているわけではないが、このような規定をもつ自治基本条例は二セコ町だけではないか。

さらに2004年、北海道自治体学会・議会研究会がまとめた「議会基本条例要綱試案」は、上述の経過をふまえて、長の説明責任を8項目に整理している。栗山町議会が2006年に議会基本条例を制定する際に参考にしたのがこの「要綱試案」であったから、これらの項目も7項目に再整理し盛り込むことになった。そして冒頭に述べたように、これ以降は各地の議会基本条例に受けつがれて

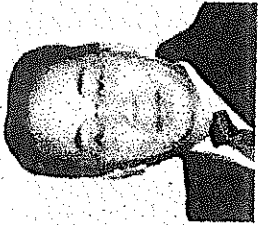
いことになったのである。

現状において項目は、行政が実施す

る政策情報の公開の柱とする場合と、議会が長にたいして求める説明項目の場合の両様がある。北海道茅渚町議会は、長の提案について「議会が審議するための論議項目」として位置づけている。いずれにしても、三代表を構成する長と議会の双方からのアプローチがあるということは、これらが議会・長を問わず、政府としての自治体の政策活動において豊富な養料であることを示している。

北海道福留町では、予算における新規事業に関して、議会基本条例に規定する7項目をふまへ「政策調書等・総合計画事業進行管理票」を議会と長が協議して作成・公開している。これらを参考に、総合計画（多年度予算）→年度予算（事業別予算）→決算（事業評価）の流れを効果的に連動させるための政策基礎情報として、計画・予算・決算の技術革新とあいまって整備することは、議会と自治体の政策力向上を高めるうえで不可欠の課題である。

議会



勝原 神
北海道大学名誉教授

議員の一般質問に対し、長が「検討する」などの表現に対応を送り出した各分事項のその後の進捗状況を追跡する議会が相次いでいる。また全国的なひろがりはないものの、北海道は、青森県佐井村議会の試みをモデルとした知内町議会を先頭に、伊達市、横島町、芽室町の議会が実施している。議員・議会活動

の中心にある長への「質問」とそれに対する長の「答弁」をその場限りにしないため、今後は議会改革のテーマの一つとしてひろがる可能性がある。

知内町議会が作成した「追跡質問の実施方法等について」によれば、追跡質問は、各定例会の議事日程にのせて一般質問の前におこなう。週三回の定例会で議員が一般質問した事項がその対象になる。手続としては、一般質問した議員本人が追跡質問するかたちを判断し、それを議長に報告して実施する。また答弁者には「一般質問の形骸化にならないよう結果のみを求める」とし、質問時間には、答弁をめぐって「10分以内を目途」にしている。

伊達市議会は「一般質問答弁事項進捗状況調査実施要領」を作成し、2014年から追跡調査を導入した。これによ

り、議員は「答弁指定事項進捗状況調査」で、その後の対応方針や進捗状況などの検討結果の報告を市長に求めることができる。市長が回答した「調査」（対応済・対応中・検討中・実施不可に区分し理由を付加）の回答は、HPを介して市長に公開される。実施件数は、2015年は17件、16年（一定・一定外）は18件であった。

横島町議会は、知内町、伊達市の先行例を検討したうえで、2014年11月に伊達市と同様の実施要領を定めた。要領の制定にあたっては行政との協議が欠かせない。まず議会が作成した案をもとに議会側（正副議長・議会運営委員長・議会事務局長）と行政側（三役・総務課長・学校教育課長）が協議・合意し、さらには行政の管理職会議における検討、了承をふまえて、全員協議会と実施に向けた

長の答弁、その後を追跡する

最終協議をおこなって確定している。

この追跡調査の特徴は、議会の説明文書「一般質問等における追跡調査のあり方」で次のように述べている。「当面議会の方向性は、議員が個人で対応する追跡質問『追跡調査』ではなく、議案・明決な答弁をめぐり議長が、自分の発言に責任をもち、しっかり説明責任を果たす旨地から、議会として対応する『追跡調査』の方式を検討すべきものと考えます。議員個人については、通常の一般質問として対応すべきと考えました。」

要するに「議員個人としておこなう追跡調査ではなく、議会としておこなう」ということが位置づけられている。その具体的なすめ方は、連年議会側の横島町議会は、各会議のおいて、議会運営委員会と議会事務局が、議員のおこなった質問事項を整理し、そのなかから議会と

して追跡すべきと考える項目を抽出し、それを質問した議員が確認したら、議長が町長に調査を提出する。町長の回答は議事日程にのせて各会議へ報告し、さらに町の広報紙に全文が掲載される。

溝部幸義議長は、「本町の追跡調査は、不祥事をめぐって過度に停滞していた前町長時代の行政を正す意味合いが濃かったが、現町長下の平時においても、長と議会が適度な緊張関係を維持して住民に対する責任を果たすうえで有効である。町長に対する議会からの問題提起は、一般質問にかぎらず、常任委員会からの政策提言もあるのでも、これらをめぐって今後の追跡調査のあり方を、議会基本条例に組み込むことも視野に検討する」という。

議会としての追跡調査は芽室町議会も試行をはじめている。同議会は、総合計

画や予算に議会の政策意見を反映させるため、議会活動の年間計画や土曜養をつ

いて、議会の政策活動の見える化をはかっている（いわゆる「政策形成メニュー」）が、それに組み込むために、議員のおこなった一般質問などを議員個人の活動に終わらせるのではなく、議会全体の活動につなげるため、「常任委員会としての追跡調査」を試行的にすすめている。

いつまでも検討の結果を示すのが期限を明かさない答弁用語は、その場しのぎの逃げ口上といわれて久しい。それを許してしまったのは議会と市長のなれ合いだが、ここにはちややく「追跡調査」という標が打ち込まれつつしている。当然をうろくまじく表現したはずなのに、いざはそれまでのことだが、議会改革のメニューはほとんどがそのうちおこなったから、この追跡調査も議会改革の成果の一つに加えてよいだろう。

自治体議会改革の 到達点と課題

北海道大学名誉教授

神原 勝

10年の議会改革によって「あるべき議会像のみえる化」がすみ、それが次なる改革へのたしかな展望を拓いた。二元代表制の理念が浸透したこと、それを具体化する改革事例を蓄積したことが、これまでの議会改革の成果だ。このことはどの議会にとっても本格的な改革にチャレンジできる条件が整えられたことを意味する。それだけに無為にやり過ぎそうとするなら、そうした議会は怠慢のそしりを免れることができなくなるであろう。議会にとってはこれまでとは違った意味できびしい時代がやってくる。

議会改革は 自治体憲法を画する営為

北海道栗山町議会が議会基本条例を制定してから10年の節目を迎えた昨年、当の栗山町議会をはじめさまざまな関係主体が記念行事を催し、また、さらなる議会改革の推進に貢献するため、議会事務局を経験した職員を核にした「議会技術研究会」なども新たに発足している。この間、私も多数の改革現場と接点をもつ機会に恵まれた。そうした経験をふり

返って、この10年間の議会改革は戦後自治史を画する営為であったと評価している。

かつて政治学者の篠原一は「神々は細部に宿りたもう」という言葉を引きながら、市民自治の発展は意義ある小さな営為からはじまり、時間の流れとともに次第に波及していく、と語り、政治学者の松下圭も、意義ある問題提起であっても実行されて見えるカタチになるまでには10年の歳月を要する、と常々述べていた。栗山町議会に起点をもつ議

会改革の今日的ひろがり、このような戦後自治の経験則に符合する好例といえるだろう。

10年が過ぎても議会基本条例の誕生前後の興奮が鮮やかによみがえる。そこには日本で最初の議会基本条例となること、それに耐える内容であるべきこと、といった議会関係者の熱い思い入れがあった。栗山町の議会基本条例は、新しい議会像の提示とともに、それを具体化するための諸事項のほとんどは4年にわたる先行改革の内容を条例化するも

かんばら・宏さる
1943年北海道生まれ。中央大学法学部卒業。旧東京都政調査会研究員、財団法人自治総合研究所研究員を経て、1988年から2005年まで北海道大学大学院法学研究科教授、05年から13年まで北海学園大学法学部教授。現在、北海道大学名誉教授。専攻は自治体学。「自治・議会基本条例論」(増補版)、「小規模自治体の生きる道」(総合自治の理論と実務)(共著)、「戦後自治の政策・制度事典」(編著)など著書多数。



のであったから、二元代表制の理念と現実が融合し、それゆえに議会改革の象徴となりえた。

こうして議会基本条例が登場した2006年が「議会改革元年」となって、全国で750をこえる自治体、実に4割をこえる議会が議会基本条例を制定するまでにひろがった。このような「議会基本条例時代」の到来は当時ほだれも予測しなかった。もちろん改革の時代は、古いものと新しいものが相克する分極状況を呈するから、後にも述べるように現段

階の議会改革を放手して評価するわけではないが、総じて議会改革の時代がやってくることは、当時も述べたが、以下の4点の理由にもとづいて予測していた。

第1に、分権改革によって議会の役割が変化した。2000年の分権改革によって議会の関与を排除していた機関委任事務の廃止を軸に自治体の事務が再編成され、自治体がおこなう事務はすべて「自治体の事務」となり、議会は全面的にこれに関与できることになった。したがって、二元代表制そのものに手直しがくわえられたわけではないが、結果としてこの事務改革は議会の役割を増大させることになったのである。

第2は、議会改革の遅れにたいする議会関係者の危機意識である。1960年代にはじまる今日の意味での自治体改革は、自治主体の変化でいえば、市民（市民運動の噴出）→首長（公選首長の対市民責任）→職員（政策能力の開発）へと連動しながらすすんできたが、議会だけは一貫して改革の外にあった。それゆえにキツカケさえつかめば、議会改革に火がつく潜在的な可能性がふくらんでいた。

第3は、その有力なキツカケとな

る議会基本条例が登場したことである。これによって二元代表制をふまえた議会のあるべき姿があらかになり、また、それを具体化するために議会と市民、議会と首長・職員、議員相互の関係の改革をめくって、なすべき当面の改革課題もみえてきた。議会は自己革新にあたって、成算のないソモソモ論からはじめられるのではなく、いつでも具体的な改革に着手できる教科書を手にした。

第4は、二元代表制論と議会改革の接合の問題である。自治体政府は、直接公選ゆえに政治的正統性が対等な首長と議会の二元代表によって構成される。したがって、二元代表制（国会内閣制）の国会のような与野党形成は制度要件ではなく、議会は首長にたいし批判と提案の機能を「機関」として發揮するのが本来の機能である。このような今日の議会改革の理論的支柱となる二元代表制論がすでに提起されていた。

以上の四つの要因が相乗して議会改革がすすむと予測した。なかでも私は、自治の主体とその相互関係の変化に大きな期待を寄せた。議会改革がすすむことによって、議員のみならず、先行して自己革新に直面してきた市民・首長・職員もあら

ためて自己のあり方を問い直さざるをえなくなる。すなわち、これからの議会改革に「議会が変われば自治体が変わる」可能性を読み、そのような変化をつくりだす議会改革を展望したのである。

議会改革は どんな成果をあげたか

それでは10年にわたる議会改革はどのような成果をあげたか。前にも述べたが、改革の時代は古いものも新しいものが交錯する分極的な状況を生ずるのが常である。この例にたがわず、議会改革がすすむにつれて議会間格差がみられるようになった。10年という時の流れのなかで、改革の先頭を走る「先駆議会」、議会基本条例は制定してもなかなか実行がともなわない「居眠り議会」、旧態依然の「寝たきり議会」に三分化してきたのである。

私の直感でそれぞれ1割、2割、7割と見立てている。ところが、NPO法人公共政策研究所（水澤雅貴代表）が昨年おこなった議会の政策活動実態調査によれば、この数字はほぼ妥当なものであることが裏づけられた。けれども議会間格差とはいつても、これはあくまでも時間格

差で、どの議会も努力次第でランクはあがるから、解消可能な当面の格差とみておきたい。逆に、先駆議会であつても油断すれば後退することはいうまでもない。

議会基本条例は、議会の行動規範を定めたもので、ここには、①積極的に市民と交流して市民の意思を自治体の政策に反映させる、②首長と行政をしっかりと監視し自ら積極的に政策を提案する、③これらの実効をあげるために議員間で関連に政策を議論する、という3本の大きな柱がある。この課題さえ押さえておけば、どこから改革に着手してもよいが、北海道芽室町議会のように短期間で総合的に改革をすすめ、全国のモデルとなった先駆議会もある。

ともあれ、10年かかって先駆議会が1割という現状で、どうして議会改革を高く評価することができるのかという疑問符がつきつけられる。これに答えるためには、やはり冒頭にふれた篠原の「説のように「時間」の軸を援用して考えるしかない。すなわち、現在という同時的空間における先駆議会は微々たる数かもしれないが、その意義が普及して改革議会が増大すれば未来の空間構成は大きく変化するはずである。現在にお

ける先駆議会の存在を起点に未来の空間を構想する視点なくしては、いかなる改革も語ることはできないだろう。

このような認識に立って、私は、10年の議会改革によって「あるべき議会議像のみえる化」がすすみ、それが次なる改革へのたしかな展望を拓いたと評価している。そしてこの「みえる化」には二つの側面がある。いずれについても多くの議会基本条例に書かれていることだが、第1は理論的な側面における問題で、二元代表制における議会議像が明確になってきたこと、第2は実践的な側面において、すぐれた改革事例が蓄積されたことである。

第1の二元代表制の問題だが、栗山町の議会基本条例は「二元代表制」という言葉を使用していない。「二元代表制」は当時においては議員・市民にとって馴染みの薄い用語であった。そこで議会は、その意味するところを平易に記述して、議会のあるべき姿をわかりやすく表現することにしたのである。現在から考えると、そのことがかえって二元代表制についての理解をひろげるうえでプラスに作用したのではないかと推測している。

昨年、10周年の記念行事の講演で条例制定時の議長・橋場利勝は「私の望む議会は基本条例の前文にすべて書いてある」と述べた。この前文には、二元代表制の意味として、町長と議会には、町民意思の反映をめぐって競争・協力し、町としての最良の意思決定を導く共通の使命があること、議会は自由な討議をおし、政策上の論点・争点を提起する「討論の広場」になることが第一の使命であること、それらの使命を実現するため、情報の創造と公開を前提に、議会と町民、町長、議員間の関係について独自のルールを定めると書いている。

ここまでの理解に達しているかどうかは別として、現在では多くの議会基本条例に「二元代表制」が明記され、また、昨今の東京都政をめぐるワイドショーなどでも「知事や政党・会派の言動は二元代表制に反する」といった評論がなされるなど、「二元代表制」が日常用語化しつつあることがうかがわれる。10年前と比べれば隔世の感がある。あたりまえのこととはいえ、自治体の代表制原理は国政と異なるとの認識は議会改革の第一歩である。

第2の成果である改革実践例につ

いていえば、列島全体で見れば一般的に議会基本条例に記されるアイテムに關しては、先駆議会によるすぐれた改革事例が蓄積されている。たとえば北海道でいえば、独自改革にくわえて本州をふくむ先駆自治体同士の交流による成果も吸収しながら改革を進めている栗山町、福島町、芽室町、登別市などの議会をたずねれば、全国的な改革の到達状況やすぐれた改革事例の情報に接することができる。

事実は小説より奇なり、というべきか、こうした実例の存在は改革に向けた大きな動力となる。今日ではこれらの到達状況や先駆事例は容易に情報入手できるから、改革をすすめようと思う議会はまずそれらの先端情報を取得し、自己の議会の現状と比較することで改革の構想をねることができるといえる。実際、北海道では、栗山町議会を本手に福島町議会が、福島町議会を本手に芽室町議会がそれぞれ独自性をくわえた総合的な改革を試みている。

以上のように、二元代表制の理念が浸透したことと、それを具体化する改革事例を蓄積したことが、これまでの議会改革の成果だととりあえず指摘しておきたい。このことはど

の議会にとっても本格的な改革にチャレンジできる条件が整えられたことを意味するから、それでも無為にやり過ぎそうとするなら、そうした議会は怠慢のそしりを免れることができなくなるであろう。議会にとってはこれまでとは違った意味できびしい時代がやってくる。

これからとくに注目したいこと

10年の成果をふまえて、次なる改革の課題あるいは留意点をいくつかアトラランダムに考えてみたい。

第1は、「政策議会」への展望である。自治体は地域社会に生起する公共問題を政策によって解決するために設けられた市民の政府だから、この政策に正面から向き合う力量を備えた「政策議会」に成長することは議会改革の重要な目的である。そこで、これまで試みてきた議会と市民の交流、議会と首長の緊張保持、議員間討議などの諸方策も、あらためて議会からの政策発信を軸に再構成すれば、求心力をもって議会改革が推進できる。

これに關してはすでに予算・決算に焦点をあてた議会における「政策サイクル」の形成というすぐれた試

みがあるが、さらにすすめて、政策の基本枠組として、また多年度予算として実効性ある総合計画の手法を確立することが肝要である。ここでは詳述できないが、すでに栗山町などでは議会が主導して「総合計画の策定と運用に関する条例」が制定され、計画と予算をリンクさせた政策議論が議会において可能なシクミが整備されつつある。

議会と行政がこれに習熟して政策議論を活性化させるにはなお時間を要するが、少なくともこのようなシクミが確立されなければ、議会の政策活動はこれまでと変わりのない「首長への要望」の域を出ることができない。計画や予算のシクミの革新は議会だけではおこなえない。これは首長・行政における政策手法の変更でもあるから綿密な協議を要する。だからこそ議会改革は「議会が変われば自治体が変わる」議会改革でなければならぬのである。

第2は、都道府県や大都市などの大規模議会の改革の問題である。ここには規模の大きさに由来する構造的な問題があって、なかなか改革がすすまない。これを克服するには二つの側面から検討が必要である。ひとつは、タテワリ型の行政にそった

常任委員会のほかにヨコワリ型の地区別常任委員会という政策空間を設け、都道府県であればそこに市町村議会の参加を、大都市ならば市民参加を試みて政策議論を活性化させる必要がある。

このような議会独自の政策空間を設けることによって、行政のタテワリ政策の弊害にたいする批判がきびしさを増せば、都道府県行政における出先機関の改革による地域政策単位の形成や、すでに地方自治法にも導入している大都市行政区の「総合自治区」化も促進されることになる。

もうひとつは議会内の会派の問題である。同レベルの政党政治と密接度の高い大規模議会の会派は、事実上は政党内派である。それゆえに二元代表制は首長との関係で与野党化した会派間の対立と調整を軸に運用される。しかもこの調整は水面下でおこなわれるから、議会基本条例にどんなに立派なことを書いても形骸化してしまう。まさしく大規模議会とは出態依然として「会派あって議会なし」の様相を呈しているといっても過言ではない。

政党内派には民意集約機能もあるから存在を否定するつもりはない

が、それならもう少し内部の透明度を高め、構成員にたいする拘束度を緩めてはどうか。会派が「政策集団」なら、政策研究の成果は政務活動費とともに公開されなければならぬ。また、広範多様な自治体政策を一会派でカバーできるわけではないから、多様なテーマを設けて会派横断的な政策活動にも積極的にとり組み、議会としての政策合意をつくりだす努力を重ねるべきだろう。

議会改革における市民的な基盤の強化

紙幅が尽きたので、最後に、議会改革における市民的な基盤の強化について一言述べておきたい。

議会改革10年の成果は、並々ならぬ熱意をもって改革にとりくんだ、議会事務局をふくむ議会関係者の努力のたまものである。けれども、そうした努力によって議会改革がすすんでも、マスコミ報道によれば、議会にたいする市民一般の評価はさして好転していないという。

先駆議会の絶対量が少ないこととあいまって、人口減少や高齢化、地域産業の停滞、行財政の縮小、議員のなり手不足、無投票・定数割れ選挙の増大、不祥事の発生など、議会

をめぐる昨今のきびしい環境がそうした努力をみえにくくしているのであらう。

けれども市民的な支えを欠いた議会改革は長続きができないこともまた事実である。最近になってある先駆議会の議会モニターから教わったことだが、普通の市民でいたときとモニターになってからの議会観がプラス方向に大きく変わったというのである。見方を変えれば、改革をすすめる議会の姿を市民に伝え、市民の議会観を変えていくシゴトは、議会・議員の努力だけでは限界があるということでもある。

そこでやはり市民の出番となる。議会の現場に出かけて市民の目で観察・提言する議会モニターの設置や、議会改革のあり方を議論する諮問委員会などへの市民参加を積極的にすすめる。

こうして日常の議会運営や改革の現場にふれて議会を理解した市民の数が増えれば、そうした市民がオピニオン・リーダーとなって、議会と市民一般との間の心理的な距離を短縮してくれるだろう。こうした市民参加をとおして議員予備群も育つのではないか。

(文中敬称略)

図 自治体運営の基幹的な条例体系

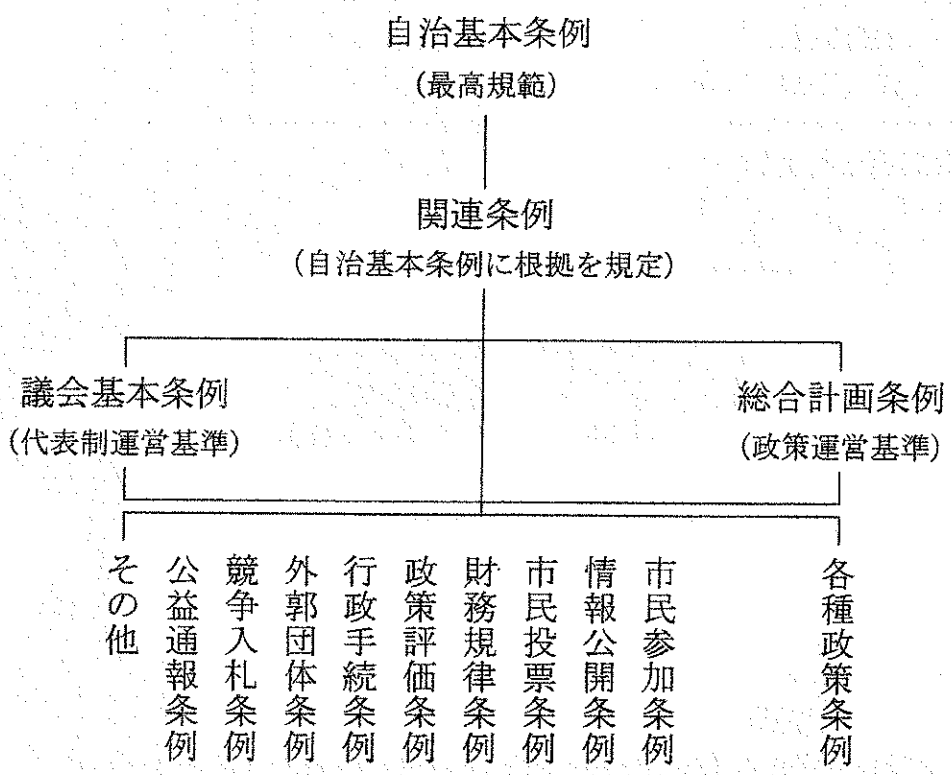


図 総合計画の策定・運用・改定の概念図

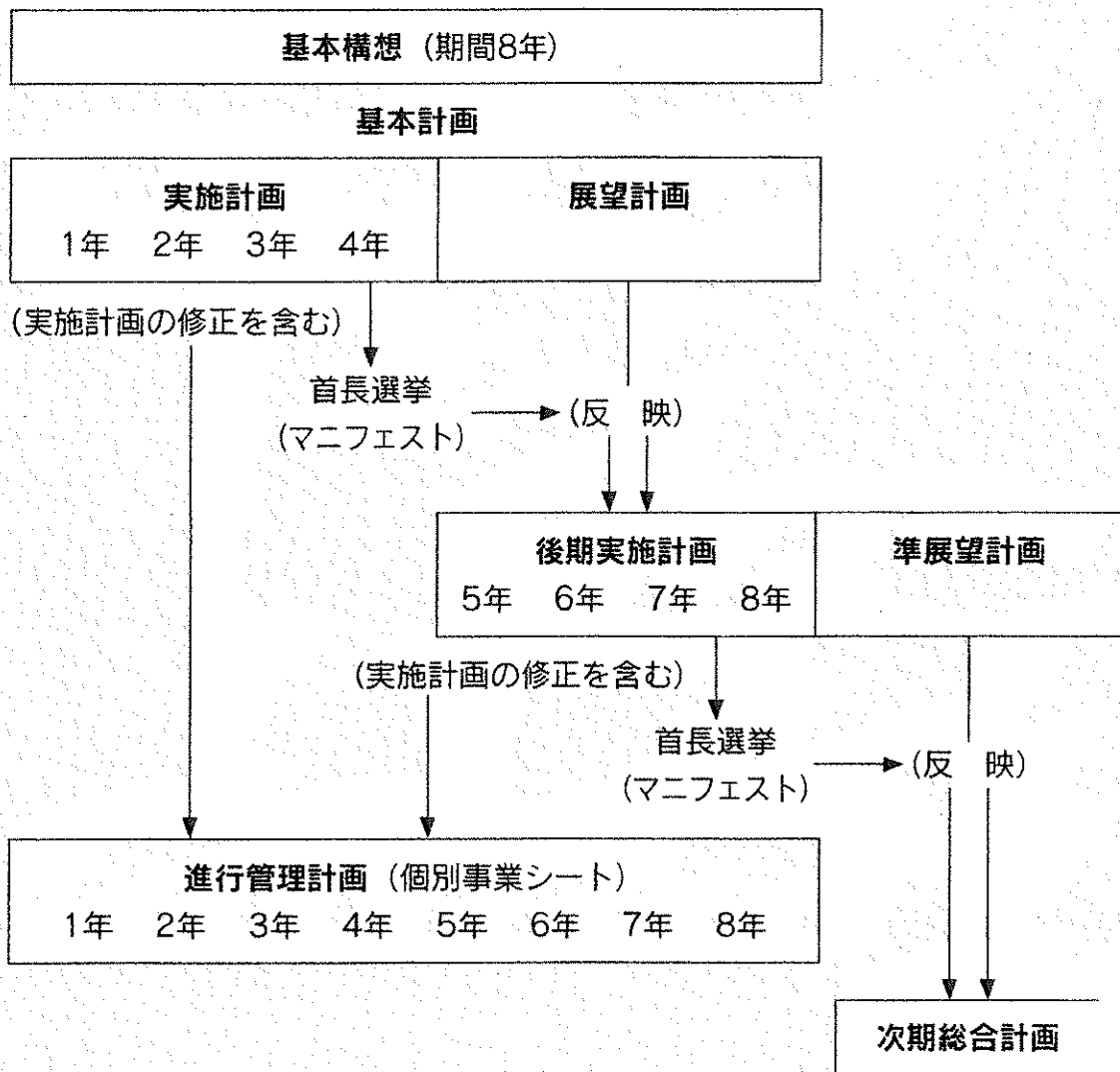


図 事業別政策調書のフレーム(新版)

		作成年月日	年 月 日
		記載担当課	
大項目	中項目	小項目	
1 事業の名称			
2 事業の担当	(1) 担当部課係		
	(2) 関連部課係および関連事業		
3 計画上の位置	(1) 総合計画における事業の記載	① あり(政策・施策・事業番号)	
		② なし	
	(2) 総合計画における事業の優先度	① A(高)	
		② B(中)	
		③ C(低)	
(3) 事業を記載したその他の計画など			
4 事業の対象	(1) 対象地域	① 全市域	
		② 特定地域	
	(2) 対象市民	① 市民一般	
		② 特定市民・団体	
5 事業の概要	(1) 現状における問題点の認識		
	(2) 当該事業の目的と達成目標		
	(3) 付随して想定する波及効果		
6 事業の性質	(1) 法定受託事務(法律名)		
	(2) 法定自治事務(法律名)		
	(3) 法定外自治事務(条例・要綱などの名称)		
7 新旧の区分	(1) 過年度からの継続事業(○年度～○年度)		
	(2) 新規事業	① 単年度事業	
		② 後年度への継続事業(○年度～○年度)	
8 決定の過程	(1) 事業の発案・提案者または事業のニーズ(発生源) (市民・団体・企業・議会・議員・長・外郭団体・他市町村・都道府県・省庁・外国・外国自治体など)		
	(2) 事業にかかる長のマニフェスト(選挙公約)		
	(3) 事業の立案過程で検討した代替案(代替案) (市民提案・議会提案をふくむ)		
	(4) 関係者からの意見聴取・市民参加(市民参加)		
	(5) 議会・議員が指摘した問題点(議会議論)		
	(6) 利用した主な統計および政策情報(政策情報)		
	(7) 参考にした他自治体の類似事業(類似事業)		
	(8) 国の施策・法令・参酌基準(国の基準)		
	(9) 市民に対する事業の周知方法(事業周知)		
9 事業の調整	(1) 地域や関係団体との調整		
	(2) 関係部課との調整		
	(3) 他市町村・広域連合・一部事務組合などとの調整		
	(4) 都道府県との調整		
	(5) 国(省庁)との調整		
	(6) その他		

大項目	中項目	小項目
10 財源の構成	(1) 事業費	① 事業費総額
		② 年度別区分(○年度～○年度)
	(2) 事業費の性質	① 単独事業
		② 補助事業(省庁、都道府県)
	(3) 財源の構成	① 一般財源
		② 国庫支出金
		③ 都道府県支出金
		④ 地方債
		⑤ その他(調整基金など)
	(4) 地方債の内容	① 地方債の種類
		② 充当率と発行額
		③ 償還期間
		④ 元利償還における地方交付税措置
⑤ 当該地方債が債務全体に及ぼす影響		
11 経費の算定	(1) 積算の明細	① 積算費目の区分・数量・単価
		② 事業実施にともなう職員人件費
	(2) 将来のコスト(将来に向けての維持管理、老朽化対策および事業採算等の見直しと対処方法)	
12 実施の方法	(1) 直 営	
	(2) 補 助	
	(3) 融 資	
	(4) 委 託	
	(5) その他	
13 執行上の課題	(懸念される問題の極小化など)	
14 評価と改善	(進捗状況・効果・実施方法・予算規模・課題・改善方法などを総合的に検証)	
	(1) 事業の履歴(執行後に生じた事情変化及び問題)	
	(2) 事業の進捗	
	(3) 目標達成度	
	(4) 事業の評価	① 市民による評価
		② 議会による評価
		③ 行政による評価
④ その他		
(5) 改善の方向	① 事業継続(現状維持・拡充・縮小・統合など)	
	② 事業休止	
	③ 事業終了	
	④ 事業廃止	
	⑤ 新規事業(新たな事業に切り替える)	

(注) この「事業別政策調書のフレーム(新版)」は、1996年に作成した「事業別政策調書のフレーム」をベースにしている。その当時北海道が政策評価のためにこのフレームの趣旨を採用し政策基礎情報として作成・公表した、同名の「事業別政策調書」(現在は別の政策評価情報の様式に変更している)、および現行の岐阜県多治見市「総合計画実行計画シート」や北海道福島町「政策調書等・総合計画事業推進管理票」などを参考にして、情報項目を若干追加して整理したものである。(2017年8月 神原 勝)

名寄市議会 「市民連合・凜風会」

意見交換会開催のご案内

日頃より市民の皆様には、私ども市議会会派「市民連合・凜風会」所属議員に対し特段のご指導、ご鞭撻を賜り心より感謝申し上げます。

改選前の最後の議会が2月22日に開会し、3月6日・7日・8日に代表質問、一般質問という日程になっています。

名寄市政の現況報告と、市民の皆様から議会や行政に対し、きたんのないご意見を賜りたいと考えております。何かとご多用とは存じますがご出席くださいますようお願い申し上げます。

開催日時および場所

◎平成31年3月4日（月） 午後6時30分から
◇ふうれん地域交流センター 会議室
（名寄市風連町本町）

◎平成31年3月5日（火） 午後6時30分から
◇名寄市民文化センター 大会議室
（名寄市西13南4）

「市民連合・凜風会」会派所属議員

・会長 熊谷吉正 ・副会長 佐藤 靖 ・幹事長 奥村英俊
・副幹事長 高野美枝子 ・佐久間誠 ・山崎真由美 ・浜田康子

2018年度 名寄市議会 「市民連合・凜風会」 議会報告・意見交換会

【開催日程・場所】

◎平成31年3月4日（月） 午後6時30分から

◇ふうれん地域交流センター （名寄市風連町本町）

◎平成31年3月5日（火） 午後6時30分から

◇名寄市民文化センター大会議室 （名寄市西13南4）

（次 第）

1. 開会あいさつ（熊谷吉正会長）
2. 自己紹介および1年間の活動
3. 会派からの報告（市政執行に関する要望）
4. 意見交換会
5. 閉会のあいさつ（佐藤靖副議長）

【参考資料】

市民連合・凜風会 行政視察にかかわる具体的な調査項目・内容

1. 各議員の役割について

会派役職	氏名	所属委員会等
会長	熊谷 吉正	市民福祉常任委員会委員長 議会運営委員会委員 名寄地区衛生施設事務組合議会議員（監査） 議員会会長 議会改革調査特別委員会委員（終了） 平成31年度予算審査特別委員会委員長
副会長	佐藤 靖	市議会副議長 総務文教常任委員会委員
幹事長	奥村 英俊	経済建設常任委員会委員長 議会運営委員会副委員長 上川北部地区消防事務組合議会議員（監査） 森林・林業・林産業活性化推進名寄市議会議員連盟事務局長 議会改革調査特別委員会副委員長（終了）
副幹事長 会計	高野 美枝子	総務文教常任委員会副委員長 議会運営委員会委員 議会報特別委員会委員 議員会幹事 議会改革調査特別委員会委員（終了）
	佐久間 誠	経済建設常任委員会委員 名寄地区衛生施設事務組合議会議員 名寄市都市計画審議会委員
	山崎 眞由美	総務文教常任委員会委員 議会運営委員会委員 議会報特別委員会委員
	浜田 康子	市民福祉常任委員会委員 名寄地区衛生施設事務組合議会議員 森林・林業・林産業活性化推進名寄市議会議員連盟幹事

2. 自己紹介および1年間の活動

平成30年第1回定例会 一般質問 熊谷吉正

- 1 二期目加藤市政を振り返って
 - (1) 部・次長会議の位置づけと機能について
 - (2) 公平正な市政運営について
 - (3) 市民ニーズと政策・事業のギャップについて
 - (4) 平和行政の取り組みについて
- 2 地域経済活性化にむけて
 - (1) 市内経済の動向と中小企業等振興について
 - (2) 公契約条例制定に向けた今後の取り組みについて
- 3 市民の声から
 - (1) 冬季の陸上自衛隊名寄駐屯地温水プール市民利用について
 - (2) 弥生公園の維持管理について

平成30年第2回定例会 代表質問 熊谷吉正

- 1 平和で安心なまちづくりについて
 - (1) 加藤市長の憲法観と今政治状況について
 - (2) 平和行政と名寄駐屯地創立65周年武装市中パレード周年武装市中パレードについて
- 2 名寄市総合計画(第2次)中期策定について
 - (1) 前期計画を踏まえた中と財政展望について
 - (2) 市民アンケートの分析と今後参画あり方について
 - (3) 今後の市役所体制あり方について
- 3 今後の市民負担増等行政課題について
 - (1) 水道事業の動向と市民関わりについて
 - (2) 国民健康保険の動向と市関わりについて
- 4 コミュニティ活動の推進について
 - (1) 今後の市政における町内会活動の位置づけと関わりについて
- 5 安心して健康で住み続けられる名寄市について
 - (1) 新年度の除排雪事業改善と道路良について
 - (2) 子どもの医療費無料化について
 - (3) 空き家対策の促進について
 - (4) (仮称)受動喫煙防止条例制定に向けて
- 6 公共交通等の維持改善と住民移動手段確保について
 - (1) JR宗谷線存続の取り組みと今後の動きについて
 - (2) 利用しやすく効率的な公共交通確保について
- 7 地域経済の活性化と農業振興について
 - (1) 市民と事業者のニーズに応える住宅改修について
 - (2) 農業振興について
- ① 農業情勢の変化による農村・農業者への影響と対策について
- ② 繁忙期における労働力確保の現状と対策について
- ③ 日本最北のワイナリーへの期待について
- 8 教育行政執方針について

- (1) 教職員の多忙化と改善方法について
 - (2) 教員住宅の確保について
 - (3) 高等学校のあり方について
- 9 名寄市立総合病院と名寄東病院等について
- (1) 名寄市立総合病院の経営課題等について
 - (2) 名寄東病院の役割と今後施設整備について

平成30年第1回定例会 一般質問 佐藤靖

- 1 名寄市の定住対策にかかわって
 - (1) 各種動向の受け止めについて
 - (2) 働く場の現状と課題について
 - (3) 移住、定住の認識について
- 2 立地適正化計画にかかわって
 - (1) 目的及び策定スケジュールについて
 - (2) 各種計画との整合性について
- 3 名寄市立総合病院及び大学の将来像にかかわって
 - (1) 名寄市立総合病院の29年度収支見通しについて
 - (2) 平成30年度診療報酬等改正について
 - (3) 地方センター病院としての名寄市立総合病院が目指す名寄地方の域医療像について
 - (4) 名寄市立大学を核とする小中高連携の可能性について

平成30年第2回定例会 一般質問 佐藤靖

- 1 名寄市経済の現状と課題について
 - (1) 北海道が公表する「地域経済カルテ」と現状の分析について
 - (2) 消費税増となった場合の市内経済、市民生活へ影響について
 - (3) 消費税増となった場合の対応について
 - (4) 市内経済動向と財政規律について
- 2 名寄市立大学の将来像 について
 - (1) 経営形態（独立行政法人化）及び地域優遇策（地域枠、入学金軽減）の基本的考え方について
 - (2) 執行方針に盛り込んだ「計画的な施設整備などを進める」の意図について
 - (3) 認証評価受審時に取り組む「教育研究や学生支援、社会連携、社会貢献など、様々な分野における改善、向上」の意図について
- 3 各種ボランティア団体等の現状と課題について
 - (1) 会員状況の現把握と今後の見通しについて
 - (2) 各団体の活動と市民生活のかかわりについて
 - (3) 有償ボランティアの必要性の見解について
- 4 名寄の冬を楽しく暮らす条例の現状と課題について
 - (1) 制定後の具体的取り組みについて
 - (2) 条例の理念、目指すべき姿について
 - (3) 市政執行方針に盛り込んだ「地域における利雪・親雪の取り組み推進」の意図について

平成30年第3回定例会 一般質問 佐藤靖

- 1 名寄地区中心市街活性化の展望について
 - (1) 徳田地区大型店進出以降における名寄地中心市街活性化の取り組み
 - (2) 徳田地区への大型ホームセンタ進出に伴う影響
 - (3) 今後の考え方
- 2 市内の緑（緑化）に対する姿勢
 - (1) この10年間における市街区伐採状況
 - (2) 名寄市における緑のあり方対す基本姿勢
 - (3) 立地適正化計画をはじめ、諸策定時における緑への認識
 - (4) 今後の考え方
- 3 名寄市における猛暑対策のあり方
 - (1) 小中学校内での取り組み
 - (2) 名寄市立総合病院内での取り組み
 - (3) 福祉施設での取り組み
 - (4) 公共施設での取り組み
 - (5) 今後の考え方
- 4 各種基金のあり方と市民ニーズについて
 - (1) 財政調整基金・減債公共施設備における現状と目標額
 - (2) 合併特例基金における活用策
 - (3) 高齢社会下における市民ニーズと財政かわって

平成30年第1回定例会 一般質問 奥村英俊

- 1 名寄市の除排雪について
 - (1) 市民の満足度と名寄除排雪課題について
- 2 名寄市総合計画（第2次）の推進について
 - (1) 市民生活に依拠した政策の推進について
 - (2) 重点プロジェクトの推進について

平成30年第3回定例会 一般質問 奥村英俊

- 1 市民との協働による宗谷本線存続に向けて
 - (1) JR宗谷本線の維持・存続に向けての取り組みについて
- 2 名寄市への定住対策について
 - (1) 移住・定住の促進と人材確保に向けて

平成30年第1回定例会 一般質問 高野美枝子

- 1 豊かな自然を活かしたまちづくりについて
 - (1) 市有林整備の今後考え方について
 - (2) 健康の森における木育の推進について
 - (3) 道立 林業大学校誘致に向けた取り組みについて
- 2 高齢者が活動しやすい文化につて
 - (1) 高齢者大学の活動と連携について
 - (2) 文化施設への交通手段について

- 3 労働者がきやすい環境づくりにつて
 - (1) 働き方改革を受けての市とし考えについ
 - (2) 女性が働きやすい職場づくりについ
 - (3) 非正規労働者の今後考え方につい
- 4 地方自治体における健全な財政運営ついで
 - (1) 健全な財政運営に向けて取り組んでいることは
 - (2) 今後に向けた考え方につい

平成30年第3回定例会 一般質問 高野美枝子

- 1 名寄市の災害対策についで
 - (1) 平成30年7月豪雨による災害学ぶ
 - (2) 市民の避難に対する応につい
- 2 高齢化社会に対応するため
 - (1) フレイルを予防する生活につい
 - (2) 認知症になっても安心して暮らせる名寄市を現実のもととするための方策につい
 - (3) 高齢になっても住み続けられるまちづくりについ
- 3 国際交流事業についで
 - (1) 国際交流事業の意義につい
 - (2) 国際交流事業での人材育成につい
 - (3) 市民レベルでの交流の重要性につい

平成30年第4回定例会 一般質問 高野美枝子

- 1 子どもたちの未来のために
 - (1) 不登校児童生徒の傾向と対策につい
 - (2) いじめ調査と対策につい
 - (3) 子育て支援事業計画のさらなる充実に向け
- 2 今冬の災害対策についで
 - (1) 大雪への対策につい
 - (2) 冬季避難訓練の実施につい
 - (3) 冬季における停電対策につい
 - (4) 防災センターの設置につい
- 3 名寄市の美しい景観を活かした観光とその活用につて
 - (1) ひまわり観光の現状と今後取組みについ
 - (2) 地域資源を活かした観光推進につい

平成30年第1回定例会 一般質問 佐久間誠

- 1 公共施設等の整備に関して
 - (1) 長寿命化計画に基づく橋梁点検の実施状況につい
 - (2) 橋梁の架け替え・修繕に関して
 - (3) 公共施設13%削減目標の考え方につい
- 2 持続可能な地域介護システムのあり方についで
 - (1) 増える高齢者に対応するサポーター(ボランティア)の現状と育成につい
 - (2) 買い物支援の取組みにつて

- (3) 高齢者の運転免許自主返納促進について
 - ①免許返納の環境整備について
 - ②自動運転など技術の進歩を取り入れた事故抑止策について
- 3 新年度（骨格予算）の重点施策に関して
 - (1) 重点施策と予算編成について
 - (2) 産業育成の視点から予算編検証について

平成30年第2回定例会 一般質問 佐久間誠

- 1 市政執行の所信表明に関して
 - (1) 無電柱化におけるコストと効果について
 - (2) JR「名寄高校前」駅について
 - (3) 子どものパスポート取得助成と公平性観点について
- 2 地域公共交通体系の今後あり方について
 - (1) 乗り合いタクシーの考え方について
 - (2) 郊外地区における利便性の高い交通体系整備につて
- 3 外国人労働力の活用、受け入れ拡大について
 - (1) 労働力受け入れのルート確立に関して
 - (2) 受け入れ環境等の整備・サポートについて

平成30年第4回定例会 一般質問 佐久間誠

- 1 人口減少下における地方自治のありについて
 - (1) 公共施設の維持管理と立地適正化計画について
 - (2) 本市の産業構成と持続可能なまちづくりについて
- 2 安心・子育て支援の環境整備について
 - (1) 学童保育の現状と使用料の平準化について
 - (2) 病児・病後児保育の状況と有資格化及び市のサポート体制考え方について
 - (3) 生徒の休日における運動環境充実について
- 3 JR宗谷本線の維持・存続について
 - (1) JR宗谷本線の利用促進策など議論経過について
 - (2) 国からの財政支援と自治体における関わりについて

平成30年第1回定例会 一般質問 山崎真由美

- 1 「住み続けられる名寄市」を目指した取り組みについて
 - (1) 除排雪への対応について
 - (2) 子どもの医療費助成拡充について
 - (3) 公共交通の確保について
- 2 道の駅を活用したまちづくりについて
 - (1) 南の玄関口として役割りを意識した取り組み について
 - (2) 物流の拠点として取り組みについて
 - (3) 観光資源としての取り組みについ
 - (4) 市民生活に密着した取り組みについて

平成30年第2回定例会 一般質問 山崎真由美

- 1 市民の満足度向上につながる市政運営について
 - (1) 副市長1名体制による組織機構の変容について
 - (2) 名寄市総合計画(第2次)の具現化にむけた対応について
 - (3) 一層の行政サービス向上にむけた取り組みについて
- 2 コミュニティスクールと小・中一貫教育推進について
 - (1) コミュニティスクールの取り組み状況について
 - (2) 地域性を重視した小・中一貫教育について
 - (3) スポーツ分野における小・中連携について
 - (4) 学校・家庭・地域・行政の連携強化による、さらなる教育環境形成について
- 3 農福連携の推進について
 - (1) 農福連携の現状と将来像について
 - (2) 関係機関の連携強化と行政の果たすべき役割について

平成30年第3回定例会 一般質問 山崎真由美

- 1 スポーツを核としたまちづくりについて
 - (1) スポーツ・健康都市宣言の制定について
 - (2) 施設利用状況及びの有効活について
 - (3) スポーツ環境の整備について
- 2 安全安心な暮らしを守る取り組みについて
 - (1) 有害鳥獣の現状と対策について
 - (2) 河川の雑木処理について
- 3 国際交流推進について
 - (1) 市民に身近な国際交流について
- ①国際交流展示スペースの活用について
 - (2) 名寄・リンゼイ姉妹都市提携50周年記念の取り組みについて

平成30年第4回定例会 一般質問 山崎真由美

- 1 安定と可能性を引き出す農業施策について
 - (1) 災害に対する取り組みについて
 - (2) ICTに対応できる人材育成について
 - (3) 名寄産農産物の付加価値を高める取り組みについて
 - (4) 女性農業者の活躍を支える取り組みについて
- 2 公共施設の活用に対する考え方について
 - (1) 閉校後の下多寄小学舎及び体育館の活用について
 - (2) 旧日進小中学校、旧東風連小学校、旧豊西小学校の校舎及び関連施設の活用について
- 3 スポーツ施策に関する市立総合病院及び大学との連携について
 - (1) 医科学サポートについて
 - (2) 連携チームの具現化について

3. 会派からの報告（2019年度市政執行に関する要望）

◆別紙を参照願います。

4. 意見交換

参 考

市民連合・凜風会 行政視察にかかわる具体的な調査項目・内容

◆10月22日（月）宮崎県宮崎市

1. 市民ボランティアの推進の取組みについて

①宮崎市の市民活動（ボランティア活動）の取組みの経過について

②「宮崎市ボランティア活動支援基本方針」から「宮崎市市民活動推進基本方針（改訂版）」までの特徴的な施策と成果について

③宮崎市民活動保険制度について

④市民活動の現状と課題について

◆10月23日（火）宮崎県えびの市

1. えびの市における30人学級の導入と小中一貫教育の取組みについて

①30人学級導入の経過と現状について（協議・議論内容）

②30人学級導入による成果と課題について（児童・生徒の様子について）

③施設一体型小中一貫教育校導入に至った経過と現状について（協議・議論内容）

④小中一貫教育導入による成果と課題について

◆10月24日（水）熊本県山鹿市

1. 地域包括ケアシステム構築の取組みについて

①地域包括ケアシステム構築に向けてのこれまでの取組み概要について

②特徴的な取り組みと課題について

③地域密着型サービスを活かしての地域包括システムについて（第1回全国地域包括ケアシステム連絡会学習交流会における事例報告）

◆10月24日（水）熊本県合志市

1. 合志市の図書館運営について

①合志市立図書館を指定管理者制度（株式会社こうし未来研究所）による施設管理にした経過と現状について

②指定管理者制度による施設管理における成果と課題について

③各図書館の特色と基本コンセプトについて

④複合施設における図書館運営の課題について（メリット、デメリットなど）

◆10月25日（木）味の素ナショナルトレーニングセンター（東京都北区西が丘3-15-1）

1. ナショナルトレーニングセンター立ち上げの経緯と競技力強化の拠点施設の見学

2. ジュニアアスリート育成に関する取組みについて

3. 医科学サポート及び栄養面からの選手サポートについて

4. 国立スポーツ科学センターとの連携について

5. 国のスポーツ振興に対して、ナショナルトレーニングセンターの果たす役割

◆10月25日（木）日本財団パラリンピックサポートセンター（パラアリーナ）

1. パラスポーツの現況について

2. パラアスリートの練習環境について

3. バリヤフリーに配慮した施設整備について

1 基本姿勢

市政執行にあたっては、市長は一党一派に偏ることなく、公平性、公正性、公明性を重視するとともに、平和憲法維持の基本姿勢を明確に示し、非核平和都市宣言を市政に反映し具現化すること。

【回答】

市政執行にあたりましては、本市のまちづくりの基本ルールである「名寄市自治基本条例」に基づき、情報の共有及び市民参加による市民と行政の協働のまちづくりの推進に向け、その役割と責務を果たすとともに、全ての市民に対して公平性、公正性、公明性を確保してまいります。

また、これまで実施している「非核平和都市宣言」の精神に則った各種事業の継続実施や民間団体などが行う事業との連携を図る中で、恒久平和を念願し、平和の尊さを市民と共有してまいります。

2 市民と行政との協働によるまちづくり（市民参画・健全財政）

地域自らがその実情に応じて自治を行う地方分権を確実に実行するために、自らの責任と判断で、主体的に地域づくりを進めていくことが求められています。そのためには地方自治体としては行政能力や財政基盤を強化し、住民自らが主体となる地域自治・住民参画のまちづくりが推進されるよう、次のとおり要望いたします。

- ① 「名寄市総合計画（第2次）中期基本計画」の市民周知に努め、実施計画の事業は名寄の将来像を見据え効果的な実施に努めること。

【回答】

名寄市総合計画（第2次）中期基本計画ダイジェスト版の作成や広報、ホームページを活用した市民周知を行うとともに、効果的な周知の方策についても研究してまいります。

また、総合計画の基本構想に掲げる将来像を見据え、重点プロジェクト及び主要施策の成果指標（KPI）の達成に向けて、ローリング作業を毎年度実施するとともに、PDCAサイクルの中で進捗管理を行いながら、実施計画事業の着実な推進を図ってまいります。

- ② 市民憲章や都市宣言を市民に浸透させるための取り組みを進めることとともに、自治基本条例に則し地域自治を高めるため、地域自治組織や地域町内会への助成を拡大し、活動の活性化を促すことに努めること。

【回答】

市民憲章及び都市宣言については、名寄市総合計画（第2次）における5つの基本目標としてこの主旨に沿ったものとして設置しており、これからも市民憲章及び4つの都市宣言の意義や精神がさらに広く浸透されていくように様々な取り組みを進めてまいります。

協働のまちづくりを進めるための最も重要な基本的組織である町内会に対しては、これまでも単位町内会や町内会連合会に対する財政支援に加え、町内会連合会の事務局を市が担うなど、町内会に対する積極的な支援を行ってまいりました。

また、加入率の低下や役員の担い手不足等が組織的な課題として顕在化してきていることから、町内会連合会と連携し、加入促進に対する支援を行うとともに、町内会活動への参画について呼び掛けてまいります。

さらに、単位町内会の枠を越え、小学校区を基本に組織されている7つの地域連絡協議会に対しましても、清掃活動や防災活動、多世代交流など地域の実情に応じた様々な活動を推進するための財政支援を行っており、平成29年度からは交付限度額の逡減措置を撤廃しております。

市民と行政との協働によるまちづくりを推進するうえでは、その担い手となる町内会や地域連絡協議会の活性化が必要であることから、それぞれの自主性を尊重した支援を行い、活動の活性化に努めてまいります。

- ③ 個人の人権尊重と「名寄市男女共同参画推進条例」をより具体化する施策の推進に努めること。

【回答】

本市におきましては、「名寄市男女共同参画推進条例」をより具体化するために、平成29年3月に「第2次名寄市男女共同参画推進計画」を策定しました。この計画をより実効性のあるものとするため、市はもとより名寄市男女共同参画推進委員会をはじめ、市民や各種団体・関係機関、企業等と連携し、計画に掲げた数値目標達成に向け努めてまいります。

- ④ 後年度に大きな負担を残さない健全財政を維持するため、財政規律を守り適切な事業選択のもとに持続可能な財政運営に努めること。

【回答】

本市の財政は、歳入の根幹である地方交付税の動向、人口減少に伴う市税収入減少の懸念や社会保障施策に要する経費の増加、年々老朽化が進行している公共施設・公共インフラへの対応、更には、公債費や基金残高の推移などから決して楽観視できる状況ではありません。

そのため、今後においても、将来世代に過大な負担を引き継がないよう、財政規律をし

つかりと遵守しながら、市民ニーズを的確に把握し、事業の選択と集中の徹底により、限られた財源の有効活用を図り、持続可能な財政運営に努めてまいります。

3 市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり（保健・医療・福祉）

出生率の低下による少子化や高齢化が進行していることから、労働力や消費の減少を引き起こすとともに、医療や介護などの社会保障負担の増大を招くなど、地域社会の活力が低下することが懸念されます。今後の人口減少を抑制するためにも、誰もが安心して暮らせる保健・医療・福祉の充実が不可欠といえます。市民が共に支え合い健康で安心して生活できる、やさしいまちづくりを進めていくために、次のとおり要望いたします。

- ① 未来を担う子どもたちのために、子どもの権利条約の理念を現実化し、子どもたちの権利侵害状態を早急に改善していく必要があります。そのためにも早急に子どもの「人格の完全にして調和のとれた発達」のために「子どもの権利条例」を制定し、未来を担う子どもたちの視点に立った「子どもにやさしいまちづくり」を目指すことに努めること。

【回答】

本市の子ども・子育て支援は、子どもの権利条約の基本原則である「子どもの最善の利益」が実現される地域社会を目指すものであり、子ども子育て支援事業計画において「子どもたちが安心して生きるための支援」「子どもたちを虐待や犯罪から守られる支援」「子どもたちが平等で自分らしく育つ支援」「子どもたちの意見発表や参加するための支援」の4本の柱により子どもの権利条約の理念を現実化するための施策の実施に努めてきております。

第2期子ども・子育て支援事業計画においても、子どもの権利条約の理念を尊重し、子どもにやさしいまちづくりのための計画策定をしてまいります。

- ② 安心して子どもを産み、育てる環境の拡充を図ること。子どもの医療費無料化を中学生まで拡大することを含め、子育て世代の負担軽減を図る施策の実現に努めること。

【回答】

本市における子どもの医療費支援につきましては、北海道の補助事業を活用し就学前児童の入院・通院の医療費自己負担を1割負担とし、小学生の入院にかかる自己負担についても1割負担としております。このことに加え、平成26年8月診療分からは名寄市独自に就学前児童の入院・通院の全額助成及び小学生の入院にかかる医療費の全額助成を拡大し実施しているところです。また、安心して産み育てる環境として小児科診療の24時間体制を整備してきております。

子育て支援施策として、平成31年度10月から3歳以上児の幼児教育・保育の無償化が行われることから、限られた予算を有効に、効果的な子育て支援に充てていかなければならないと考えております。

子どもの医療費無償化はナショナル・ミニマムな課題でありますので、引き続き市長会を通じ、国や北海道に要望してまいります。

- ③ 住み慣れた地域で自分らしい人生を全うできる社会を目指し、市民と協働して「地域包括ケアシステム」の確立に努めること。

【回答】

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう様々な取り組みを推進していく上で、地域包括ケアシステムの深化・推進は重要であり、地域の実態や状況に応じて、高齢者への支援や介護予防などにより高齢者が生きがいを持って生活できる地域の実現を目指しております。

平成30年3月に策定しました「名寄市第7期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、認知症施策の推進を第1の柱とし、医療介護連携の推進、生活支援・介護予防サービスの基盤整備、高齢者の住まいの安定的な確保を目指してまいります。

- ④ 「名寄市みんなを結ぶ手話条例」の制定を踏まえ、公共施設の窓口に手話通訳者を配置すること。

【回答】

社会福祉課では、職員が手話奉仕員養成講座を積極的に受講しており、現在4名の職員が手話通訳の必要な方が窓口に来た際の対応をしています。今後も、引き続き、職員の手話のスキルアップに努めてまいります。

- ⑤ 名寄市立総合病院の経営悪化は市民生活へ大きな影響を与えることから、適確な財政支援も含めて経営安定に努めると共に、引き続き医師や看護師、医療技術スタッフの確保及び処遇改善に努め、地域医療の充実に努めること。

【回答】

病院の経営安定には、医師・看護師などの医療スタッフの安定的な確保が極めて重要です。

これまでも、救急外来棟及びICU病棟の増改築、新館及びヘリポートの整備、高度医療機器の購入、当直手当等の増額、臨床研修センターを中心とした研修体系の確立、医師事務作業補助者の活用、看護師等学資金制度の拡充、医療職給料表導入による初任給の引

き上げや手当の増額、院内研修体制の充実、高校・大学・看護師養成校への訪問、職場体験実習の受入れなど、ハード・ソフトの両面から働きやすい環境の整備を行うことで、採用者の増加と現在勤務している職員の離職防止に取り組んできており、平成28年度には新院内保育所も改築し、新たに給食の提供を開始しております。今後も様々な対策を実施しながら医師の招へいや看護師をはじめとした医療スタッフの確保に努めてまいります。

また、病院事業への財政支援は、毎年一定のルールに基づき繰入れを行っていますが、病院経営は大変厳しい状況にあるため、診療報酬改定の影響や経営状況等を見ながら新名寄市病院事業改革プランに沿って適宜対応してまいりたいと考えております。

- ⑥ 開業医の不足は、市民の大きな不安、市立総合病院の大きな負担となっています。情報を的確に捉え、開業医確保に努めること。

【回答】

平成29年12月施行の名寄市開業医誘致条例に基づき、市のホームページをはじめ、医療者向けの冊子や医療新聞等を活用し、開業医誘致制度の周知を進めております。

また、北海道地域医療課や厚生労働省北海道厚生局との連携のもと、医療コンサルタントを交えた情報交換を行い、開業医の現状や情報発信の方法などの助言をいただいております。

今後も、国、道はもとより、上川北部医師会等の関係機関と連携を密にし、開業医の確保に向けた取り組みを進めてまいります。

- ⑦ 介護を担う人材確保に努め、早急に介護施設の適正な運営ができるようにし、介護スタッフの処遇改善にも努めること。

【回答】

特別養護老人ホームにおける介護職員の確保状況では、常勤職員で今年度8名が新たに従事しているほか、再任用職員として5名の方々に引き続きご活躍いただいております。しかし、出産・育児により長期休暇中の職員がいることや新年度採用職員予定数に達していないことから、引き続き職員確保に努めてまいります。

また、国においては2019年10月の消費税の増税に伴う介護報酬改定のほか、新しい政策パッケージに基づく介護人材の処遇改善を予定していることから、情報収集に努めるとともに内容を注視してまいります。

- ⑧ 国民健康保険制度の安定運営を図るとともに、市民負担が増えないような施策に努めること。

【回答】

平成 30 年度からの都道府県単位化に伴い、財政運営の責任主体が北海道となり、多様なリスクを都道府県全体で分散して国保財政の安定化、効率化を目指すことになりました。

北海道から示された納付金を納めることで名寄市の医療費が交付される仕組みのため、急激な医療費の上昇による財政不安は解消されますが、納付金の支払いは国保税が主な財源となるため、不足する場合は基金の活用など市町村での財源確保が必要です。

今後も加入者の高齢化や医療の高度化等により一人当りの医療費は更に増加することが予想されており、国保財政基盤の拡充や強化を図るために更なる財政支援の拡充や国庫負担の引上げを講ずるよう市長会等と併せ国に対して要望してまいります。

また、加入者の負担軽減に繋がるよう医療費の適正化を図る一方、負担に充分配慮した適正な税率設定を検証してまいります。

4 自然と調和した環境にやさしく快適で安全安心なまちづくり

(生活環境・都市基盤)

安全で安心して暮らせるまちを未来へとつなぐためには、交通事故抑止・防犯・防災の取り組みを進め安全・安心な暮らしを維持し、豊かな自然環境や生活環境の保全による自然と共生する循環型社会を構築する必要があります。快適な生活環境を確保するために、次のとおり要望いたします。

- ① 自然エネルギーをはじめクリーンエネルギー（太陽光、水力、風力、木質バイオ等）による原発に依存しない社会の実現に向け、名寄市の公共施設において積極的な活用に努めること。

【回答】

本市における市内公共施設への新エネルギー設備の導入につきましては、平成 23 年度以降可能な限り、義務教育施設整備の際に太陽光パネル設置を行ってきております。今後におきましても、公共施設整備において可能な限り、自然エネルギーの活用や推進に努めてまいります。

- ② 市道の改良工事・補修を効果的に取り組むと共に、除雪・排雪については高齢者の門口除雪の無料化や生活道路の排雪回数を増やすなど抜本的な見直しを図り、冬の快適な生活空間の確保に努めること。

【回答】

第2次総合計画の基本目標である「自然と調和した環境にやさしく快適で安全安心なまちづくり」の中で、道路整備については、名寄市街地内道路の舗装整備率の5パーセント向上を目標に、交付金事業や有利な財源を活用しながら計画的に進めています。しかし、国において国土強靱化に資する防災・減災対策や社会資本の老朽化対策・長寿命化対策など、新たな事業推進に伴う影響から、交付金・補助金が市の要望額どおりの交付とはならず、道路整備事業が計画通りの進捗状況となっておりますが、今後も目標に近づけるよう努力してまいります。

除排雪事業につきましては、快適で安全・安心な道路空間の確保に向けて、関係機関や事業者と連携を図りながら、効果的な運用に努めているところです。

高齢者を対象とした「除雪」の支援制度につきましては、現在、70歳以上の高齢者世帯・障がい者世帯を対象に、収入基準を設け、基準額以内の世帯とし、市が指定した事業者と利用者が除雪のシーズン契約を結び、支払いの際に市が交付する除雪助成券を利用するものです。平成29年度末の70歳以上のみの世帯数が約3,500世帯で、全ての世帯を無料化及び門口除雪する場合、事業者（人員・機械）や予算の確保に限界があることから、引き続き事業内容を精査しながら、福祉的支援が必要な方を重点に支援を行ってまいりますのでご理解願います。

また、排雪回数の増加につきましては、現在保有している重機等の機械力不足や運転手やオペレーター、交通誘導警備員の確保といった面での人材不足、財源確保の観点から排雪回数を増やすことは容易ではないものと考えております。

しかし、道路脇の雪山により車道幅員が狭まった場合には、積み上げ除雪で幅員を確保し、交差点の見通しがむずかしい場合には、交差点のカット排雪で見通し確保に努めてまいりました。

今後とも、市民生活の快適度や満足度向上に一層努めてまいりますので、ご理解願います。

- ③ 安全でおいしい水道水の安全供給と安定した上下水道の経営に努め、料金改定については丁寧に市民説明を図り理解を得ること。

【回答】

安全安心な水道水の供給と下水道による清潔で快適な生活環境を実現するため、「名寄市水道事業経営戦略」（平成29年～38年）「名寄市下水道事業経営戦略」（平成29年～38年）に沿って、健全経営を目指し安定的な事業運営を行っております。

上下水道の経営状況については、平成27年度名寄市上下水道事業経営審議会に諮問し

「下水道使用料は当面据え置き、水道料金では改定が必要として事業見直しによる経費節減、経営状況を周知し理解得る等」と答申を受け、水道事業については、事業の見直しと投資・財政計画を検討し協議を重ねた結果、平成31年4月から水道料金を平均11.02%改定することとなっております。

料金改定については、市民生活に影響するものであり、丁寧に市民説明を図り改定内容や経営状況などご理解いただけるよう、広報や説明会などを通してきめ細やかに対応してまいります。

- ④ 公共性の高い市内バス路線の維持に対し適切な補助を講ずるとともに、利用促進となる施策に努めること。

【回答】

市内バス路線の維持につきましては、市内を循環するコミュニティバスなどの運行経費に対する補助や、郊外地区でのデマンドバス運行业務をバス事業者に委託するなど、地域に必要な交通手段確保に努めているところです。

利用促進につきましては、転入者へ配布する公共施設無料おためしチケットでのバス体験乗車や市立大学新入生へのバス利用方法周知、イベントと連携し会場近くのバス停降車時に運賃を無料する取り組みをするほか、バス事業者としても職業体験イベントに合わせバスの乗車体験等行っているところです。本年度、地域公共交通活性化協議会で計画策定を進めています「名寄市地域公共交通網形成計画」に基づき、利用促進事業の推進に努めてまいります。

- ⑤ JR宗谷線の存続は道北地域全体の問題です。名寄市が先頭に立ち、利用の活性化を図ると共に、国や道、JRに対し安定的で持続可能な運営に対する支援を求め、自治体の財政支出については市民理解を得ること。

【回答】

本市が会長を務める宗谷本線活性化推進協議会において、本年度は宗谷線フォトコンテストの実施やさらに利用しやすいダイヤの検討や利用の少ない駅や踏切についての検討などを実施してきており、宗谷本線の利用の活性化に向けた活動を行っております。

さらに、JR北海道が策定する線区別事業計画（アクションプラン）の策定に協議会として参画しております。自治体の財政支出については、まだ何も決まっておりますが、財政支出が必要な場合には情報提供に努め、理解が得られるよう努力してまいります。

5 地域の特性を活かしたにぎわいと活力にあふれたまちづくり

(産業振興)

安定した市民生活の維持には、地域経済の活性化とそれに伴う安定した雇用の場の創出が不可欠です。各産業分野から観光・レクリエーションに至るまで、豊かな自然環境など地域特性を活かした産業振興を図り、柔軟な対策による本市の地域性に合致した産業を創造していくために、次のとおり要望いたします。

- ① 見直しを図った中小企業振興条例により企業誘致、起業の促進、人材確保支援が進むように取り組みの強化・充実を図り、若年層に対する移住・定住の助成制度を拡充し、新たな人口流入と労働力の確保及び雇用政策の充実努めること。

【回答】

名寄市中小企業振興条例及び名寄市企業立地促進条例に基づく支援策を幅広く活用いただけるよう広く周知に努めていくとともに、国や道の施策に関し、「産官金連携なよる経済サポートネットワーク」において経済団体や金融機関等への情報提供・情報共有を図りながら、企業誘致、起業の促進、市内事業者の経営基盤の強化及び持続的発展等を支援してまいります。

雇用確保につきましては、都市部に集中する労働力を地方へ流れるよう、関係機関と協議を行いながら、人材の確保も含め検討を進めてまいります。

また、地元での就業を促進するため、新規学卒者向け連携支援業務として、ハローワーク名寄管内の市町村と連携して企業説明会を行うほか、市立大学を中心にハローワーク名寄と連携した取組を進めるなど、関係機関と連携を図ってまいります。

国においては、平成 31 年度から 6 年間継続した取組として、東京圏からの UIJ ターンの促進及び地方の担い手不足対策のための支援事業を実施することとしており、本市としましても、国・道と連携してこの事業に取り組むほか、移住施策のターゲットとして若年層の Uターン希望者へのアプローチも行うなど、新たな労働力人口の確保に向け、商工団体と連携して取り組んでまいります。

- ② 基幹産業である一次産業の振興に欠かせない担い手確保対策の充実と、国や道における助成制度などの確かな情報伝達に努めること。

【回答】

本市の現状として、高齢化、担い手不足により農業戸数の減少が続くなか、労働力不足や耕作放棄地・遊休農地の発生が懸念されております。担い手確保の状況では、後継者、新規参入による就農者を併せて年間約 10 人を超えておりますが、楽観できる状況ではなく、担い手の育成や持続的な新規就農者の確保は重要な課題となっております。担い手に対す

る支援策については、JAとの協調により農業後継者、新規参入者それぞれに対応した支援事業に取り組むとともに、新規参入者を対象に関係機関・団体による支援チームの現地巡回による相談・指導を取組んでおり、課題や成果を検証しながら引き続き担い手育成対策の充実を図ってまいります。

国は、「食料・農業・農村基本計画」の中で「力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保、経営所得安定対策の着実な推進」のもと各種支援策を講じているところです。本市においても、これらの状況を踏まえ各種支援を有効に活用できるよう情報収集に努めるとともに、農業政策等の情報においては、毎年発行しております「名寄市農林業施策の概要」で周知するとともに、FAXや電子メールによる配信など周知方法を工夫し進めているところです。今後も関係機関・団体と協力し、情報の収集・発信に努めてまいります。

- ③ 公契約の下で働く労働者の労働条件を守るため「公契約条例」を制定すること。また、名寄市で雇用されている臨時・非常勤職員の雇用条件の改善を図り、官製ワーキングプアをなくすとともに、市内における非正規労働者の実態を把握し雇用条件の改善が図られるように努めること。

【回答】

公契約条例につきましては、労働者の雇用や労働環境の悪化防止、公共サービスの品質の確保及び地域経済の活性化が条例の趣旨と認識しており、本市では平成25年12月に「名寄市公契約に関する指針」を策定し、運用を行っています。

具体的な取り組みとしては、契約制度の公平性及び透明性及び競争性を確保しつつ、従前から実施している低入札価格調査制度や入札時における内訳書の提出の義務化をはじめとして、労務単価の改定に併せた予定価格の積算に加え、受注者から下請業者へ適正な支払いについても指導などを行っています。

また、入札参加資格審査及び入札要件における指針に沿った要件整備や、建設業においては、建設事業者説明会において、指針に基づく対応について周知、徹底を図っているほか、入札参加資格申請審査要件として事業所の社会保険加入について確認する取り組みを行っています。

今後も、本指針はもとより、国や道からの各種通知及びガイドラインを参考に、本市の現状に沿った見直しをするなどの検討をし、発注者として、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」をはじめとする各法令の遵守や、公契約条例の理念や目的を果たせるよう努めてまいります。

- ④ 駅前プラザ「よろ一な」が開設されてもなお中心市街地活性化の具体的な効果が見られません。また、近年、よろ一なの様々な規制で市民から「使いづらい」との声が聞かれます。当初の目的が果たされない今、指定管理者のなよろ観光まちづくり協会に加え、商工会議所、商店街等と連携を図り、市民が期待する具体的な賑わい創出策に努めること。

【回答】

駅前交流プラザ「よろ一な」は平成 27 年度より N P O 法人なよろ観光まちづくり協会が指定管理者となり、施設の賑わい創出を含む管理運営を担っていただいております。

この間、施設利用数は増加しているものの施設利用と連動した中心市街地への人の動線創出には至っておりません。また、一部の管理運営の在り方に対する市民の様々な声があることを伺っているところです。

中心市街地の賑わい創出に向けては、一部商店街やグループが中心となり「よろ一な」で実施される事業と連携したイベントの実施等を行っており、このような取組を積極的に支援していくとともに、名寄商工会議所・なよろ観光まちづくり協会及び各商店街と連携を密にした賑わい創出施策を協議・実行してまいります。

また、管理運営については、指定管理者と連携し、入居団体同士の意見交換の場を設けるなど、市民の皆さんにとってより使いやすい施設となるよう努めてまいります。

- ⑤ 名寄市日進地区のサンピラー温泉の改修も含めた再整備については、時代のすう製を見つめ、将来に禍根を残さないためにも市民意見を十分に聞き、計画に反映し、市民理解を得ることに努めること。

【回答】

「なよろ温泉サンピラー」につきましては、平成 26 年度に名寄市日進地区が目指すべき望ましい整備の方向について、将来ビジョンを示すことを目的とした名寄市日進地区再整備基本構想を策定し、平成 27 年度に実施した「名寄ピヤシリスキー場地区に係る温浴施設等の検討支援業務」の調査結果を基に、今年度、改修のための基本設計を進めており、老朽箇所及び機能の改善といった市民ニーズを捉えた温浴施設の改修、合宿利用など宿泊者の満足度向上に資する宿泊施設の受入環境の改善などについて、次年度以降の実設計、改修工事に向け、市民の皆さんの意見を伺い、なよろ温泉サンピラー含む研修施設全体を有効活用しながら、市民の福祉と健康の増進、交流人口の拡大等に寄与することができるよう進めてまいります。

6 生きる力と豊かな文化を育むまちづくり（教育・文化・スポーツ）

教育都市宣言のまちとして学校教育環境の充実と市立大学を頂点とした幼・小・中・高・大の連携により創造力と豊かな心を持つ人材の育成を図り、総合的な学習環境の充実及び文化・スポーツ環境づくりを進め、地域文化の保存と活用を進めるために、次のとおり要望いたします。

- ① 子どもたちの健全な教育環境と学力向上を図るため「新・教職員定数改善計画」の確実な実施と「30人以下学級」の早期実現を図ること。

【回答】

現在、国では小学校1年生の35人学級が制度化され、北海道ではその他に小学校2年生及び中学校1年生についても35人学級が実施されています。

少人数学級については、児童生徒一人ひとりに目が行き届き、個に応じたきめ細やかな学習指導や生徒指導などが行えることから、引き続き30人学級の実現に向け関係機関に要請してまいります。

- ② 教育現場で混乱がおきないように、「日の丸・君が代」の強制と、道教委による「情報提供制度」については撤廃することを求めること。

【回答】

国旗・国歌の指導にあたり、現状では学校教育現場での混乱は生じていないと認識しています。今後も、適切に対応してまいります。

本市においては、これまで「情報提供制度」に関連した混乱はありませんが、学校・家庭、地域の信頼関係の醸成は教育現場においては極めて重要なことです。今後、この基本的な考え方を損なうような状況が生じた場合、北海道教育委員会と協議してまいります。

- ③ 特別支援教育に対する適正な教員または支援員の配置を図ること。また、多岐にわたる要因から生じるいじめ・不登校を未然に防ぐために中学校における「心の教室相談員」の常勤化を図ると共に、小学校における「心の教室相談員」の配置についても検討を進めること。また、個に応じた豊かな教育を実現するため、地域の特徴を活かした小中一貫教育の導入とコミュニティ・スクールの導入に努めること。

【回答】

児童生徒一人ひとりに応じた、きめ細やかな学習指導や生徒指導を行うため、小学校7校に36名、中学校4校に20名の特別支援担当教諭が配置されております。また、特別支援教育学習支援員を小学校5校23人、中学校4校に5人を配置しており、今後も加配教員

や支援員の配置については、学校の実情や要望等を十分に踏まえ、適切に対応してまいります。

心の教室相談員については、現在、学習指導要領で設定されている年間 35 週を基本に配置していることから常勤化する考えはありませんが、名寄中学校と名寄東中学校については兼務の状態が続いていることから人材の確保に努めるとともに、小学校における「心の教室相談員」をどのような体制で取組ができるのかについて検討してまいります。

小中一貫教育の導入については、引き続き智恵文地区をモデル地区として検証を行っていくとともに、コミュニティ・スクールの導入については、これまで名寄東小学校、智恵文小・中学校、風連中央小学校、中名寄小学校の 5 校に 4 協議会が設置されてきました。今後におきましても全校に協議会を導入するため、議論をすすめてまいります。

- ④ 名寄市立大学が地域経済、地域社会、文化の発展に寄与できるシンクタンクとして位置づけられるよう大学機能の充実と人材育成を図ること。また、新年度において施行される名寄市立大学奨学金給付条例については、1 年生にも適応されるような協議に努めること。

【回答】

名寄市立大学は、開学後 13 年を迎え、この間、市議会や市民の皆さんのご理解により、図書館及び新棟 5 号館の建設など、大型の施設整備を実施することができ、また、本年は社会保育学科の学年完成を迎え、800 名近い学生が名寄市で暮らすこととなります。

地域社会の経済や文化、保健・医療・福祉・教育などの発展に寄与するため、2016 年度からコミュニティケア教育研究センターを学内に設置して様々な取り組みを行っておりますが、今後も、引き続き、これらの取り組みを進めていくとともに、地域のシンクタンクとしての位置付けがなされるよう、センターを中心とする大学機能の充実と人材育成に努めてまいります。

名寄市立大学奨学金給付条例については、昨年末、市議会のご理解を得て、制定することが出来ました。ご指摘の 1 年生からの適用については、学内で検討を始めており、2020 年度の学生募集に間に合うよう、準備を進めてまいります。

市立大学が、今後、10 年、20 年と地域に根差した大学として輝き続けることが出来るよう、大学運営の安定に努めてまいります。

- ⑤ 「名寄市民文化センターEN-RAYホール」を文化振興の拠点とし、積極的な利用促進と、適正な施設の維持管理のもと安定した運営により、地域文化の創造を図ること。

【回答】

名寄市民文化センターEN-RAYホールは「文化・芸術活動の拠点」、「市民のコミュニティの醸成の場」として、本年度は昨年末で来場者が延べ1万9千人を超えるなど、有効にご活用いただいているところです。

また、地域文化の育成と創造に向けた取組としましては、文化祭はもとより、なよろ舞台芸術劇場実行委員会との協働によるアウトリーチ、ワークショップも含めた市民の鑑賞・参加機会の創出とともに、各種市民実行委員会、地元企業のメセナ活動と連携した事業展開により、多くの市民が文化に親しんでいただける機会づくりに努めてまいりました。

今後においても積極的な事業展開と利用促進、適正な維持管理により、地域文化の育成や創造に努めてまいります。

- ⑥ 冬季スポーツの拠点化事業が取り組まれ、冬季のスポーツ合宿・大会誘致・ジュニア育成強化が図られようとしています。冬季だけに偏ることなく市民の健康保持増進を基本に他のスポーツ・競技の振興にも努めること。

【回答】

冬季スポーツ拠点化事業においては、①青少年教育・人材育成 ②健康増進・いきがい・福祉振興 ③地域経済活性化 ④広域連携事業 の4つの事業を柱として、子どもたちの育成、市民の皆さんの健康増進・いきがいづくり・障害者スポーツ振興による福祉施策の推進、地域経済の活性化等スポーツを通じた“まちづくり”“地方創生”を、本市の地域資源であります高品質な雪等自然環境、コンパクト化されたスポーツ施設を活用し事業を推進していくこととしています。

今後も、多くの市民の皆さんが参加できる「市民皆スポーツ」を基盤とし、様々な競技を振興し、スポーツを通じた地域活性化を推進してまいります。